

明治5年(1872)

〔稿本表紙〕

明治五年
二月 忠義公史料稿本(初稿)二

〔稿本にて補正〕

三三三 伊東祐磨ヲ以テ海軍大佐ト為ス

二月三日

伊東祐磨ヲ以テ海軍大佐ト為ス、

伊東祐磨

二一郎

天保五年甲午八月生

○中略

同治 五年壬申二月三日

一任海軍大佐、

○以下略ス

三二四 鎮台分営調練ノ時通行ヲ許サ、ル旨ヲ令

スルコトヲ県庁ニ申入ル

二月八日

当分営調練ノ時ハ、営門下通吉野橋入口並元中ノ辻番所
角へ柵門ヲ設ケ、通行ヲ許サス、仍テ本県ヲシテ之ヲ令
セシム、

一当営門下通吉野橋入口、並元中ノ辻番所角江柵門相建、

調練之時々閉門いたし候間、御県内之もの其折ハ通融

不致様、屹と御達置給度、此旨及御問合置候也、

壬申二月八日

分営

県庁

三二五 伊地知正治ヲ以テ大議官ト為ス

二月八日

伊地知正治ヲ以テ大議官ト為ス、

鹿兒島県士族

伊地知正治

文政十一戊子六月生

但帰田法施行ノ分モ同様被差止候ニ付テハ、是迄禄券売渡済之分ハ、其高本人・引請人共名前並帰田法施行済之分共、詳細取調、早々大蔵省へ可申出

事、

一任大議官、

壬申年二月八日

○以下略ス

壬申二月八日

御布告書写

任大議官

中議官伊地知正治

二月十二日

三二七 大蔵少輔吉田清成ヲ以テ理事官ト為シ、米困ニ差遣ス

大蔵少輔吉田清成ヲ以テ理事官ト為シ、米困ニ差遣ス、

鹿兒島県士族

吉田清成

太郎

三二六 旧藩ノ禄券ヲ売買スルヲ申禁ス

二月十日

旧藩ノ禄券ヲ売買スルヲ申禁ス、

壬申二月十日

御布告書写

○中略

同明 五年壬申二月十二日

一理事官トシテ米困へ被差遣候事、

○以下略ス

各県實属ノ内、旧諸藩ニ於テ、士族・卒禄高改正ノ上、禄券ノ方法施行致シ候向モ有之候得共、御詮議ノ次第

有之、自今売買被差止候事、

壬申二月十二日

御沙汰書写

大蔵少輔吉田清成

為理事官米国へ被差遣候事、

大蔵大録南 保

大蔵少輔吉田清成、理事官トシテ米国へ被差遣候ニ付、
随行申付候事、

壬申二月十三日

御沙汰書写

租税権中属本多 晉

大蔵少輔吉田清成、理事官トシテ米国へ被差遣候ニ付、
随行申付候事、

壬申二月十四日

御沙汰書写

大蔵少丞大鳥圭助

大蔵少輔吉田清成、理事官トシテ米国へ被差遣候ニ付、
随行被 仰付候事、

三二八 上野景範大蔵少輔事務取扱ヲ命セラル

二月十二日

上野景範ノ租税権頭ヲ解キ、大蔵省三等出仕ト為シ、少
輔ノ事務取扱ヲ命ゼラル、

鹿兒島県士族

上野景範

○中略

同明治五年二月十二日

一免本官、
即日

即日

一大蔵省三等出仕被仰付候事、

同日

一少輔之事務取扱被仰付候事、

○以下略ス

大蔵省

○中略

大蔵少輔

四年十月十八日租税権頭ヨリ任、五年二月十二日
理事官トシテ欧米ニ航シ、六年八月八日帰朝、
六年九月九日特命
全權公使ニ任、

吉田清成 鹿兒島士

弘化元年甲辰十二月生

敬介

壬申二月十二日分

免本官

租税権頭上野景範

大蔵省三等出仕

從五位上野景範

但大蔵少輔事務取扱可致事、

大蔵省

○中略

出仕

五年二月十二日租税権頭上野景範 鹿兒島土^{五年九月四日外務省}三^三等出仕^三補

三二九 郷士ノ門望アル者ヲ撰ヒ、土籍ニ編入セ

シム

二月十四日

郷士ノ門望アル者ヲ撰ヒ、土籍ニ編入セシム、

壬申二月十四日

御布告書写

旧来郷士ト称シ家筋由緒有之候者ハ、土族ニ入籍可被
仰付候条、取調書ヲ以テ、大蔵省ヘ可伺出事、

三三〇 旧藩疆界ノ遷所ヲ撤ス

二月十四日

旧藩疆界ノ遷所ヲ撤ス（海口ハ姑ク旧ニ仍ル）

壬申二月十四日

御布告書写

各府県管内旧藩境界、海陸口ニ於テ番所ヲ設ケ、物品
輸出入口銭等取立来候向モ有之候処、以来陸口ノ分ハ
廢止可致、尤海口ノ分ハ輸出取締方法追テ相達候迄、
先従前ノ通取扱置可申事、

三三一 旧藩士族・卒ノ致仕者及子孫ノ廩俸ヲ停

ム

二月十四日

旧藩士族・卒ノ致仕者及ヒ子弟ノ廩俸ヲ停ム、

壬申二月十四日

御布告書写

各府県實属ノ内、旧藩中適宜ヲ以、土族卒倅并三三三
男隱居等へ、給禄或ハ終身扶持遣シ置候分モ有之候処、

当申年ヨリ総テ被廢止候事、

但從來差遣シ置候分ハ、高姓名書早々大蔵省へ可差

出事、

等ヲ廢シテ庶人ト為シ、徒以上ハ仍ホ本刑ヲ加フヘキコトヲ、本県ヲシテ更ニ之ヲ令セシム、
一從

三三三 華族旅行並請暇ノ節取計心得方ヲ令ス

二月十四日

華族旅行並請暇ノ節取計心得方ヲ令ス、

壬申二月十四日

御布告書写

自今華族ノ輩、旅行御暇願出候節、左之通可取計候事、

一天機伺之儀ハ、其時々可経伺事、

一勤學并治療等、其他要用ニテ暫時御暇願出候向ハ、

其管轄庁ニ於テ聞届、其時々正院へ可届出事、

但外国留學之儀ハ、不在此限候事、

三三三 士族・卒ノ犯罪者ハ之ヲ庶人ト為ス

二月廿四日

士族・卒ニシテ賊盜及枉法賭博・部民ノ婦女ヲ姦スル者

朝廷士族・卒賊盜及枉法賭博・部民之婦女ヲ姦スル等、廉恥を破ルコト甚シキ者、廢シテ庶人ト為シ、徒以上ハ仍ホ本刑ヲ可被加被

仰達候付、各其意を奉得、聊以廉恥を不失様可心掛旨、御県内一統江御布告有之度と致吟味、此段申出候、以上、

申二月

聽訟課

右之通申付候条、向々江可申渡候、

申二月廿四日

鹿兒嶋県庁

三三四 県庁移転・四課設置ノコトヲ令ス

二月廿七日

本県庁ヲ旧軍務局跡へ移シ、庶務・聽訟・租税・出納ノ四課ヲ設ケシム、

県庁之儀、明廿八日より旧軍務局跡江引移、別表之通四課相建、御用取扱候様向々江可申渡候、

申二月廿七日

鹿兒嶋県庁

二月廿八日

(別表)

一 庶務課

社寺・貫属・戸籍并ニ人畜ノ数ヲ稽查シ、郡長・里正勤惰ヲ察シ、官省ノ進達・府県往復ノ文書ヲ案シ、学校ノ事務及郡長・里正・戸長等外使部等ノ進退ヲ掌ル、

一 聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及ヒ県内ヲ監視シ、罪人ヲ処置シ、捕亡ノ事ヲ掌ル、

一 租税課

正租・雑税ヲ収メ、豊凶ヲ檢シ、及開墾・通船・培植・漁獵・山林・堤防・營繕・社倉等ノ事ヲ掌ル、

一 出納課

歳入・歳出ヲ計リ、金穀ヲ大蔵省ニ納メ、公廩用度ノ計算ヲ明シ、及ヒ官員・官祿・旅費・堤防・營繕等一切ノ費用ヲ掌ル、

三三五 兵部省ヲ廢シ陸・海軍二省ヲ置キ、河村純

義ヲ海軍少輔ト為ス

兵部省ヲ廢シ陸軍・海軍二省ヲ置キ、山縣有朋ヲ以テ陸軍大輔ト為シ、河村純義ヲ海軍少輔ト為ス(三十日ニ至リ、旧兵部省ノ陸軍武官及ヒ兵学・軍医ニ寮・糾問・造兵・武庫三司ヲ陸軍省ニ、海軍武官及ヒ兵学寮ヲ海軍省ニ属ス、但シ官吏ハ其旧ニ仍ル)

鹿兒嶋県士族

川村純義

與十郎

天保十一年庚子正月生

○中略

(末)

「同治五年壬申二月廿七日

廢兵部省、置陸・海軍兩省」

同日

一 任海軍少輔、

○以下略ス

壬申二月廿八日

御布告書写

任海軍少輔

正五位河村純義

陸軍省

○中略

兵部少輔

四年七月十五日
兵部少丞ヨリ任

川村純義

鹿兒島士

五年二月廿七日
海軍少輔ニ任

海軍省

○中略

海軍少輔

五年二月廿七日
兵部少輔ヨリ任

川村純義

鹿兒島士

七年八月五日
海軍大輔ニ任

三二六 陸・海軍二省新設ニ付大山巖ニ沙汰アル

迄従前ノ事務ヲ取扱ハシム

二月廿八日

兵部省ヲ廢シ、陸軍・海軍ノ二省ヲ置ク、仍テ大山巖ニ

令シテ、御沙汰アル迄従前ノ事務ヲ取扱ハシム、

○二月晦日(沙)

陸軍省

(領註)「第百十八号、六年太政官第百七十二号、八年第十二号布告、第七十七号」
元兵部省中、陸軍武官並兵学寮・军医寮・礼問司・造
布司ヲ以テ寮司廢止
兵司・武庫司其省ニ被管候事、

但其官員可為従前之通事、

○二月晦日(沙)

海軍省

(領註)「九年太政官第九十五号達ニ依リ兵学寮廢止」
元兵部省中、海軍武官並兵学寮其省ニ被管候事、

但其官員可為従前之通事、

三二六ノ二

鹿兒島県士族

大山巖

○中略

〔同五年壬申二月廿七日

一 廢兵部省、置陸・海軍兩省〕

追テ御沙汰候迄、従前之通事務取扱可致事、

○以下略ス

三二七 西郷従道ヲ以テ陸軍少輔ト為ス

二月廿八日

西郷従道ヲ以テ陸軍少輔ト為ス、

鹿兒島県士族

西郷平従道

慎言

○中略

〔（朱）〕壬申年二月廿七日

一 廢兵部省、置陸・海軍兩省

同日

一 任陸軍少輔、

○以下略ス

壬申二月廿八日

御布告書写

任陸軍少輔

正五位西郷信道（従力）

陸軍省

○中略

兵部少輔

四年十二月四日陸軍少將
兼兵部大丞ヨリ任

西郷従道 鹿児島士

五年二月廿七日
陸軍少輔ニ任

○中略

陸軍少輔

五年二月廿七日兵部少輔ヨリ任
同三月九日陸軍少將ニ任本官兼任

西郷従道 鹿児島士

六年七月二日
陸軍大輔ニ任

三三八 陸・海軍二省新設ニ付仁禮景範ニ沙汰ア

ル迄従前ノ事務ヲ取扱ハシム

二月二十七日

兵部省ヲ廢シ、更ニ陸軍・海軍ノ二省ヲ置ク、仍テ仁禮
景範ニ令シテ、御沙汰アルマテ従前ノ事務ヲ取扱ハシム、

鹿児島県士族

仁禮平景範

〔平輔〕

天保二辛卯年二月生

○中略

〔（朱）〕壬申年二月廿七日

一 廢兵部省、置陸・海軍兩省

追テ御沙汰候迄、従前之通事務取扱可致事、

○以下略ス

三三九 東京横濱間ノ鉄道成リ鉄道略則ヲ頒ツ

二月廿八日

東京横濱間ノ鉄道成ル（開業ハ九、月ニ在リ）、是日鉄道略則ヲ頒ツ、

壬申二月廿八日

御布告書写

今般東京横濱之間、鉄道建築落成、不日運転相關候ニ付、別紙略則之通相定候条、此旨相達候事、

但開局日限追テ治定ノ上可相達事、

(別紙)

鉄道略則

第一条 賃金之事

何人ニ不限、鉄道ノ列車ニテ旅行セント欲スル者ハ、先賃金ヲ払ヒ手形ヲ受取ルヘシ、然ラサレハ決テ列車ニ乗ル可ラス、

第二条 手形検査及渡方ノ事

手形検査掛ノ者来ラハ、手形ヲ出シ、改メヲ受ケ、又手形取集ノ者来ラハ、之ヲ渡ス可シ、右検査ノ節手形ヲ出サス、及渡方ノ時ニ手形ヲ渡サ、ル者ハ、更ニ最初発車ノステーションステーショントハ列車ノ立場ニテ、旅客ノ乗リ下リ、荷物ノ積ミ下ロシヲ為ス所ヲ云フ、ヨリノ賃金ヲ払ハシムヘシ、尤途中ヨリ乗来リシ者ニテ、其確証判然タル時ハ、其乗リタル場所ヨリノ賃金ヲ払ハシムヘシ、

第三条 途中ステーションニテ乗組並手形ノ事

途中ステーションニ於テハ、列車中余地ノ有無ニ応シテ、乗リ組ム事ヲ得ヘシ、若シ其手形ヲ買取シ総人数ヲ容ルヘキ余地ナキ時ハ、其中ニテ最遠キ地ニ赴ク手形所持ノ人丈ケ、先ツ乗込ム事ヲ得ヘシ、若シ又同里程ノ地ニ赴ク客数人アル時ハ、其手形ノ番号ノ順序ヲ以テ乗ル事ヲ得ヘシ、

第四条 偽欺ノ者扱方ノ事

何人ニ不限、賃金ヲ払ハス列車ニテ旅行セント計リ、或ハ遂ニ旅行シ、又ハ其払ヒシ賃金高相当ノ車ニ乗ラスシテ、更ニ上等ノ車ニ乗組、又ハ既ニ車ヨリ下ルヘキ場所ヲ過キ、増賃金ヲ払ハスシテ遠キ場所ニ至リ、遂ニ其賃金ヲ免レント計リ、又ハ既ニ払ヒタル賃金ニテ到ルヘキ場所ニ到リナカラ、車ヨリ下リ去ル事ヲ肯セス、又ハ其外如何ナル仕方ニテモ、賃金払方ヲ逃ントスル者ハ、夫々法ニ随テ罰スヘシ、

第五条 列車運動中出入禁止ノ事

總シテ、列車ノ運動中ニ出入スル事、又ハ車内旅客ノ居ルヘキ場所ノ外ニ乗ル事ヲ禁ス、

第六条 痲瘡等ノ病人ヲ禁止スルノ事

痲瘡及諸伝染病ヲ煩フ者ハ、乗車ヲ禁ス、若シ此等ノ

病人車中ニ在ラハ、見当り次第鉄道掛リノ者ヨリ、車外並鉄道構外ニ退去セシムヘシ、

第七條 吸煙並婦人部屋男子出入禁止ノ事

何人ニ限ラス、ステーション構内、別段吸煙ノ為メニ設ケシ場所ノ外、又ハ吸煙ノ為メ設シ車ヨリ、他ノ車内ニテ吸煙スルヲ許サス、且婦人ノ為ニ設アル車及部屋等ニ、男子妄リニ立入ルヲ禁ス、若右等ノ禁ヲ犯シ、掛リノ者ノ戒メヲ用ヒサル者ハ、車外並鉄道構外ヘ直ニ退去セシメ、且払タル賃金ヲモ取上ヘシ、

第八條 醉人不法人扱方ノ事

何人ニ限ラス、總シテ列車乗組中、又ハステーション並鉄道構内ニテ醉態ヲ現ハシ、又ハ其他ノ不法ヲ行フ者ハ、鉄道掛リノ者ヨリ車外及鉄道構外ヘ直ニ退去セシメ、且払タル賃金ヲモ取上ヘシ、

第九條 鉄道ニ属スル物品ヲ毀損スル時ノ事

何人ニ限ラス、浪リニステーション其他、鉄道構内ニ標識揭示セル書附等ヲ剝シ或ハ破リ、又ハ列車ノ番号札ヲ取除キ、或ハ車燈ヲ消シ、又ハ各車ノ諸器械・倉庫・建家・柵柵、其他鉄道一切ノ付属品ヲ毀損スル者ハ、悪意ノ所為ト過失トヲ論セス、都テ法ニ随テ所置

スヘシ、

第十條 機関車等へ乗込ヲ禁スルノ事

機関方並火夫ノ外ハ、其筋ノ免許ヲ得スシテ、右機関車又ハ炭水車ニ乗り、或ハ乗ラント為ス可ラス、且車長及車掛ノ者ノ外、其筋ノ免許ヲ得スシテハ、荷物車又ハ旅客ノ為ニ設サル車ニ乗り、又ハ乗ラント為ス可ラス、若此禁ヲ犯シ、鉄道掛リノ者ノ制止ヲ用ヒサル者ハ、直チニ鉄道構外ヘ退去セシムヘシ、

第十一條 鉄道地所へ侵入ノ者取扱方ノ事

何人ニ限ラス、ステーション又ハ鉄道構内へ侵入シタル者ハ、鉄道掛リノ者ヨリ即刻構外へ立去ラシムヘシ、

第十二條 旅客ノ荷物ニ関係セサルノ事

旅客所持ノ荷物ハ、總テ之カ為メ別段ニ賃金ヲ払ヒ、其受取証書ヲ取置カサレハ、若シ紛失毀損等アルトモ、政府ニ於テ敢テ之ニ関係セサルヘシ、縦令別段ニ賃金ヲ払ヒ証書ヲ取置トモ、其旅客ノ身廻リ着用衣服ノ外、荷物ノ内ニアル品ノ紛失毀損等ハ、政府ニ於テ敢テ之ニ関係セサルヘシ、且着用衣服ト雖トモ、其償ヒ金五拾円以上ニ過ル事ナシ、

第十三條 高金及大切ノ物品紛失ニ関不関アル事

金銀紙貨幣・郵便切手・為替会社通用券・為替手形・

約定証書・金錢請払証書・地所建家沽券・諸絵圖書画・

金銀玉石・破金・象牙・香木彫鐫・細工物・其余衣類・

玩佩物・粧飾ニ混作ノ些少ノ品類及硝子器類・陶器・

酒類・蚕種・繭・絹布・生熟糸等ノ品物運送方ニ付テ

ハ、其品柄並価高等ヲ明白ニ其掛ヘ申立テ、増賃金ヲ

払ヒ、紛失毀損等請合シ分ノ外ハ、總テ政府ニ於テ之

ヲ償ハス、

第十四条 牛馬獸類運送之事

牛馬及其他ノ獸類ヲ運送スル時ニ、其持主或ハ送リ人

ヨリ、右獸類ノ価ヲ運送掛ヘ申出、相当ノ増賃金ヲ払

ヒ、紛失毀損等請合セサル時ハ、若シ紛失損害有リト

雖トモ、政府ニ於テ敢テ之ヲ引受ル事ナシ、右増賃金

ヲ払ヒ、紛失毀損等請合セシ分ト雖トモ、馬或ハ牝牛

一疋ニ付金五十円、羊或ハ豚一疋ニ付金五円以上ノ償

ハ、是亦政府ニ於テ引受ル事ナシ、

第十五条 火器等運輸取扱方之事

何人ニ限ラス、火器火薬其他危害ノ物品ヲ、車中ニ携

ルヲ許サス、若シ獵ニ赴ントテ火器ト火薬些少許リヲ

持參致シタキ者ハ、初ニ之ヲ車長カウチドニ渡シ、目途ノ場所

ニ着ク迄預ケ置クヘシ、

第十六条 爆発質アル危害物運輸ヲ禁スル事

鉄道寮ヨリ追テ公告スルマテハ、前章ニ記セル如キ少

量ノ火薬ノ運送ノミヲ許スヘシ、其他ヘトロレム・カ

ルサイン・ナフツア・チユルベンタイン石炭油硝性及爆

発質燃焼質等ノ物品ハ、運輸セサルヘシ、

第十七条 荷物目錄ヲ渡スヘキ事

運送ノ諸荷物ヲ鉄道掛ノ者ヘ引渡シ、又ハ請取ノ度毎

ニハ、右荷主或ハ宰領人ヨリ其品柄・数量及姓名ヲ記

シテ、掛リノ者ヘ差シ出スヘシ、

第十八条 物品損害償方定限之事

鉄道ニテ運送スル物品紛失損害アリト雖トモ、鉄道掛

ノ怠惰過失ヨリ起リシニ非レハ、政府ニ於テ敢テ之ヲ

償フ事ナシ、

第十九条 規則ニ随ハサル者之事

何人ニ不限、諸事前条ノ規則ニ随ハスンハ、乗車及荷

物運送ヲ許サ、ルヘシ、

第二十条 規則等ノ変革布達之事

此規則中、変革及取捨アル時ハ、遍ク告達スヘキ様鉄

道頭扱ヒアルヘシ、

第二十一条

此規則ヲ施行スルカ為メニ、夫々法度局ニ訴へ、犯罪人罰シ方等ノ裁判ヲ乞フ手順ハ、鉄道頭或ハ鉄道支配人ノ間ニテ、其取扱アルヘシ、

第二十二条

旅客並荷物ノ運賃ハ、時宜ニ随ヒ変革アルト雖トモ、其変革毎ニハ二週日前ニ告達スヘシ、尤鉄道頭・鉄道支配方及ヒ運輸頭取ノ間ニ於テ、前条ノ如キ告達ナク、臨時ニ常例ヨリ下等ノ運賃ヲ以テ、列車ヲ仕立ツヘシ、

第二十三条

此規則來ル 月 日ヨリ施行ス、
右之条々此度確定候事、

三三〇 種田政明ヲ以テ陸軍少丞ト為ス

二月三十日

種田政明門左ヲ以テ陸軍少丞ト為ス、

壬申二月卅日

任陸軍少丞

正六位種田政明

三三一 本營、表・西兩門ノ通行並開閉規程ヲ定ム

是月(二月)

本營ニ於テハ、表・西兩門ノ通行並開閉規程ヲ定ム、

一表御門 御樓門之事

右被定置官員之外、通融ヲ不許、

一西御門 矢來御門之事

右一往諸人之通融門と定ム、無鑑札之輩ハ出入ヲ不許、

但朝六字より夕六字限、

右之通被定置候事、

壬申二月

本營

三三二 県庁常備・予備兵隊解隊等ノ達ヲ伝達ス

是月(二月)

山縣兵部大輔ヨリ、大中小藩兵隊ノ常備・予備兵ノ解隊等ヲ令セラレタルニヨリ、本県ヲシテ、更ニ之ヲ本県一般ニ伝達セシム、

一鎮西鎮台本分營官下之大中小藩兵隊、常備・予備來ル

二月十五日限尽ク解隊、平籍ニ可復、尤他方出張之分
は、追て帰臬之上同様取計可申事、

壬申正月十八日

山縣兵部大輔

右之通相達候付、外城常備并予備兵共解隊申付候、左
候て三官并砲兵小頭等俸禄、是迄之通にて、三官初兵
士共、郷学校出席申付候条、郡長江申渡、向々江も可
申渡候、

但都城県内并高岡・倉岡之儀も同断申付候、左候て
郷役之儀、追て治定之賦ニ付、其内は三官并小頭
調役等是迄之通、諸務取扱いたし候様申付候、

壬申二月

鹿兒嶋県庁

〔稿本表紙〕

明治五年
三月 忠義公史料稿本(初稿)三

〔稿本にて補正〕

三三四 大迫貞清ニ城取調トシテ出張ヲ命ス

三月二日

大迫貞清補ヲ以テ陸軍少佐ト為シ、同四日ニ至リ築造局分課ヲ命シ、同月城取調トシテ、小倉外九箇国ニ出張ヲ命セラル、

鹿兒島県士族

大迫貞清

喜衛

○中略

同明治五年壬申三月二日

一 任陸軍少佐、

同月四日

一 築造局分課申渡候事、

陸軍省

同月

一 城郭其他為取調、小倉・福岡・大分・三潯・伊萬里・長崎・美々津・熊本・八代・鹿兒島・都城ノ諸県へ被

差遣候事、

○以下略ス

三三三 旧兵部省庁ヲ陸軍省、築地海軍所ヲ海軍省ト為ス

三月二日

旧兵部省庁ヲ以テ陸軍省ト為シ、築地海軍所ヲ海軍省ト為ス、

○第六十五号(三月二日)(布)

〔明治二十一年九月十一日陸軍省ヲ總務省ニ移シ、元兵部省ニ陸軍省ヲ置、築地海軍所ニ海軍省ヲ被置候事、軍省第一号告示ヲ以テ海軍省ヲ赤坂区築地一番地ニ移ス〕

三三五 種子島時彦ノ開拓使五等出仕ヲ解ク

三月四日

願ニヨリ、種子島時彦ノ開拓使五等出仕ヲ解ク、

壬申三月四日

御布告書写

依願、開拓使五等出仕被免、 種子島時彦

三三六 調所廣丈ヲ以テ開拓使七等出仕ト為ス

三月五日

調所廣丈ヲ以テ、開拓使七等出仕ト為ス、

壬申三月

開拓使七等出仕 開拓使八等出仕調所廣丈

【参照】

北海道庁士族旧鹿兒島藩士調所廣郷男

從三位勲三等貴族院議員調所廣丈

○中略

廣丈ハ廣郷ノ男ニシテ、天保十一年四月朔旦ヲ以テ、

鹿兒島郡坂本村ニ生ル、幼名ヲ友次郎ト曰ヒ、後又藤

内左衛門ト称ス、夙ニ令聞アリ、宗家廣容嗣ナシ、依テ氏出テ、本家ヲ相続シ、藩主齊興ニ仕ヘテ小姓役ト為ル、後島津久光ノ附人ト為リ、小納戸役ニ進ム、忠義藩政ヲ執ルノ始メニ際リ、常ニ兵隊ヲ引率シテ京師ノ禁闕ヲ守護ス、家弟島津珍彦之ガ総裁トシテ在京セリ、氏珍彦ニ随ヒ、元治元年七月ノ役及ヒ伏見・鳥羽ノ役禁裏ヲ警備ス、明治元年藩兵ノ小隊長ト為リ、越後ニ出テ、尋テ羽州庄内ヲ攻メ、連戦連勝遂ニ平定ノ功ヲ奏シ、東京ニ凱旋ス、明治二年函館ノ役起ルヤ、藩ノ参謀トシテ春日丸ニ搭シ、奥州楡ヶ崎ノ役ニ蒞ム、既ニシテ函館ノ乱戡定ニ帰シ藩ニ帰ル、其軍功ヲ賞セラレ禄若干ヲ賜フ、尋テ郡奉行ト為リ、指宿郷外五郷ノ地頭副役ヲ兼ネ、五年一月東京ニ徴サレテ、開拓使ニ出仕シ、常ニ勸業教育ヲ掌トリ、殖産事業ト学校事務ニカム、十五年開拓使ヲ廢シ三県ヲ新設スルヤ、氏ハ挙ケラレテ札幌県令ニ任ス、十九年一月再ヒ三県ヲ廢シ、一北海道庁ヲ置クニ際シ、氏ハ元老院議員ニ転ス、二十二年六月復ヒ牧民官ト為リ、任ニ高知県ニ赴ク、後又鳥取県知事ニ転ス、蓋シ高知・鳥取両県ハ、人称シテ難治ノ県ナリト、是ヲ以テ氏特ニ拔擢セラレ

タリト謂フ、氏人ト為温厚篤実ニシテ方正、而テ其不偏不党ナル性質ハ、天然ニ有スル所ナリ、又能ク庶務ニ熟練セリト曰フ○下

履歷

明治五年正月十四日 開拓使八等出仕被申付、○全日農業掛被申付、○全年三月五日 開拓使七等出仕被申付、○全年全月十七日 東京詰被申付○以下略ス

三三七 集成館ヲ大砲製造所、火薬製造所ヲ火巧

所ト改称シ、造兵司管轄トス

三月八日

鹿兒島県ノ集成館ヲ改テ大砲製造所ト称シ、火薬製造所ヲ火巧所ト改称シ、之ヲ造兵司ニ属セシム、

〔第十六〕 三月八日

造兵司へ

鹿兒島県

集成館

〔頭註〕「七年一月二十八日海軍省ニ属ス」
自今大砲製造所ト改称、其司管轄申付候事、

同 県

火薬製造所

〔頭註〕「八年二月八日砲兵支廠ニ属ス」
自今火巧所ト改称、其司管轄申付候事、

〔参照一〕

〔頭註〕三月四日海軍省達ヲ以テ製造所ト改称
○一月二十八日

陸軍省

其省所轄鹿兒島県下機械所、自今海軍省管轄被 仰付候条、同省へ可引渡、此旨相達候事〔同日大蔵省へ心得達アリ略ス〕

〔参照二〕

〔頭註〕十二年陸軍省達乙第七十六号達ニ依リ消滅
○布第四十五号〔明治八年〕二月八日 陸軍全部

砲兵方面同本廠職司軍属職名、同本支廠職制条例、別冊之通相定候、此旨相達候事、

〔別冊〕

○中略

第六十二條 鹿兒島火巧所及火薬製造所、並ニ和歌

山火工所ハ、大阪方面ニ在ルヲ以テ之カ属廠ト為ス、

第六十三條 其支廠ニ在リ陸軍卿ノ命ヲ奉シ、本須

分給ノ例ハ、一モ本廠ノ法ニ異ナルコト無シ、唯青

銅砲製造所ノ事務、並ニ鹿兒島・和歌山属廠火工、

及ヒ火薬製造所ノ事務ニ至テハ、其製造ノ分量・形

質並ニ材料糶買ノ分量等、皆砲兵會議ノ決議ニ係ル

ヲ以テ、支廠ノ提理ハ、本廠提理ノ報知ノ上ニテ事

ニ從フヲ許ス、

○中略

第百六十七条 鹿兒島火巧所及火薬製造所、和歌山火

工所ハ大阪支廠ノ属廠タルヲ以テ、其規則亦板橋火

薬製造所ノ本廠ニ於ルカ如シ、

○以下略ス

三三八 田原陶猗ヲ以テ海軍省七等出仕ト為ス

三月八日

田原陶猗ヲ以テ、海軍省七等出仕ト為ス、

壬申三月八日

海軍省七等出仕

田原陶猗

三三九 仁禮景範ヲ以テ海軍省六等出仕ト為ス

三月八日

仁禮景範ヲ以テ、海軍省六等出仕ト為ス、

鹿兒島県士族

仁禮平景範

平輔

天保二年卯年二月生

○中略

同年明治五年三月八日

一海軍省六等出仕被仰付候事、

○以下略ス

三四〇 近衛兵ヲ置キ西郷従道ヲ陸軍少将近衛副
都督トナシ陸軍少輔ヲ兼ネシム

三月九日

親兵ヲ廢シテ近衛兵ヲ置キ、西郷従道ヲ以テ陸軍少将

近衛副都督トナシ、陸軍少輔ヲ兼ネシム、

鹿兒島県士族

西郷平従道

慎吾

○中略

同年明治五年三月九日

一任陸軍少将兼陸軍少輔、

同日

一近衛副都督被仰付候事、

○以下略ス

壬申三月九日

任陸軍少將兼陸軍少輔、
陸軍少輔西郷從道
近衛副都督被 仰付、
陸軍少將西郷從道

壬申三月九日

御沙汰書写

陸軍省

御親兵被廢、近衛兵被置候事、

三四一 林清康ニ大坂鎮台第二分宮大式ノ心得ヲ

命ス

三月九日

林清康三謙ヲ以テ、大坂鎮台第二分宮大式ノ心得ヲ命セラ

ル、

大坂府士族元鹿兒島

林源清康

謙三

天保十四癸卯年正月生

○中略

壬申年三月九日

一大坂鎮台第二分宮大式之心得ヲ以、可相勤事、

陸軍省

○明治四年九月十三日
任陸軍中佐

三四二 樺山資紀ニ大式心得ヲ以テ鎮西鎮台第二

分宮へ出張ヲ命セラル

三月九日

樺山資紀ニ大式心得ヲ以テ、鎮西鎮台第二分宮へ出張ヲ

命セラル、

鹿兒島県士族

樺山資紀

覺之進

○中略

同治五年壬申三月九日

一以大式心得、鎮西鎮台第二分宮出張被仰付候事、

○明治四年九月廿七日
任陸軍少佐

○以下略ス

三四三 旧紙幣ヲ東京八代洲河岸旧紙幣寮跡ニ於テ燬焼ス

テ燬焼ス

三月十日

政府ハ、旧紙幣ヲ東京八代洲河岸旧紙幣寮跡ニ於テ燬焼ス(旧紙幣ヲ綴クハ、此ヲ以テ始ト為ス)

○第七十九号(三月十日)(布)

昨年十二月中、新紙幣ノ儀、当二月十五日ヨリ御発行之儀相達候、就テハ追々御引揚相成候太政官並民部省ト書載有之候楮幣三百五拾五万千七百四十三兩余、東京八代洲河岸旧紙幣寮跡ニ於テ、来ル十五日焼捨致シ、其当日下午民へ縦観為致不苦候条、其旨不洩様可相達事、

三四四 大蔵・陸軍省ノ官吏ニ城郭及ヒ官民貯蔵

ノ古器・古書・兵器ヲ検査セシム

三月十八日

大蔵・陸軍二省ノ官吏ヲ府県ニ派遣シ、城郭及ヒ官民貯蔵ノ古器・古書・兵器ヲ検査セシム、

三四四ノ一

壬申三月十八日

府県へ御布告書写

今般各地方巡回之為メ、大蔵省官員出張致シ候ニ付テハ、各府県官庫ハ勿論社寺四民共、從來貯蔵ノ宝物銘書取調候筈ニ付、各府県ニ於テ此旨相心得、管内社寺ヲ初メ普ク可相達置事、

三四四ノ一

今般城郭兵器取調ノ為メ、陸軍省官員各地方へ出張、官庫ハ勿論社寺四民共、從來貯蔵宝物之内武器ニ属スル分巨細取調候筈ニ付、各府県ニ於テ此旨相心得、管内社寺ヲ始メ普ク可相達置事、

三四五 中井弘ヲ以テ大議生ト為ス

三月十九日

中井弘ヲ以テ大議生ト為ス、

壬申三月十九日

御沙汰書写

任大議生

中議生中井弘

○明治四年正月廿八日
任中議生

三四六 出寝・退午・入寝ノ三次ニ発砲スルコトヲ
一般ニ伝達ス

三月廿二日

明日ヨリ以後、出寝・退午・入寝ノ三次ニ於テ、発砲ス
ルコトヲ、第二分営ヨリ令セラレタルヲ以テ、本県更ニ
之ヲ一般ニ伝達ス、

出寝 退午 入寝

右三次号砲相定、明廿三日より第十二字より致施行候
間、為御心得及御問合置候也、

三月廿二日

第二分営

県庁

別紙之通相達候付、此旨及布告候也、

三月廿二日

鹿児島県庁

三四七 島津久光忠欽ヲシテ参朝セシメ、父二代

テ分家賜祿ノ恩ヲ拝謝セシム

三月廿三日

久光公忠欽公ノ三男
英之進ヲシテ参朝セシメ、父二代テ分家賜祿

ノ恩ヲ拝謝セシム、

分家御礼伺

今般臣久光分家被

仰出、御賞典高拾万石之内、為家祿拜戴被

仰付、難有次第奉存候、依テ速ニ 闕下ニ拜趨御礼申

上善候得共、于今罷勞甚敷涯々發途仕体無御座候ニ付、

実子島津英之進ヲ以御礼申上度奉存候間、御都合モ可

有之候付、此段奉伺候、以上、

明治五年壬申三月

從三位島津久光

式部寮御中

伺之通函

是故本年三月廿三日、島津英之進代父久光 内、就

宮内省拝分家之辱、

三四八 本田親雄ヲ以テ少議生ト為ス

三月廿三日

本田親雄ヲ以テ少議生ト為ス、

鹿児島島士族

本田親雄

文政十二年己丑九月生

○中略

同治 五年壬申三月廿三日

一 任少議生、

○以下略ス

三四九 大久保利通米國ヨリ帰朝ス

三月廿四日

大久保利通米國ヨリ帰朝ス、
三四九ノ一

鹿兒島県士族

大久保利通

一蔵

○中略

同治 五年壬申三月廿四日

一 帰朝、

○明治四年十月八日
特命全權副使トシテ欧米各國へ被差遣候事、

○以下略ス

外務省

○中略

副使

四年十月八日大蔵卿ヲ以テ任、五年三月廿四日
事ヲ以テ帰朝、同年五月十七日再ヒ米國ニ航ス
士 六年五月廿六日帰朝

大久保利通

鹿兒島

三四九ノ二

略上 全權大使の目的は、欧米各國を訪問して其制度・

文物・風俗等を視察し、条約改正の準備及方法を調査
研究するにありき、然るに弁務使森有禮は、岩倉・利
通等に建論して、此機会に条約改正を執行することの

(頭註)「条約改正の議」

我国に利益あるを主張したり、米國國務卿フィシユも

また、条約改正の準備に止まらず、此機会に其条件を
議決するに如かすと注意し、大統領グラントも告げて

曰く、寧ろ改正を結了せよと、岩倉等は其懇切なるに
感じ、愈談判に着手すべしと決したり、然るに大使等

は、条約改正に関する全權の委任状を所持せざりしよ
り、利通は伊藤と共に帰朝して、更に廟議を定め、其

の委任状を得て再び渡航すべきに決定し、五年二月十
二日利通は、伊藤と共にワシントン府を發して帰朝の

途に上れり、其東京に帰着せしは三月廿四日にして、
當時政府に稟議したる条約改正に関する方針は左の数

項なりき、

(頭註)「政府に提出したる条約改正の各項」

一内地雜居は尚早きに由り、外国人をして居留地方の規則を遵守せしめんが爲め、先づ開港場に於て何年の間は何里以内と定め、内治の整理するを待て漸次に此区域を広むる事、

一 条約中に裁判所を公開し、内外人民をして同一の審判を受けしむることを掲げ、裁判權を我に復して從來の治外法權を廢する事、

一 然とも当分の中は、仮に法律を設け置き、漸を以て法律を改良し、實際裁判の公平なると法律の寛裕なるとを外人に目撃せしめ、以て日本に在るものは、日本の法律を遵守せしむるを目的とする事、

一 日本の法律中に外教の明禁なしと雖も、尚ほ高札に其禁令を揭示するを以て、外人は一概に自由信仰を妨ぐるの野蠻國と見做し、對等の權を許すことを甘んぜず、故に此高札の禁令を除く事、

然るに政府に於ては、曩に大使等の出發前に議定したるが如く、今回の使節は、各国を訪問して其制度・文物・風俗等を調査し、条約改正に関する準備方法の研究を爲すに止むべしとの議ありしが、利通・伊藤は大に斡旋する所あり、遂に委任状交附の議成立するに至

れり○以下
略ス

三四九ノ三

具視華盛頓府ヲ出発スル事

初メ二月三日、具視木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳ト國務省ニ至リ、國務卿フキシユニ面晤シ条約改正ノ事ヲ議ス、五日再ヒ前日ノ議ヲ継キ、之ヲ討論ス、フキシユ請求スル所ノ事件モ亦、略ホ我カ意ト同ウス、而ルニ具視等カ發軔ノ前、正院ニ於テ協議スル所ノ意ト齟齬スルコトアルヲ以テ、更ニ大臣・參議・外務卿ト協商セント欲ス、十二日利通・博文遂ニ華盛頓府ヲ發シテ歸朝ス○以下
略ス

三五〇 八田知紀へ俸禄引取ノ上期限中家族養俸
米下方ヲ令ス

三月廿七日

八田知紀^{喜左衛門}へ俸禄引取ノ上、期限中家族養俸トシテ給米方ヲ本県ヨリ令ス、

一養俸六石

八田喜左衛門

右ハ朝廷之官職拜命被仰付、当分被下置俸禄之引取之

上、期限内家族為養俸右之通被下置候事、

申三月廿七日 鹿兒嶋県庁

三五二 藩債証書中偽造詐欺アルヲ以テ之ヲ嚴飭

ス

三月廿八日

藩債証書中偽造詐欺アルヲ以テ、令シテ之ヲ嚴飭シ、其犯情錯誤ニ係ル者ハ自首スルヲ許ス、

壬申三月廿八日

御布告書写

今般旧藩々負債取調ニ付、証書為差出候処、右ノ内藩士共其金主ト申合、詐偽ノ証書取拵へ、官府ヲ掠ルノ手段致シ候者有之、及露頭候、右ハ不容易所業ニテ、即今御改革ノ機ニ乗シ、姦計相企候者共ニ付、推窮ノ上重科ニ処セラルベク、就テハ是迄借貸書類差出有之者ノ内、若シ一時ノ心得違ニテ曖昧ノ所為有之歟、又ハ不取調ノ廉等有之、心附候者ハ其管轄庁へ早々可訴出候、然ル時ハ自訴ノ廉ヲ以咎ノ沙汰ニ不及、万一隠置後日相顕ニ於テハ、仮令歳月ヲ過ルト雖モ、嚴重ノ

御処置可相成候条、此旨屹度可相心得事、

三五二 東京城ヲ皇居ト為シ官庁ヲ城東ニ設置ス

三月廿九日

東京城ヲ拳ケテ皇居ト為シ、官庁ヲ城東旧西ニ設置シ、余ハ悉ク市坊ト為スヲ令シ、其地ヲ測量セシム、

壬申三月廿九日

工部省

元本丸並ニ二ノ丸趾・西丸・吹上等一円 皇居ト被定、西丸下ニ於テ、太政官始メ諸官省御取建ニ可相成御治定候条、別紙図面朱引之外、一般市街分割之測量被

仰付候事、

略之
圖面

三五三 華・士族・卒在官ノ外農工商ノ職業ヲ許ス

是月(三月)

在官ノ外華族・士族・卒ヲシテ、農工商ヲ営ムヲ聽スコトヲ達セラレタルヲ以テ、本県ヨリ更ニ之ヲ一般ニ令ス、

一華・士族・卒在官之外、自今農工商之職業相宮候儀、被差許候事、

但職業相宮候者は、其業体・人名等管轄府県ニおるて取調、大蔵省江可届出事、

辛未十二月

太政官

別紙之通被仰渡候条、此旨及布告候也、

壬申三月

鹿兒嶋県庁

三五四 陸軍大尉海老原穆ヲ以テ大録ヲ兼ネシム

是月(三月)

陸軍大尉海老原穆量平ヲ以テ、大録ヲ兼ネシム、

鹿兒嶋県士族

海老原 穆

量平

○中略

同明五年壬申三月

一兼任大録

○明治四年八月十七日 陸軍省
任陸軍大尉

○以下略ス

三五五 開拓使御用人夫募集ニ付一般ニ之ヲ令ス

是月(三月)

開拓使御用人夫千人ヲ募集ニ付、家来・下人並町夫等一般ニ本県ヨリ之ヲ令ス、

一開拓使為御用人夫千人可被差出候付、家来・下人并町夫ニ至迄懇望之者は、別紙定則之通ニて、来十日限開拓使出張所江相付可願出候、此旨及布告候也、

但出張所之儀は、下石燈爐通角山下新左衛門所ニテ

候、

申三月

県庁

年齢拾八才より四拾才迄身体全健之者

一跡家内差支無之者可成丈は無妻之者、又は夫婦相揃差

越度願之者は、男同様ニ召支候付不苦候、

一年限式ケ年

一金五両

一人仕舞料被下、

一同老両式歩

道具拵料一人被下、

一同式歩

明治5年(1872)

主取一日之賃錢、

一同沓步三朱

次主取同断、

一同沓步式朱

上夫同断、

但病氣之節は此例ニあらず、

一野先鍬沓挺 一山鍬沓挺 一鶴髻沓挺

右三具宛持參、

但兼て大工・石切・木挽等内職之者は、銘々得道

具持參すへし、

三五六 桐野利秋ニ鎮西鎮台出張ヲ命ス

是月(三月)

桐野利秋ニ鎮西鎮台出張ヲ命ス、

鹿兒島県土族

元中村 桐野坂上利秋

平次郎

○中略

壬申年三月

一鎮西鎮台出張被仰付候事、
○明治四年七月廿八日
任陸軍少將

○以下略ス

〔稿本表紙〕

明治五年
四月 忠義公史料稿本(初稿)四

〔稿本にて補正〕

三三七 海軍少輔川村純義ニ艦隊諸港廻艦乗組ヲ

命シタルモ、十五日コレヲ解ク

四月二日

海軍少輔川村純義ニ艦隊諸港廻艦乗組ヲ命シ、十五日ニ
至リソレヲ解ク、

鹿兒島県士族

川村純義

〔写十郎〕

天保十一年庚子正月生

○中略

同年^{明治}四月二日

一艦隊諸港廻艦乗組被仰付候事、

同月十五日

一艦隊諸港廻艦乗組被免候事、

○以下略ス

三五八 大御支配檢地ニヨリ其高ノ計算法ハ、單

位ヲ合限ニ止ム

四月四日

大御支配檢地ニヨリ其高ノ計算法ハ、單位ヲ合限ニ止ム、
一大御支配御檢地ニ付、高結之儀合限ニ被仰渡置候、就
ては給地御軍役高之儀も、夕才ハ引捨合限ニ引結可申
候、左候へは夕才之高持は無高ニ相成賦候間、近在并
庄内表其外御檢地有之候郷々江持高有之面々江は、其
段御布告相成度致吟味、此段申上候也、

近在

申三月廿七日

御檢地掛

右之通申付候条、此旨及布告候也、

壬申四月四日

鹿兒嶋県庁

三五九 諸借地ニ関シ本県一般ノ規程ヲ定ム

四月五日

諸借地ニ関シ本県一般ノ規程ヲ定メ、之ニ抛ラシム、
 一兵器方借地屋敷之儀、当分ノ借地主江銘々屋敷成申付候、左候て以来士族屋敷同様相對讓受候儀差許候、
 一諸座附借地屋敷之儀、足輕以下ニても、当分ノ居住之者共江屋敷成申付、是亦已來売買之節は、足輕以上江相對讓渡候様申付候、
 一町屋敷江隣之職人屋敷其他借地之儀も、夫々申受ニて、相当ノ場所は町屋敷成申付、其外相離候借地等之儀は、是迄之通召置候、

右之通以來究置候条、於向々無間違可致取扱事、
 壬申四月五日 鹿兒嶋県庁

三六〇 本県令シテ県内他郷ト雖モ掛持地四町以
 内ハ所有ヲ免ス

四月五日

本県令シテ、県内他郷ト雖モ掛持地四町以内ハ、之ヲ所有スルコトヲ免ス、

一先般檢地取付之砌、自作地之儀他郷掛持不相成旨規則相建られ、既ニ期限ニ差掛、望之者江売払亦は差上たる向も有之候得共、已來県内他郷ト雖トモ四町限ハ差免し、夫より以上之場所ハ打分願出、相對熟談之上、勝手ニ売買差免候事、

但請返シ亦は売買ニ付、互ニ得と遂熟談可願出候、
 万一不法之儀も候ハ、取揚可申付候、
 壬申四月五日 鹿兒嶋県庁

(未)
二五日ノ日付ハ旧記雜錄追録卷百八十二ヨリ

三六一 橋口兼三ヲ以テ司法権少判事ト為ス

四月七日

橋口兼三与一ヲ以テ、司法権少判事ト為ス、

壬申四月七日

任司法権少判事 司法省七等出仕橋口兼三

〇四年十一月四日、鹿兒嶋県
 權大參事ヨリ參事ニ任ス

三六二 自今願書等ハ毎月三・八ノ日ヲ期シテ當

該所ニ提出スルコトヲ命ス

四月八日

自今願書等ハ、毎月三・八ノ日ヲ期シテ其當該所ニ提出スルコトヲ、本県ヨリ一般ニ之ヲ命ス、

一是迄不依大小事件願意之儀ニ付、各課官員私宅ニテ内意申立候儀、従前之悪弊も是より生し候儀不少候付、以来左之通相設候条可心得事、

毎月三・八ノ日

但四ツ時より九ツ時迄之間、

一神社・戸籍・家内入又は養子異変、家相統等之入組たる儀は庶務課、

一口事・訴訟等之事は聴訟課、

一年貢并居屋敷・持高・借地願其他開拓等之儀は租税課、

一金穀出入・扶持米・旅費等之儀は出納課、

右之通以来毎月三・八ノ日相定候条、其課々江願書

持參可訴出、万一心得違、私宅ニおゐて内意等申立

候ものは、譬へ条理有之候事たり共、屹と採用不可

致候間、聊心得違無之様可致布告事、

但急事件は此限ニあらず、

壬申四月八日

鹿兒嶋県庁

三六三 外務大輔寺島宗則ニ条約改正ノ事ヲ掌ラ

シメ、大弁務使トシテ英国在留ヲ命ス

四月八日

外務大輔寺島宗則ニ命シ、各国条約改正ノ事ヲ掌ラシメ、同廿五日ニ至リ大弁務使トナシ、英国在留ヲ命ス、

鹿兒嶋県士族

寺島宗則

陶蔵

○中略

同明 五年壬申四月八日

一条約改正取調御用掛被仰付候事、

全月廿五日

一任大弁務使、

全日

一英国在留被仰付候事、

全月廿八日

一英国へ被差遣候ニ付、交際之事務及在留民管轄委任被

仰付候事、

○以下略ス

外務省

○中略

英国公使館(倫敦)
二年閏十月二日廣

五年四月廿五日、大弁務使ヲ以テ駐節
同年十月十四日、特命全權公使ニ任
寺島宗則 鹿兒島士六年十月廿八日、
參議兼外務卿ニ任

外務省

○中略

大弁務使

五年四月廿五日外務大輔
ヨリ任(英國駐節)

寺島宗則 鹿兒島士
五年十月十四日廣官
特命全權公使ニ任

壬申四月廿五日

御布告書写

任大弁務使

外務大輔寺島宗則

三六四 大蔵省三等出仕上野景範ニ条約改正ノ事

ヲ掌ラシム

四月十二日

大蔵省三等出仕上野景範ヲシテ、各国条約改正ノ事ヲ掌
ラシム、

鹿兒島県士族

上野景範

敬介

弘化元年甲辰十二月

○中略

同年明治四月十二日

一条約改正取調御用掛被仰付候事、

○以下略ス

三六五 本県令シテ家来・下人ノ称ヲ廢止シ、尔後

従者トシテ稟申セシム

四月九日

本県令シテ、家来・下人ノ称ヲ廢止シ、尔後使用者ハ従
者トシテ稟申セシム、

一家来・下人名称廢止候事、

但以来召仕度者は、従者と可願出事、

右之通及布告候也、

壬申四月九日

鹿児島県庁

御布告書写

三六六 博覧会事務局ニ命シ華族貯蔵ノ大器ヲ檢

覈セシム

四月九日

博覧会事務局ニ命シ、華族貯蔵ノ大器ヲ檢覈セシム、

壬申四月九日

御沙汰書写

博覧会事務局

華族輩從來所持之物品中、御国宝ニモ可相成分ハ、追テ博覧場御取設ノ上御備ニモ可相成候条、右銘書早々取調為差出候様可取計事、

三六七 華・士族ノ子弟及厄介ヲ民籍ニ編入スル

コトヲ許ス

四月九日

華・士族ノ子弟及ヒ附籍者^{所謂厄介}民籍ニ編入スルヲ許ス、

壬申四月九日

自今華・士族子弟・厄介之輩、平民籍へ加入為致候儀可為勝手事、

三六八 莊屋・名主・年寄等ノ称ヲ廢シ、戸長・副戸

長ヲ置ク

四月九日

莊屋・名主・年寄等ノ称ヲ廢シ、戸長^{副正}ヲ置ク(俸給及ヒ諸費ハ、其他ノ華・士族以下ニ課ス)

壬申四月九日

府県へ御布告書写

一 莊屋・名主・年寄等都テ相廢止、戸長・副戸長ト改称シ、是迄取扱来候事務ハ勿論、土地・人民ニ關係ノ事件ハ一切為取扱候様可致事、

一 大莊屋ト称候類モ相廢止可申等、

一 戸長・副戸長給料並諸入用ハ、従前莊屋・名主・年寄等ノ振合ニ相心得、官員・神官・華族・士族・僧尼等ハ、毎戸力或ハ小間割等ニ割合可申事、

但戸籍法施行候ニ付テハ、事務繁劇ニモ可有之候ニ

付、従前ノ給料区々ノ場所モ可有之間、篤ト調査ノ上、不相当ニモ無之候ハ、三割迄増サセ候儀ハ、地方ノ見込ニ任セ不苦候事、

一村・町ノ外、城郭内外又ハ陣屋地等ニテ、華・士族多分住居ノ地ハ、右之内ニテ戸長・副戸長ヲ申付、土地ノ広狭、人家ノ多寡等粗比較ス可キ村・町、戸長・副戸長ノ給料ヲ支給可致、尤右給料ハ、其区内官員・神官・華士族・僧尼・農工商ノ無差別、毎戸カ或ハ小間割等ニ割合可申事、

但諸入用ノ儀モ本文ニ準シ可申事、
右之通候条、速ニ改正可致事、

三六九 少議生本田親雄ヲ以テ置賜県参事ト為ス

四月九日

少議生本田親雄ヲ以テ置賜県参事ト為ス、

鹿兒島県士族

本田親雄

文政十二年己丑九月生

○中略

同年明治五年四月九日

一任置賜県参事、

○以下略ス

○山形県

置賜県令

五年四月九日少議生
ヨリ参事ニ任

本田親雄 鹿兒島士

五年十一月二日
四等議官ニ任

三七〇 置賜県参事高崎友愛ヲ罷メ中議官ニ転シ

教部省御用掛兼勤ヲ命セラル

四月九日

置賜県参事高崎友愛五六ヲ罷メ中議官ニ転シ、同日本官ヲ以テ教部省御用掛兼勤ヲ命セラル、

鹿兒島県士族

高崎五六

(徳)伊太郎

天保七年丙申二月生

○中略

同明 五年壬申四月九日

一任中議官、

同日

一本官ヲ以テ教部省御用掛兼勤被仰付候事、

○以下略ス

壬申四月九日

御布告書写

任中議官

置賜県参事 高崎五六

教部省御用掛兼勤

中議官 高崎五六

三七一 滿二年勤続ノ者免職ノ節ノ賜方ヲ付令ス

四月十二日

府県官吏ノ罷免賞賜ハ、其旧藩中ヨリ連続奉職ノ年数ヲ算セサルヲ令ス、

壬申四月十二日

府県へ御布告書写

滿二年勤続ノ者免職ノ節賜方ニ付、先般御達ノ趣モ有之候処、心得違ノ向モ有之哉ニ相聞、不都合ノ事ニ候条、更ニ左之通相達候事、

旧藩中任官其後引続ノ向ハ、廢藩迄ノ年数ヲ不算、

辛未七月以後ヨリ御規則ニ照シ可取計事、

但旧県引続ノ官員ハ、其拜任ノ年月ヨリ可算事、

三七二 旧藩士ノ禄外周給ヲ停ム

四月十二日

旧藩士ノ禄外周給(所謂救助、手当ノ類)ヲ停ム、

壬申四月十二日

府県へ御布告書写

各府県實属ノ内、改正禄高ノ外ニ、旧藩ノ適宜ヲ以、救助或ハ手当等種々ノ名目ヲ以、禄扶持差遣置候向モ有之処、右等八年限ノ有無ニ不拘、当申年分ヨリ総テ可相廢事、

但從來差遣来候高姓名書、早々大蔵省へ可差出事、

三七三 伊藤祐磨ヲ正六位、中井弘ヲ従六位、樺

山資紀及大迫貞清ヲ正七位ニ叙ス

四月十五日

伊藤祐磨ヲ正六位ニ、中井弘ヲ従六位ニ、樺山資紀及ヒ

大迫貞清兩人ヲ各正七位ニ叙ス、
三七三ノ一

鹿兒島県士族

伊東祐磨

天保五年甲午八月生

二一郎

○中略

同年明治四年四月十五日

一叙正六位、

○以下略ス

三七三ノ二
壬申四月十五日

叙従六位

正七位中井 弘

三七三ノ三

鹿兒島県士族

樺山資紀

覺之進

○中略

同年明治五年五月十五日

○大倉官日誌ニハ
五月、四月アリ

一叙正七位、

○以下略ス

三七三ノ四

鹿兒島県士族

大迫貞清

喜衛

○中略

同年明治五年四月十五日

一叙正七位、

○以下略ス

三七四 高木兼寛ヲ以テ九等出仕ト為ス

四月十五日

高木兼寛藤四郎

ヲ以テ九等出仕ト為ス、

高木兼寛

藤四郎

嘉永二年九月十五日生

○中略

履歴

明治五年四月十五日

九等出仕被仰付、

○以下略ス

三七五 八田知紀ヲ宮内省八等出仕ト為シ御歌懸
ヲ命セラル

四月十七日

八田知紀善左衛門ヲ以テ宮内省八等出仕ト為シ、御歌懸ヲ命
セラル、

御歌所

歌道御用掛

五年四月某日宮内省 八田知紀 鹿兒島士 六年九月二日卒
八等出仕ヲ以テ勤務

○上略

一 八田知紀

八等出仕申付候事、

壬申四月十七日 宮内省

一 八等出仕

八田知紀

御歌懸申付候事、

壬申四月十七日 宮内省

右之通五月廿五日、東京ヨリ申来候事、

○以下略ス

三七六 製鉄助中村博愛ヲ以テ製鉄権頭ト為ス

四月十七日

製鉄助中村博愛ヲ以テ製鉄権頭ト為ス、

鹿兒島県士族

中村博愛

宗見

天保十四年癸卯十一月生

○中略

全明 五年壬申四月十七日

一任製鉄権頭、

○以下略ス

三七七 少弁務使森有禮ヲ以テ中弁務使ト為ス

四月十八日

少弁務使森有禮ヲ以テ中弁務使ト為ス、

鹿兒島県士族

森 有禮

金之丞

弘化四年丁未八月生

○中略

明治五年四月十八日

任中弁務使、

三七八 旧藩債ヲ大蔵省ニテ引受クルコトヲ達ス

四月十八日

藩債ヲ録シテ公債ト為シ、旧知事及ヒ士族ノ家禄ヲ以テ之ヲ抵償スルヲ止メ、又其公廩費ヲ補弁スルヲ罷ム、

壬申四月十八日

御布告書写

旧藩債ノ儀ハ、一藩ノ石高二関スル事ニ付、支消年限
目途相立、旧知事並士族・卒家禄ノ内ヘモ分賦償却可
致旨、庚午九月中相達置候処、今般負債ノ儀ハ、悉ク
大蔵省ヘ引受処分可致、且公廩費ノ儀モ、一定ノ規則
相立候ニ付テハ、負債支消或ハ公廩費等ノ内ヘ、是迄
家禄ヲ以差出来候分、自今総テ差免候事、

三七九 城郭及ヒ官民貯蔵ノ古器・古書・兵器ノ

檢覈ノ令ヲ本県一般ニ伝達ス

四月廿三日

先キニ大蔵・陸軍二省ノ官吏ヲ府県ニ派遣シ、城郭及ヒ
官民貯蔵ノ古器・古書・兵器ノ檢覈ヲ令セラレタルニ依
リ、本県更ニ之ヲ一般ニ伝達ス、

一今般各地方巡回之為メ、大蔵省官員出張致候付ては、
各府県官庫は勿論、社寺四民共從來貯蔵之宝物銘書取
調候筈ニ付、各府県ニ於て此旨相心得、管内社寺を始
メ普く可相達置事、

壬申四月

太政官

一今般城郭兵器取調之為メ、陸軍省官員各地方江出張、

官庫は勿論社寺四民共、從來貯蔵之宝物之内武器ニ属
する分巨細取調之筈候付、於各県此旨相心得、管内社
寺を始メ普く可相達置候事、

壬申三月

太政官

右為心得及布達候也、

壬申三月十九日

陸軍大輔

鎮西鎮台

右之通相達候条、銘々相糺有無之訳可被届出事、

壬申四月廿三日

鹿兒嶋県庁

三八〇 自今華族元服願ニ及ハサルヲ達ス

四月廿八日

自今華族元服願ニ及ハス、之ヲ前日ニ稟申セシム、

壬申四月廿八日

御布告書写

華族元服自今願ニ不及候条、前以日限可届出事、

三八一 華族ノ申稟等悉ク其管轄庁ニ致サシム

四月廿九日

華族ノ申稟等悉ク其管轄庁ニ致サシム旧制爵位ニ関スルモ之ヲ史官ニ致ス

壬申四月廿九日

御布告書写

華族ノ鞏願届等管轄庁へ差出、位階ニ関スル分ノミ

史官宛ニテ、管轄庁添書ヲ以差出来候処、自今総テ管

轄庁へ可差出事、

三八二 諸郷並近在町等ヨリ召仕ノ者ノ俗生及親

兄弟等ノ姓名ヲ肩書シテ進致セシム

四月廿九日

本県令シテ、諸郷並近在町等ヨリ召仕ノ下人・下女・乳母ノ俗生及ヒ親兄弟ノ姓名ヲ肩書シテ、来月八日ヲ期シテ之ヲ進致セシム、

一今般従

朝廷被仰出人員・戸数就取調、御用見合相成候付、諸

郷並近在町等より被召置候下人・下女・乳母等一時奉

公之者迄も、俗生且親兄弟等之名前肩書相記、来月八

日限戸長江可差出候事、

四月廿九日

三八三 大議官伊地知正治ヲ以テ副議長ト為ス

四月三十日

大議官伊地知正治ヲ以テ副議長ト為ス、

鹿兒島県士族

伊地知正治

文政十一戊子六月生

○中略

同年明治五年四月十五日

一叙正五位、

同月廿二日

一教部省御用掛被仰付候事、

同月卅日

一任副議長、

○以下略ス

(左院)

○中略

左院副議長

五年四月廿九日 伊地知正治

鹿兒島士

七年四月卅日
議長ニ任

三八四 侍従高島鞆之助ヲ以テ侍従番長ト為ス

四月三十日

侍従高島鞆之助ヲ以テ侍従番長ト為ス、

鹿兒島県士族

高島鞆之助

昭光

○中略

同明 五年壬申四月三十日

一任侍従番長、

○以下略ス

侍従番長

五年四月三十日

高島昭光

鹿兒島士
鞆之助
陸軍大佐ニ任

三八五 諸郷士族ヲ鹿兒島県士族ト改称ス

是月(四月)

本県令シテ諸郷士族ヲ鹿兒島県士族ト改称セシム、

一是迄諸郷士族、已来鹿兒島県士族と改称、片書ニ何方

居住と可書記事、

右之通申付候条、此旨及布告候事、

壬申四月

鹿兒嶋県庁

三八六 運上所ヲ置キ大小船共嚴重ニ査覈セシム

是月(四月)

運上所ヲ置キ、船ノ大小ニヨラス嚴ニ之ヲ査覈セシム、

一 今般船改方並運上所相立、大小船共嚴重ニ出入相改行届候ニ付ては、以來山川津口改を不相請、直乗可為勝手旨更ニ被定置候事、

但前之濱廻着不相成諸郷船之儀は、是迄之振合通たるべく候、

申四月

鹿兒嶋県庁

三八七 本県一般ニ令シテ人員・戸数取調帳ヲ作成進致セシム

是月(四月)

本県一般ニ令シテ人員・戸数取調帳ヲ作成セシメ、來廿五日ヲ期シテ之ヲ進致セシム、

御布告刻付を以可被次渡候、人員・戸数取調帳は、來廿五日可被差出候、

第一区

岩崎より梶戸辺、平馬場・高見馬場上手・西田・草

牟田・伊敷方限小区略ス、

第二区

高見馬場下手より下方限小区略ス、

第三区

吉野橋・新橋より上方限、

一番小区・二番小区・三番小区・四番小区

但豎馬場通上手より嶋津次郎殿屋敷掛、裏通より旧

大龍寺門前、若宮神社清水馬場角、旧坊中横馬場・

田之浦・鶴江崎町口・小坂之上辺、余は略ス、

四番小区

戸長

近 藤 勘 助

日 高 良 助

西之原甚左衛門

副

郷 田 喜 兵 衛

右之通被仰付候、

三八八 朝令ニ依リ新ニ戸長ヲ置キ転住生死出入

等ヲ録上セシム

是月(四月)

朝令ニ依リ新ニ戸長ヲ置キ、転住・生死出入等ヲ録上セ

シメ、外城ニハ郡長ヲ置キ之ヲ司ラシム等、一般戸籍上ノ処理方ヲ令ス、
今般從

朝廷全国人員取調之儀、御箇条を以細々被 仰出、右は是迄於当県も、改方之次第段々錯雜粗略之儀不少、其籍を逃れ其数ニ漏れ候者も有之、第一人民御保護之御感意不相適事候ニ付、此節 御定則之通、県下より諸郷ニ至り、夫々区域相定、銘々戸長被居置候条、一同其旨厚汲受、以来転住亦は生死等出入之次第、当日直ニ其戸長江書付を以届出、戸長より一ヶ月分時々一帳ニ取仕立、県下は県庁江、外城は郡長所江無間違差出候様可心得候、尤編制ニ付ては、改当日家内不残在宿、毎戸戸長踏入現人数検査いたし、聊無間違可相改候、尤学問・武芸又は一時稼奉公其他用向等ニて県内旅行之者、改日限治定之間ニ逢候様、家内共より申越帰宅為致、若シ病氣故障亦は無抛事故有之難帰者は、在留地之戸長・同副より其訳証印を取是証とすへし、左候て以来六ヶ年目毎ニ編成有之事候間、改方之次第〔属字カ〕同様取扱候、此旨一同江不洩様及布告候也、

四月

県庁

三八九 附属長・足輕・船方附ヲ卒ト称シ、附属者ヲ平民籍ニ編入セシム

是月(四月)

本県令シテ附属長・足輕・船方附ヲ卒ト称シ、附属者ヲ平民籍ニ編入セシム、
一 附属長并足輕且船方附之儀、卒と可称事、
一 附属之儀、平民籍ニ編入候事、
右之通申付候条及布告候事、

県庁

三九〇 県下六組ノ称ヲ廢シ県庁初官舎・私宅ノ別ナク標札ヲ掲ケシム

是月(四月)

県下六組ノ称ヲ廢シ、県庁ヲ始トシテ官舎・私宅ノ別ナク標札ヲ掲ケシム、又人員・戸数調査ヲ命シ、来廿五日ヲ期シテ之ヲ進致セシム、

別紙之通区域相定、六組之称廢止、県庁初官舎・私宅無差別一同番号居置候条、雛形之通標札可相揚候、尤

諸郷小区之儀は、郡長可相極候、

但番号之儀は、毎区戸長前より巷街之順次ニ従ひ、

無遺漏取しらへ可致候、

神社・官舎・会社類標札雛形

第何区
何番小区何番
横三寸
竖七寸五部

士族・卒標札雛形 杉

第何区
何番小区
士族附士又は卒
何野何某
借宅・自作地・仮屋等之訳

平民標札

第何区
何番小区
從者農工商雜業之訳
何野 某
借宅又は
寄宿
又何某

右之通一同可相心得事、

今般東京より御県内中人員・戸数取調被仰渡候条、午人別御改元ニ不拘、当時家内現在之人数并年輩無間違、別冊案文ケ条ニ基キ、精密取調差出候様被仰渡置候間、来廿五日無間違取調可被差出候事、

掛印
明治五年壬申四月
人員戸数取調帳
第三区四番小区
士族
何野 某

一当申年何才

家督何野何某

但遠嶋又は御咎目等被仰付候人は其訳、

一勤方有無

但公私之無差別、他県江出張之者は其訳、

何野何某嫡子

一当申年何才

何野何某

但書同断、

一勤方

但書同断、

何野何某二男

一当申年何才

何野何某

但書同断、

一勤方

但書同断、

右之外三男・末子又は隠居・伯叔父等、家族不殘銘々

前条同断、

但伯叔・従弟等いまた別立御免不被仰付置者も、最

早致別宅居候者は、銘々其区内にて相改管候付、

家督前より書出シニ不及、各別宅いたし居候者よ

り、直ニ其区内戸長江可被申出候、

何野何某

一当申年何才

但書同断、

母

一勤方

但書同断、

何野何某

一当申年何才

但書同断、

妻

一勤方

但書同断、

何野何某

一当申年何才

娘

但書同断、

一勤方

但書同断、

右之外嫡女外下女其外伯叔母等、不殘銘々前条同断、

合男何人

合女何人

右之内廢疾人何人有無、

一戸數幾ツ

一家部幾ツ

一屋敷内江召置候従者又は名子類召置候人は、右ヶ条ニ

基キ書載可被差出候、尤職業等之訳も無洩目可書出候、

但徒刑被仰付候者は、其訳可申出候、尤徒刑は百姓

召仕候事、

右之通相違無御座候、以上、

第三区四番小区

士族

明治五年申四月

何野何某

三九一 戊辰之役戦死者ノ招魂塚ヲ大門口へ移転

シ、石塔ヲ建立シタルコトヲ一般ニ令ス

是月(四月)

戊辰之役戦死者ノ招魂塚ヲ、大門口平田治部墓南脇へ移シ、石塔ヲ建立シタルコトヲ一般ニ令ス、

一戊辰之役戦死人数招魂塚之儀取除、右塚下江銘々埋置候物品は、夫々自家墓下江可相埋旨、先達て申達置候得共、右招魂塚取除相成候処、物品朽損文字不相分候付、更ニ大門口平田治部墓南脇江埋置、石塔建立相成候条、此旨及布告候事、

申四月

県庁

三九二 自今旅行者へハ県印下附方ヲ稟申セシム

是月(四月)

自今旅行者へハ県印下附方ヲ稟申セシム、

一他府県江出旅之者、県印不致所持候ては、通行・宿宿等不相成段、

朝廷より被仰渡候ニ付、以来出旅之者は、貴賤ニ不依印鑑可相渡候条、出旅之節は無間違可申受候、此旨及布告候也、

但印鑑雛形別紙之通候条、士族・卒他行之節は、是

迄之通県庁より可申受候、平民船路より同断之者は船改方より、陸地同断之者ハ警固与頭より、諸郷之儀は士民共各郡治所より可申受候、尤此節右各役所江印紙相渡置候間、時々名前等雛形之通相記可差出候、

壬申四月

鹿兒嶋県庁

印紙雛形略ス

〔稿本表紙〕

明治五年
五月 忠義公史料稿本(初稿)五

〔稿本にて補正〕

三九三 少弁務使鮫島尚信ヲ中弁務使ト為シ、佛
国ニ駐劄セシム

五月三日

少弁務使鮫島尚信ヲ以テ中弁務使ト為シ、佛国ニ駐劄セ
シム、又十五日ニ至リ紫組掛緒ヲ下賜セララル、

鹿兒島県士族

鮫島尚信

誠藏

○中略

同明 五年壬申五月三日

一 任中弁務使、

同日

一 叙正五位、

同日

一 佛国交際事務及在留国民管轄委任被仰付候事、

同月十五日

一 紫組掛緒下賜候事、

○以下略ス

外務省

○中略

中弁務使

五年五月三日少弁務使ヨリ任(並
劉如故) 五年七月廿三日英國罷 鮫島尚信 鹿兒島士 五年十月十四日發

少弁務使

三年閏十月二日外務大丞 鮫島尚信 鹿兒島士 五年五月三日
ヨリ任(英仏李ニ駐劄) 中弁務使ニ任

壬申五月三日

御委任状写

中弁務使 鮫島尚信

佛国交際事務及在留国民管轄委任被仰付候事、

明治五年壬申五月三日

太政
官印

三九五 凡ソ人名其数称アル者一ニ従ハシム

五月七日

凡ソ人名其数称実名アル者、必ス一ニ従ハシム、

壬申五月七日

御布告書写

従来通称・名乘両様相用來候輩、自今一名タルベキ事、

三九四 仮ニ品川横濱間ノ汽車ヲ開ク

五月七日

仮ニ品川横濱間ノ汽車ヲ開ク、

三九四ノ一
壬申五月三日

御布告書写

品川ステーションヨリ横濱ノ間汽車運転、来ル七日ヨ

リ仮ニ開業相成候条、此旨相達候事、

但乗車字限並運賃等ノ儀ハ、工部省ヨリ相達候事、

三九四ノ二

吉井三峰日記
友実

五月七日

今日ヨリ東京横濱間ノ鉄道開通相成ル、

三九六 非役華族ノ毎月一・六ノ日天機伺ヲ止ム

五月十日

非役華族ノ毎月六次六日起居ヲ候スルヲ止ム、

壬申五月十日

御布告書写

非役華族ノ輩、毎月一・六ノ日天機伺之儀、自今被廢

候事、

三九七 寧姫郭内ヲ去リ居ヲ磯邸ニ移サル

五月十一日

忠義公在東京留守中ナルモ、是日寧姫郭内ヲ去り、居ヲ

磯邸ニ移サル、

○五年壬申五月十一日、先、是忠義雖退鹿兒島本城而

分、*自居之区域、尚在城郭内、辛未十二月

朝廷置鎮台分營於鹿兒島城内、故是日夫人寧姫去郭

内、移居磯邸、時忠義在東京、

三九七ノ一

同明治五年五月十一日

一御機嫌よく御目覚被遊候、

一御前様御事、四ツ時御供揃にて、磯

御茶屋江御引移被遊候ニ付、鳥渡二ノ丸江御機嫌御伺

かたゝ被為入、

一御肴料 三百疋

一御菓子 二重ちり花まんちう

従三位様御初

御前様より

右被進候、

一さかな代 三百疋

なかつ 初江

右しん上御帰しかたゝ被下候、

一御重の内 三段

一御てふし 一樽

勝姫様より

右ハ今日磯江御引移りニ付、御歎として被進候、

一御肴料 貳百疋 祐操院方より

一同 一おり 遍照院

小しま初

役々より

右御同様ニ付しん上申上候、

一今日磯江御引移ニ付御供人数

歌浦

春江

あい

とえ

まち

一御具付御吸物・御銚子上り候、

一御機嫌伺罷出候、 伊藤彦助

おりた正助

ちうき彦七

まつ山三九郎

みなよし 五郎右衛門

なら原 長右衛門

にしだ 次右衛門

御目ミへ被仰付候、

御側ニて

一御吸物御酒その外御膳等被下候、

裏役頭初

詰合人数

被召、御吸物等被下候、

〔日記(尚古集成館所蔵)にて校訂〕

三九八 海軍大佐伊東祐磨ヲ中艦隊指揮官ト為

シ、西国巡幸供奉航海ヲ命セラル

五月十二日

海軍大佐伊東祐磨ヲ中艦隊指揮官ト為シ、同廿三日ニ至リ、西国御巡幸供奉航海ヲ命セラル、

鹿兒島県士族

伊東祐磨

二一郎

天保五年甲午八月生

○中略

同年明 五月十二日

一 中艦隊指揮官被仰付候事、

同月廿三日

一 御巡幸供奉西国航海被仰付候事、

三九九 文部大丞町田久成へ社寺宝物検査トシテ

出張ヲ命セラル

五月十五日

文部大丞町田久成へ社寺宝物検査トシテ、出張ヲ命セラル、

鹿兒島県士族

町田久成

三二郎

天保九戊戌年正月生

○中略

同年明 五月十五日

一 社寺宝物検査トシテ出張被仰付候事、

○以下略ス

四〇〇 樺山資紀ヲ正七位ニ叙ス

明治5年(1872)

五月十五日

樺山資紀ヲ正七位ニ叙ス、

鹿兒島県士族

樺山資紀

寛之進

○天保八年十一月生

○中略

同年明治五年五月十五日

一叙正七位、

○以下略ス

壬申五月十五日分

叙正七位

樺山資紀

四〇一 調所廣文へ開拓使七等出仕ヲ以テ御雇教

師取扱ヲ命セラル

五月十七日

調所廣文友次郎へ開拓使七等出仕ヲ以テ、御雇教師取扱ヲ

命セラル、

調所廣文

○中略

履歴

明治五年正月十四日

開拓使八等出仕被申付、

全日

農事掛被申付、

全年三月五日

開拓使七等出仕被申付、

全年全月十七日

東京詰被申付、

全年五月十七日

本課ヲ以テ御雇教師取扱被命、

○以下略ス

四〇二 重野安釋ヲ以テ左院中議生ト為シ、編纂

掛ヲ命セラル

五月十七日

重野安釋厚之丞ヲ以テ左院中議生ト為シ、編纂掛ヲ命セラ

友次郎・藤内左衛門
天保十一年四月朔日生

ル、

重野安釋

士徳・成斎・厚之丞

文政十年十月六日生

○中略

履歴

明治四年十二月廿六日

文部省八等出仕被申付、

全五年五月十七日

任左院中議生、編纂掛被仰付、

○以下略ス

壬申五月十七日

御布告書写

任中議生

文部省八等出仕重野安釋

鹿兒島県士族旧鹿兒島藩士

正四位勲四等

貴族院議員
文学博士

重野安釋

士徳・成斎

文政十年十月六日生

○中略

履歴

明治四年十二月廿六日、文部省八等出仕被申付、

全五年五月十七日、任左院中議生、編纂掛被申付○以下略ス

四〇三 特命全權副使大久保・伊藤再ヒ米國へ發

航、英国大弁務使寺島宗則モ共ニ發ス

五月十七日

是ヨリ先、特命全權副使大久保利通・伊藤博文山口事ヲ

以テ米國ヨリ至ル、是日再ヒ往赴ス、大弁務使寺島宗則

モ亦英国ニ赴ク、

四〇三ノ一
壬申五月十七日

特命全權副使大久保大藏卿・同伊藤工部大輔御用ニ付、

過日米國ヨリ歸 朝ノ処、御用相濟、今日横濱港出帆、

再米國へ發航、且今般英国へ派遣ノ寺島大弁務使モ、

共ニ同港ヲ發ス、

四〇三ノ二

鹿兒島県士族

大久保利通

一藏

○中略

明治5年(1872)

全年明治五年 五月十七日

一御用有之、米国へ被差遣候事、

○以下略ス

御沙汰書写

大弁務使寺島宗則

紫組掛緒下賜候事、

四〇三ノ三

吉井 三峰日記
友実

同月五月十六日

大久保・伊藤・由利等洋行ニ付、西郷・伊地知等ト横濱迄送ル、

同月十七日

右三士午前十字乗船、直ニ発船相成ル、

四〇三ノ四

鹿兒島県士族

寺島宗則

陶蔵

○天保三年五月生

○中略

全年明治五年 五月三日

一叙正四位、

○以下略ス

四〇三ノ五

壬申五月十五日

四〇三ノ六

寺島宗則自傳

略ス

○全五年壬申五月、英国在留ノ命ヲ拜シ、十七日大久保・伊藤ト共ニ横濱ヲ発ス、書記官ハ鈴木金蔵・岡田好樹、書記生近藤真鋤ナリ、航海二十日間、六月八日桑港着、二日滞留、十日桑港ヲ発シ、十七日華盛頓着、二十二日紐育ニ至ル、此日、洋曆千八百七十二年七月二十七日タリ、二十六日紐育ヲ発シ、英国龍動ニ向フ

○以下略ス

【参照】

壬申四月廿九日

任外務少記

外務省七等出仕岡田好樹

同

鈴木金蔵

叙正七位

岡田好樹

同

鈴木金蔵

四〇四 得能通生ノ出納頭ヲ罷ム

五月廿二日

得能通生介ノ出納頭ヲ罷ム、

壬申五月廿二日

御布告書写

免本官

出納頭得能通生

得能良介君傳

略上 明治四年七月二十八日出納正に、八月十日出納頭に任せられしが、明治五年五月二十三日に至りて、本官を免ぜられ、位記返上を命ぜらる、かく君が懲罰的免官の沙汰を蒙りしは、君が濫澤三等出仕と衝突し、官庁内に於て暴力を加へたるによる以下略ス

四〇五 安藤則命ヲ以テ邏卒総長ト為ス

五月廿三日

安藤則命郎ヲ以テ邏卒総長ト為ス、

鹿兒島県士族

安藤則命

十郎

文政十一年戊子三月生

○中略

同治五年壬申五月廿三日

一任邏卒総長、

○以下略ス

壬申五月廿四日

御布告書写

任邏卒総長

東京府七等出仕安藤則命

壬申五月十三日

御沙汰書写

東京府

其府中左之通被置候事、

邏卒総長

七等官

邏卒権総長

八等官

邏卒検官

十等官

邏卒権検官

十一等官

区長

十二等官

権区長

十三等官

四〇六 東京府典事川路利良ヲ以テ邏卒総長ト為

ス

五月廿四日

東京府典事川路利良ヲ以テ邏卒総長ト為ス、

鹿兒島県士族

川路利良

正之進

天保五年甲午五月生

○中略

同治五年壬申五月廿四日

一任邏卒総長、

○以下略ス

壬申五月廿四日

御布告書写

任邏卒総長

東京府典事川路利良

四〇七 伊地知正治ノ教部省御用掛ヲ解ク

五月廿四日

伊地知正治ノ教部省御用掛ヲ解ク、

鹿兒島県士族

伊地知正治

文政十二戊子年六月生

○中略

同年明治五年五月廿四日

一教部省御用掛被免候事明治五年四月廿二日
教部省御用掛被仰付候事

○以下略ス

四〇八 東京府参事黒田清綱ヲ以テ教部少輔ト為

ス

五月廿四日

東京府参事黒田清綱ヲ以テ教部少輔ト為ス、

鹿兒島県士族

黒田清綱

嘉納

天保元年庚寅三月生

○中略

同治五年壬申年五月廿四日

一任教部少輔、

明治四年十一月十四日
任東京府参事

○以下略ス

壬申五月廿四日

御布告書写

任教部少輔

東京府参事黒田清綱

四〇九 中議官高崎五六ノ教部省御用掛兼勤ヲ解

ク

五月廿四日

中議官高崎五六ノ教部省御用掛兼勤ヲ解ク、

鹿兒島県士族

高崎五六

藤伊太郎

天保七年丙申二月生

○中略

同年明治五年五月廿四日

一 教部省御用掛被免候事、

明治五年四月九日
中議官ヲ以テ教部省御用掛兼勤

○以下略ス

四一〇 東京府権参事三島通庸ヲ以テ同府参事ニ

任ス

五月廿五日

東京府権参事三島通庸ヲ以テ同府参事ニ任ス、

鹿兒島県士族

三島通庸

干木

天保六年乙未六月生

○中略

同年明治五年五月廿五日

一 任東京府参事、

明治四年十一月十五日
任東京府権参事

○以下略ス

壬申五月廿五日

御沙汰書写

任東京府参事

東京府権参事三島千木

四一一 家督相続人等死亡ノ時ハ、持高員数並勤

務ノ有無等ヲ查覈稟申セシム

是月(五月)

本県管轄内ニ於ケル家督相続人等死亡ノ時ハ、持高員數並勤務ノ有無、養料等ヲ査覈セシメ、戸長ヲシテ之ヲ稟申セシム、

一 死失等之節、旧伝事方江御届申出候節、俸禄被下置候向は、右通帳相添、俸禄不被下置候向は、其訳御届之但書江相記候様被仰渡、右を会計局江差廻相成候ハ、夫々過不足差引申渡来候得共、今般県之制度ニ被召替候処、庶務課より右等之御届は被相下儀ニ候得共、以来継目家督・死失等之節は、持高員數并勤之有無、御養料等被下置候訳、出納課江も戸長前より無洩目届申出候様、無左候ては差引速ニ不相調混雑之基ニ候間、向々江御布告相成度致吟味候事、

申五月十日

出納課

右之通申付候条、可致布告事、

壬申五月

鹿兒嶋県庁

〔稿本表紙〕

明治五年
六月
忠義公史料（初稿）六

〔稿本にて補正〕

一 教部省七等出仕被仰付候事、

○以下略ス

御布告書写

壬申六月二日

教部省七等出仕 東京府典事千田貞曉

四二三 平山季雄ヲ以テ美々津県七等出仕ト為ス

六月七日

平山季雄ヲ以テ、美々津県七等出仕ト為ス、

壬申六月七日

美々津県七等出仕 美々津県典事平山季雄

六月二日

四二二 千田貞曉ヲ以テ教部省七等出仕ト為ス

千田貞曉伝一郎ヲ以テ、教部省七等出仕ト為ス、

鹿兒島県士族

千田貞曉

伝一郎

天保七年丙申七月生

○中略

同年明治五年 六月二日

四二四 旧藩札価格比較表ヲ頒布セラル

六月九日

是日、旧藩札価格比較表ヲ頒布セラル、

○第七十三号（六月九日）

旧藩々管内限通用ノ紙幣、去辛未七月十四日ノ相場ヲ

以、追テ御引換被仰出候処、右紙幣ノ内錢札並従前銀札ノ分、戊辰年八月中銀通用停止ノ後、錢札ニ改造、亦ハ銀札ノ俵錢札ニ代用致居候分トモ、同十二月二十二日御布告ノ銅貨價位ニ比格シ、假令ハ百文錢札ノ相場、七月十四日四拾八文ナレハ、二厘錢ニ枚ト比格シ、其他總テ右ノ比格ヲ以可致通用、端錢一文未滿ハ切捨計算可致旨、同二十三日御布告後、右旧銅貨ノ品位新貨ニ比較被相定候ニ付テハ、各種紙幣ノ儀モ、同様新貨相当ノ定価被相定候ニ付、当省ヨリ可相達旨、同二十七日御布告後、新貨幣ト旧藩製楮幣ト価格比較表、追々上木出来相渡候処、誤解致シ候向モ有之由相聞、右ハ專ラ人心ニ關係、歲入歲出ノ計算ニモ係リ候儀ニ付、後テ不都合無之様左ニ相達候、

價格比較表算則巨細ノ儀ハ、猶別紙相達候趣ヲ以改正相場ヲ仕出、旧藩札通用ノ地へ布告可致事、
 旧藩札公納受取払出方ノ儀ハ、新貨ト旧銅貨トノ比較ニ依リ、錢札價位被相定、辛未十二月二十三日御布告ノ趣管内へ布達ノ日ヨリ、錢札九十六文ヲ以新貨八厘ニ比較シ、猶其後相達候價格表ノ儀モ、是亦管内へ頒布ノ日ヨリ施行致シ候儀ト相心得、右辛未十二月二十三日御布令以前ノ分ハ、銀錢札共兼テ届出候同七月十四日ノ相場ヲ以、取扱候儀ト可相心得事、
 價格比較表未相渡分ハ、全調書差出方遅延、或ハ推問調査等ノ都合ニ寄り延引相成候儀ニテ、旧藩造紙幣當時通用致居候場所へハ、都テ上木次第相渡候旨ニ付、管下ノ人民心得違無之様可相達置事、

(別紙)

新貨幣	價格比較表
旧藩製造	
楮幣	

算則

第一則

錢札ハ調錢ト九六錢トヲ區別シ、届相場九六錢十二貫五百文以下ナルハ、辛未十二月廿二日在来銅貨ト新貨トノ比較法ニ從ヒ、都テ九六錢百文、新貨八厘相当ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム、但シ十二貫五百文ヨリ以上ナレハ、其俵之ヲ用ヒテ新貨ノ相当ヲ算出ス、

第二則

銀札ハ各地辛未七月十四日ノ銀錢相場ニ照合シ其錢ノ額員ヲ算出シ、第一則ノ算則ヲ以テ新貨ノ相当ヲ定ム、

第三則

金札ハ辛未七月十四日ノ相場ヲ以テ、直ニ新貨相当ノ價位ヲ定ム、

第四則

新貨ニ毛ノ品類ナシ、故ニ厘位ヲ限リテ五捨六入トス、若シ札一枚ノ額員一厘未滿ナルハ、二枚或ハ幾枚ヲ併セテ之ヲ厘位ニ滿テルヲ極度トナシ、新貨トノ相当ヲ定ム、厘未滿ノ取捨ハ前文ノ算則ニ從フ、

右新貨比較ノ定価ヲ以、追テ御引換迄ノ間、元通用ノ土地ヲ限リ新貨及楮幣取交、聊無差支通用スヘシ、尤公ノ上納ニ相用ヒ候儀ハ、御布令ノ通り相心得ヘキモノ也、

明治四年辛未十二月

大藏省

○中略

元鹿兒島藩管通用									
金札壹枚	新貨 伍	錢札壹枚	新貨 伍	錢札壹枚	新貨 伍	金壹兩ニ付			
五兩	壹兩六拾壹錢三厘	拾貫文	三拾貳錢貳厘	貳貫文	六錢四厘	金札三兩永百文			
壹兩	三拾貳錢貳厘	七貫文	貳拾貳錢六厘	壹貫文	三錢貳厘	銀札三百拾匁			
壹分	八錢壹厘	六貫文	拾九錢三厘	五百文	壹錢六厘	錢札三拾壹貫文			
壹朱	貳錢	五貫文	拾六錢壹厘	百文	三厘				
銀札壹枚	新貨 伍	四貫文	拾貳錢九厘	四拾八文	貳厘				
拾匁	三錢貳厘	三貫文	九錢七厘	拾六文	以貳枚換之 壹厘				
五匁	壹錢六厘								
壹匁	三厘								

四一五 大蔵省令シテ当七月渡賞典米ハ、旧県所

轄ノ新庁ヨリ交付セシム

六月十日

大蔵省令シテ、当七月渡ノ賞典米ハ、旧県所轄ノ新庁ヨリ之ヲ交付セシム、

○第七十四号(六月十日)

(前註) 第百二十九号參看
当七月渡賞典米ノ儀、旧知事ニ賜候分共、元県所轄ノ新庁ニテ渡方可取計、此段相違候事、

但本文渡方ノ儀ハ、辛未納米ノ内ヲ以可相渡候、若

未納米無之テ未納金有之向ハ、石代ヲ以渡方ノ積

相心得、未納高ノ内引余置渡方取調ノ上、切手請

取方可申立、尤右米金両様共無之向ハ、石代ヲ以

別段相渡候間、其所六月中之平均相場取調、是亦

請取方可申立候事、

四一六 司法卿江藤新平欧米各国差遣ニ付、岸良

兼養ニ其随行ヲ命セラシム

六月十三日

司法卿江藤新平ヲ理事官トシテ、欧米各国ニ差遣ニ付、岸良兼養ニ其随行ヲ命セラシム、

鹿兒島県士族

岸良兼養

七之丞

○中略

同治五年壬申六月十三日

一 司法卿江藤新平、為理事官欧州各国へ被差遣候ニ付、随行被仰付候事、

○以下略ス

四一七 黒田清綱ヲ正五位ニ叙ス

六月十五日

黒田清綱ヲ正五位ニ叙ス、

鹿兒島県士族

黒田清綱

嘉納

天保元年庚寅三月生

○中略

同年明治五年 六月十五日

一叙正五位、

○以下略ス

壬申六月十五日

御布告書写

一叙正五位

從五位黒田清綱

四二八 高崎五六ヲ從五位ニ叙ス

六月十五日

高崎友愛五六ヲ從五位ニ叙セラル、

鹿兒島県士族

高崎五六

送伊太郎

天保七年丙申二月生

○中略

同年明治五年六月十五日

一叙從五位、

○以下略ス

壬申六月十五日

御布告書写

叙從五位

高崎友愛

四一九 中村博愛・三島通庸兩名ヲ正六位ニ叙ス

六月十五日

中村博愛・三島通庸兩名ヲ各正六位ニ叙セラル、
四一九ノ一

鹿兒島県士族

中村博愛

宗見
天保十四年癸卯十一月生

○中略

同年明治五年六月十五日

一叙正六位、

○以下略ス

壬申六月十五日

御布告書写

叙正六位

從六位中村博愛

四一九ノ二

鹿兒島県士族

明治5年(1872)

三島通庸

千木

天保六年乙未六月生

〇中略
全年明治五年 六月十五日

履歴

叙正七位、

〇以下略ス

〇中略

同年明治五年 六月十五日

一叙正六位、

〇以下略ス

壬申六月十五日

御布告書写

叙正六位

従六位三島千木

壬申六月十七日

御布告書写

叙正七位

橋口兼三

四二〇ノ二

鹿兒島県士族

川路利良

正之進
天保五年甲午五月生

四二〇 橋口兼三・川路利良・安藤則命三名ヲ正七

位ニ叙ス

〇中略

同年明治五年 六月十五日

六月十五日

橋口兼三・川路利良・安藤則命三名ヲ各正七位ニ叙セラ

一叙正七位、

橋口兼三与一

文政十一年七月十四日生

壬申六月十七日

御布告書写

〇中略

ル、
四二〇ノ一

叙正七位

川路利良

四二〇ノ三

鹿児島県士族

安藤則命

十郎

文政十一年戊子三月生

○中略

同年明治五年六月十五日

一叙正七位、

○以下略ス

壬申六月十七日

御布告書写

叙正七位

安藤則命

四二一 重野安繹ヲ正七位ニ叙ス

六月十七日

重野安繹厚之丞ヲ正七位ニ叙ス、

重野安繹厚之丞

文政十年十月六日生

○中略

履歴

全年明治五年六月七日

叙正七位、

○以下略ス

壬申六月十七日

御布告書写

叙正七位

從七位重野安繹

四二二 大久保利通・伊藤博文再ヒ華盛頓府ニ抵

ル

六月十七日

是日、大久保利通・伊藤博文再ヒ華盛頓府ニ抵ル、

岩倉公實記

略上 六月十七日再ヒ華盛頓府ニ来ル、是ニ於テ具視等

相議シ、英国ニ渡航シ、惟々聘問ノ礼ヲ修ムルノミニ

決ス、十九日具視、孝允・利通・博文・尚芳ト大統領

ニ白殿ニ謁シ、別ヲ告ク、具視ノ演説ニ曰ク、

天皇陛下ノ欽命ヲ奉シ、我カ国ノ事情ヲ親ク陳述シ、是マテ兩國ノ間ニ存在セル交睦ノ情誼ヲ、猶モ厚カラシムル様、貴国政府ト商議セン為メ、貴国ニ来リシニ、貴国政府及人民ノ協力アリシヲ以テ、容易ニ此意ヲ達スルヲ得タリ、殊ニ羈留ノ間絶ヘズ朝野士庶ノ優遇款待ヲ辱フシ、斯ク一般ニ懇親ノ情誼ノ厚キヲ見レハ、合衆国人民ハ実ニ我カ日本ノ開化ヲ助クルヲ願フノ意衷、深ク知ルニ足レリ、加之貴邦政治風俗ノ美ヲ親睹シテ裨益ヲ得ル事尠カラス、是皆閣下ノ賜ニシテ、是ヲ我カ天皇陛下ニ奏セハ、必ス満足アラン事疑ナシ、今ヤ政府ノ命ヲ奉シ、歐洲ニ渡航スルノ期近キニ在レハ、辱ク閣下ニ謁シ、我カ天皇陛下及國民ニ代リ、此謝詞ヲ申述ルヲ得ルハ、我輩ノ光榮、何事カ是ニシカン、此序ヲ以テ閣下ノ康寧ヲ祝シ、併テ貴國民庶ノ幸福ヲ祈ル、

大統領答辭アリ、其訳語ニ曰ク、

日本天皇陛下ノ交際使節タル諸君ト分袂スルハ、我曹遺憾ニ堪ヘス、諸君ノ等級ハ、是マテ合衆国ニテ引接セン諸使臣ニ比スレハ、最高貴ノ人々ナルヲ見レハ、此国ト日本トノ貿易ノ通交ヲ懇親ナラシメン

事ヲ、重大ノ処分ト看做シ玉フ事判然ナリ、諸君モ是迄コノ実交ヲ、万全ニシテ盛大ニ進メント著意アリテ、既ニコレヲ実践スル為ニハ、信切ナル好期ニ遭際アリシ事ト思ハル、今仮令此目的ヲ成就セサルトモ、ソハ決シテ我方ニ於テ、厚誼ニ闕クル所アルヨリ生スルトスヘカラス、又将来日本ヘ対シ其信ヲ失フ事ナリトモス可カラス、到底現時貴国銳意ナルニ、是マテ成功ノ盛運ナルトニテ、其目的ヲ達スルニ、妨碍之レ有ルマシクト思慮ス、且諸君当地ノ滞在ハ、愉快ナリキトノ旨ヲ聞キ頗ル満足ス、我カ国ノ政体及人事ノ交際ハ、迥ニ貴国ト異ナルヨリ、或ハ裨益トナリ難キ所モアルヘケレトモ、之ヲ見聞シ之ヲ審問スルハ、諸君ニ取リテ其効績アリシ事、コレヲ疑フ迄ナシ、諸君コレヨリ歐洲ニ愉快ヲ得、且外國通交ニ付、貴国ノ幸福ヲ無闕ノ金甌タラシムルニ緊要ナリトスヘキ諸君ノ目的ヲ、前途ニ於テ成業アランコトヲ信ス、

是日、具視フキシユヲ訪問シテ別ヲ告ク、二十日、具視・孝允・利通・博文・尚芳、当国ノ各省長官及各国ノ駐劄公使ヲ訪問シテ、別ヲ告ク、此夜具視國務卿・

各省長次官及接伴掛ヲ招請シ、留別宴ヲ開ク、二十二

但本文ノ外ハ都テ去月廿五日申達候通可相心得事、

日、具視副使及一行官員ト華盛頓府ヲ發ス、二十八日
波士敦府ニ抵ル、七月三日、埠頭ヨリ小蒸氣船ニ搭シ
テ港ヲ出テ、英国キユナルト会社ノ郵便船オリンハス
号ニ移乘ス、此時港口ノ砲台ヨリ礼砲ヲ轟放ス、本府
ノ下院議長テイス及接伴掛リ其他紳士男女百余人、大
小七隻ノ小蒸氣船ニ分乘シ、燈明台ノ前ニ至リ、船ヲ
此ニ停メ、具視等カ乗ル所ノ郵船内ニ於テ別宴ヲ張リ、
祝詞ヲ述フ、具視答演ス、

四二四 坂元純熙ヲ正七位ニ叙ス
六月十七日
坂元純熙ヲ正七位ニ叙ス、
壬申六月十七日
御布告書写
叙正七位
坂元純熙

四二三 大藏省各府県ニ令シテ、旧藩札各種一ト

通ヲ至急進致セシム

四二五 大藏省外国又ハ内国学校ニ入校ノ官費生
生徒人員並其學費ヲ録上セシム

六月十七日

六月廿二日

大藏省各府県ニ令シテ、旧藩札各種ヲ至急進致セシム、

大藏省各府県ニ令シテ、外国又ハ内国学校ニ入校ノ官費

○第七十七号(六月十七日)

生生徒人員並ニ其學費ヲ録上セシム、

(頭註「第百四号參看」)

○第七十八号(六月二十二日)

旧藩々於テ製造ノ札各種一ト通宛、往返日數除ノ外十
日ヲ限可差出旨、当五月廿五日相達置候処、右ハ至急
御用ニ付、未タ不差出向ハ、右日限ニ不拘、尚急飛ヲ
以県地ヘ申達、至急可差出事、

各府県貫属ノ内、官費ヲ以歐羅巴或ハ米利堅又ハ内地
府県公費学校ヘ、差遣シ有之候留學生徒ノ人員並學費
共取調、來ル七月晦日限り当省ヘ可差出事、

四二六 九州巡幸中ノ諸史料載録

〔卷〕
一六月廿二日

九州御巡幸中ニ於ケル史料ヲ分割シ載録スルハ、日記類ノ日時内容ヲ支離滅裂スルノ恐アルヲ以テ、便宜上

茲ニ併セ収ム

四二六ノ一
壬申五月七日

御沙汰書写

大蔵省

陸軍省

各通

海軍省

宮内省

来ル廿三日東京 御発輦、御軍艦ニテ大阪并中国・

西国筋 御巡幸被 仰出候条、此旨相達候事、

但御道筋其他巨細之儀ハ、追テ可相達事、

四二六ノ二
壬申五月十七日

御布告書写

中国・西国 御巡幸御道筋、左之通被 仰出候事、

大手御門ヨリ御順路濱殿へ、同所ヨリ御乗船、品川

ニ於テ軍艦へ移

志摩 鳥羽 神宮御参拜

紀伊 大島 大坂 伏見

京都 孝明天皇山陵御参拜 伏見

大坂 神戸 讚岐多度津

豊後 姫島 長門 馬關 長崎

熊本 鹿兒島 伊豆 熱海

品川 是ヨリ御順路 還幸、

四二六ノ三
○第百六十一号(五月二十二日)

明廿三日 御巡幸御出輦ニ付、休暇ノ事、

四二六ノ四
○第百六十二号(五月二十二日)

諸省府県へ

今般 御巡幸御発輦ニ付、奏任官以上、明廿三日ヨリ廿五日迄三日ノ内ニ、宮内省並 皇太后宮 皇后宮へ恐悦可申上事、

但判任官ハ、其官省ニ於テ名刺相受、宮内省へ可差

出事、

四二六ノ五
壬申五月廿三日

今般中国・西国筋 巡幸ニ付、此日曉第四字
皇城御首途 濱殿へ到ラセラル、

四二六ノ六

西郷隆盛日記

供奉人員

日下部小内史	谷森権少外史
橋本式部助	熊谷大蔵少丞
西郷陸軍少輔	河村海軍少輔
高屋海軍少丞	徳大寺宮内卿
河瀬侍従長	吉井宮内少輔
兒玉宮内少輔	加藤弘之
醍醐侍従番長	高島侍従番長
堤侍従番長	堀川侍従
伏原侍従	西四辻侍従
東園侍従	北條侍従
米田侍従	片岡侍従
有地侍従	高城侍従
毛利侍従	岩佐大侍医
竹内権侍医	

御用掛 大河内陸軍少佐

岡田陸軍少佐

五月二十三日御出撃ニ付、曉第四字迄濱殿可罷出事、

龍驤艦乗組

徳大寺	河瀬	吉井
加藤	侍従番長三人	侍従二人
岩佐	澤長麿	堤亀麿
山川幸吉	千賀内膳権大令史	三吉内膳少令史
岡本右同	森力	金井往近
松本義路	膳部式人	河村
高屋	森本元彰	加茂海軍少録
筑波艦		
大河内	岡田	
藤井克俊	櫻井宮内権大録	重元宮内大監
中西馱通少属	池田宮内大録	飯田出納権中属
樹下雑掌	大蔵省仕丁彦人	井關調度権中令史
大野義方	松井御楯坂	井勝量
春日艦		
有馬出納	侍従四人	西郷陸軍少輔
小管大蔵権大属	岡田武一	百海軍大録

明治5年(1872)

大森海軍権中属

日進艦

西郷参議 兒玉宮内少丞 櫻井内膳正

竹内権大侍医 侍従五人 唯 武連

有田丸

日下部少内史 橋本式部助 谷森権少外史

小西式部大属 飯田式部権中属 等外出仕式人

目賀田大駟者 宮下中駟者 元藤清馨

御馬式疋 馬部三人

近衛兵一小隊

五月二十三日午前五字

御殿ヨリ御乗艦

午前六字

御出艦 乗御

午前七字

御発艦 品海ヨリ鳥羽迄九十里

平均一字走力六里ニシテ、以下准之、

同二十四日正午十二字四十分

鳥羽 御着

同二十五日 二十六日

同所 御泊

同二十七日午後五時

鳥羽 御発

是ヨリ大島迄百里

同二十七日午後九字四十分

大島 御通行

是ヨリ大阪迄百十五里

同二十八日午後一字四十六分

大阪 御着

同二十九日・晦日・六月朔・二・三・四・五・六日

大阪并西京ノ間 御泊

六月七日午前五時

大阪 御発

是ヨリ神戸迄六里

同日午前七時

神戸 御着

同八日

神戸 御泊

同九日午前五字

神戸 御発

是ヨリ多度津迄八十四里

同九日午後七字

多度津 御着

同十日・十一日

同所 御泊

同十二日午前五字

多度津 御発

是ヨリ姫島迄百十五里

同十二日午後十二字六分

姫島 御通行

是ヨリ馬關迄四十二里

同十三日午前七字六分

馬關 御着

是ヨリ長崎迄百七十一里

同十七日午前九時二十分

長崎 御着

同十八日・十九日

同所 御泊

同二十日午前五字

長崎 御発

是ヨリ熊本迄七十五里

同二十日午後五字三十分

熊本 御着

同二十一日・二十二日・二十三日

同所 御泊

是ヨリ鹿兒島迄百九十八里

同二十四日午前五字

熊本 御発

同二十五日午後二字

鹿兒島 御着

同二十六日・二十七日・二十八日

鹿兒島 御泊

ノ日数三十六日

右海路一里ハ、陸路十六丁九分七厘五毛候事、

艦中定則

一高官之方艦門出入之節ハ、定外ノ人員猥ニ前後上下スベカラス、

一右同断之節、甲板上ニ無用ノ者出可カラス、

一運用座ヨリ後部之方甲板上、定員外猥ニ通行ス可カラ

ス、

一海上当直之者へハ、艦内一切ノ取締申付候条、艦長・副長之外士官タリト雖、定則相背キ候者ハ、無用捨可相咎、其節違背スベカラス、

一整列並艦内点検、又ハ烈風等ニテ各其持場ニ就テ作業之時、定員之外徘徊スベカラス、

一脱帽又ハ不定則之容体ニテ、甲板上ニ出ベカラス、

一夕九時点検後、定外之場所へ休息スベカラス、

一砲門并定所外ヨリ案内ヲ乞ハス、屎尿或塵芥等捨ベカラス、

一室内ハ勿論、定時定場ノ外、煙草ヲ用フル事ヲ禁ス、

一無免許水猥ニ用フベカラス、

一覆ナキ火燈ヲ許サス、且無免許定刻後消滅セサルベカラス、

一諸士官ノ室内ニ無断入ベカラス、

一摺附木用フベカラス、

一ケビン梯子、勅任官並艦長之外出入スベカラス、

一ワルトルーム梯子、九等以下ノ官員上下致スベカラス、

一ケビン並ワルトルーム中へ、定員之外出入ヲ許サス、

一艦内ニ於テ表立候事件ハ、総テ艦長或ハ副長ニ尋問シ、

差図ヲ請フベキ事、

一諸事不案内之廉々ハ、海軍省官員へ問合スベキ事、

一ケビン之外、食卓多人數ニテ同時ニ用ヒ難ク、左之時刻ニ相定候条、前後無之可相用事、

朝飯

五字三十分 定乗組

七字 諸官員

昼飯

十一時三十分 定乗組

十二時三十分 諸官員

夕飯

五字 定乗組

六字三十分 諸官員

一総テ飯食之義ハ、無断定刻之外用フベカラス、

一酒菓類相用度者ハ、印紙ヲ以テ會計掛ヨリ可申受事、

一便所ハ士官以上、下甲板張紙ノ場所外不相成事、

一五月二十三日、午前八時御出艦、松和港へ御碇泊、午後二時比御着、

一同夜二字御出艦、二十五日八字鳥羽港へ御着相成、夫

ヨリ丁卯艦へ御乗替ニテ、二見瀉へ御乘廻被遊、夫ヨリハツテイラニテ、二軒茶屋へ御乘陸相成、夫ヨリ御馬上ニテ、外宮ノ行在所へ三字比御着被為在候事、

一宮内卿ヨリ伊勢神宮へ、新貨幣奉納被為在候付、式部寮へ相達與候様承付、早速相達候事、

但御參宮ニ付テノ奉納物外ニ候事、

一二十六日、山田行在所ヨリ十字、

豐受神社へ御參詣被為在、夫ヨリ

大神宮へ同断、御帰掛度會県庁へ暫時御立寄ニテ、三字比行在所へ還御被為在候事、

一県庁之役人へ酒肴被下候事、

一二十七日、五字山田行在所御出馬被為在、二軒茶屋へ六字迄着御被為在、夫ヨリ端舟ニテ丁卯艦被為在、鳥羽港へ御乘廻、御出艦へ御乘艦被為在、十二字御出艦之段御達相成候事、

一二十七日、鳥羽港御出艦被為在、其夜御碇泊無之、大島毛御通行ニテ候事、

一二十八日、午前紀州灘ニテ、魯国軍艦ヨリ祝砲ヲ発ス、

一二十八日、夕六字比大坂港へ着御、

一二十九日、御滞留、

一三十日、朝四時出御、川御出ニテ伏見へ五字比御着船、西京へ八九字比着御相成候、

一二十五日仕出之正院之書面、三十日夕ニ相達、

一六月朔日、非役華族一同謁見被仰付候事、

一桂宮御殿へ、静寛院宮モ被為入候テ、臨幸之事、

一二日、泉涌寺へ御參詣、御帰掛建仁寺・知恩院之博覽

會へ被為臨候事、

一三日、府庁並學校へ被為臨、

一六月四日、京都五字ニ出御、伏見へ九時比御着相成、

夫ヨリ御船ニテ、三字三十分大坂へ御着相成候事、

一五日、造幣局御覽、夫ヨリ府庁へ臨幸之事、

一六日、學校へ被為臨、夫ヨリ鎮台へ幸行之事、

一七日、六字御乗舟ニテ、大坂港ヨリ御出帆、小豆島御碇泊相成候事、

一八日、朝雨降ニテ少シ御見合相成、晴上候付御出艦、

備後鞆港へ御碇泊相成候事、

一九日、夜通御碇泊ナシニテ下ノ關へ、十日十字比御上

陸相成候事、

一十一日ハ下ノ關へ御滞留ニ相成候事、

一十一日、濱田具參事行在所へ被為呼、震災之次第御聞

取被為在、窮民困難之状不愍ニ被思召、金三千兩被下候処、参事落涕シテ御前ヲ去リタリ、

二十二日、一日御滞留被仰出候事、

二十二日、燈明台御覽被遊候事、

七字ヨリ

金五拾円

二十二日、燈明台御覽濟之上、櫻山招魂場へ臨幸被為在

候、汐合不宜ニ付、侍従ヲ以勅使被差遣候事、

二十三日、九字御乘艦ニテ、十字御出艦之事、

二十三日、九字御乘艦之賦候処、八字ニ相成、御発艦九

字ニテ候処、翌十四日夕五時過、長崎へ御着相成候事、

十五日、長崎御滞留、何方ニモ臨御無之候事、

十六日、県庁へ被臨、夫ヨリ造船場御覽相成候事、

十七日、九時長崎御出艦ニテ、当夜七字肥後小島沖へ

御着、夫ヨリ御揚陸ニテ小島へ御一泊、

十八日、朝小島御立、熊本へ御着、

十九日、学校へ被為臨、水前寺へ臨幸相成候事、

二十日、四字御出立ニテ県庁へ被為臨、夫ヨリ小島へ

臨セラレ、十一字御乘艦、二十一日晩三字出帆之事、

二十二日、朝七時比鹿兒島御着相成候事、

二十三日、県庁並学校等御覽相成候事、

二十四日、炮台試験御覽並器械所へ被為臨候事、

二十五日、御滞留被仰出候事、

二十六日、大風雨ニテ御滞在、

二十七日・二十八日・二十九日御滞在、

七月朔日、鹿兒島御滞在之事、

一同二日、出帆被為在候事、

一同四日、丸龜へ御着相成候事、

一同日東京ヨリ飛脚到来イタシ、帰京可致旨申来候付、

信吾並野津氏同行イタシ、昼一時過翔鳳艦ヨリ兵庫へ

相廻、翌朝五時頃着相成候テ、夕五字ヨリ飛脚船へ乗

込候テ、八日朝横濱へ着イタシ候事、

一主上十二日十字比横濱へ御着相成、六字蒸氣車ニテ還

幸相成候事、

四二六ノ七

島津久光公實紀

略上

五月二十二日、上龍驤艦ニ御シテ西巡シ、二十六日伊勢

太廟ニ謁ス、大阪・京都及長崎・熊本ヲ歴テ鹿兒島ニ

向フ、

六月二十二日、御艦鹿兒島ニ抵ル、鎮台營所ヲ以テ行在

ト為ス、公衣冠ヲ整ヘ行在所ニ參シテ奉迎シ、天機ヲ候シ龍顏ヲ拜ス、是日魚菓ヲ獻ス、

六月二十八日、公狩衣ヲ装シ行在所ニ參シ、徳大寺宮内

卿ニ謁シテ天機ヲ候ス、又意見書ヲ奉呈ス、是レ公ノ久ク胸中ニ蘊スル意見ニシテ、己巳朝覲ノ際建言セン

ト欲シテ機ヲ得ス、是ニ至テ之ヲ上ル、其書ニ曰ク、

一 至尊御學問之事

一 立国本張紀綱事

一 定制制嚴容貌事

一 正學術事

一 慎用人材事

一 謹外国交際審可弁彼我之分事

一 振興兵氣正軍律事

一 明貴賤之分事

一 遠利欲重節義退詐術貴誠實事

一 嚴禁淫乱明男女之別事

一 開言路事

一 慎讞獄正賞罰事

一 輕租斂事

一 詳量出納事

副書

別紙一通小臣積年之愚慮ニ有之、去ル己巳ノ春、暫時

上京仕候節獻言仕合御座候処、不奉得機會、尔来何等

之御下問モ拜承不仕、空ク沈黙仕候、然処今般不料モ

被為在御巡幸、奉拜天顏獻芹之微衷黙止難仕、且危急

切迫之世態傍觀坐視ニ不忍、因循固陋之愚見、不被為

在御採用御事トハ奉恐察候得共、此末好機會モ無之ト

奉存、突然呈上仕候、実以恐縮之至御座候得共、方今

之御政体ニテハ、御国運日ヲ追テ御衰弱、万古不易之

皇統モ、共和政治之惡弊ニ被為陷、終ニハ洋夷ノ属国

ト可被為成形勢、鏡ニ掛テ拜スル如ク、歎息流涕之外

無御座候、狂妄不遜犯忌諱之罪ニ於テハ、何様トモ奉

待御明裁候、臣久光誠恐誠惶頓首敬白、

壬申六月

從三位臣源久光

是日、家令ヲ行在所ニ召シ、大和錦画幅宋范仁ヲ公ニ賜

フ、

六月二十三日、上可愛陵・吾平陵・高屋陵ヲ遙拜ス、所

謂神代ノ三陵ナリ、又醍醐侍從番長順忠ヲ、鶴ヶ峯招魂

社ニ遣シ、殉国ノ士ヲ祭ラシム、

是日、上諸学校及練兵擊劍諸場ニ臨ミ、生徒ヲ奨励ス、六月二十六日、琉球国使臣行在所ニ進謁シテ、方物ヲ獻ス、

七月朔、忠經君ヲシテ、代リテ行在所ニ參シ、天機ヲ候セシム、

七月二日、味爽御艦鹿兒島ヲ発ス、十二日東京ニ還幸ス、

四二六ノ八

三條實美公年譜

五月二十三日、天皇西巡龍驤艦ニ御シ東京ヲ発ス、

本月七日布告ニ曰、

(布告ハ、太政官日誌ニ載スル処ト同文ニ付略ス)

前一日、公ニ 詔シ、西巡中庶政ヲ委任ス、 詔ニ曰、

朕西巡ノ間、親ク政ヲ視ル事ヲ得ス、凡百ノ事尙

實美ニ委任ス、尔實美其レ朕カ意ヲ体シテ之ヲ処

分セヨ、若シ夫レ重大ノ件ニ至テハ、一々之ヲ以

聞シテ裁ヲ請ヘ、而シテ事ノ緊急ニシテ稽緩スヘ

カラサルモノハ、便宜処決シテ後、其事由ヲ以聞

スヘシ、

明治五年壬申五月廿二日

御名

是日、曉第四字、車駕宮城ヲ出テ濱殿ニ抵リ、品海ニ於テ龍驤艦ニ乗ス、廿六日伊勢太廟ニ謁ス、廿八日大坂ニ抵ル、晦日京都ニ入ル、六月朔日、非職華族旧堂上ヲ小御所ニ召ス、天皇洋服ヲ着御、宮内卿徳大寺實則 詔書ヲ朗読ス、

方今宇内列国開化ノ時ニ際シ、我国ノ旧制ヲ更革シテ、列国ト並馳セント欲スル、固ヨリ国民一致勤勉ノ力ヲ尽スニ非レハ、何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得ンヤ、特ニ華族ハ、国民中貴重ノ地位ニ立チ、衆庶ノ矚目スル所ナレハ、一層勤勉ノ力ヲ致シ、率先之ヲ鼓舞セサル可ラス、其責タルヤ亦重シ、是 朕カ汝等ニ期望スル所ナリ、夫勤勉ノ力ヲ致スハ、智ヲ開キ才ヲ研ヨリ外ナルハナシ、智ヲ開キ才ヲ研クハ、宇内開化ノ形勢ニ着眼シ、旧來ノ陋習ヲ去リ、実地ノ学ヲ講シ、有用ノ業ヲ修ムルヨリ要ナルハナシ、人々此ニ注意シ、誠ニ能勤勉ノ力ヲ致サハ、開化ノ域ニ進ミ、富強ノ基随テ立、列国ト並馳スル亦難カラサルヘシ、汝等能ク斯意ヲ体シ、勤勉以テ 朕カ期望スル所ニ副ヘヨ、

二日、後月輪東陵ニ謁ス、三日、城北中学校及ヒ英学校ニ臨ミ、英・佛・獨ノ教師ヲ召見シ、カヲ教育ニ教スヲ慰勞ス、又女工場ヲ巡覽、四日、車駕大坂ニ還ル、五日、造幣寮ヲ巡覽、外国工人ニ物ヲ賜フ差アリ、六日、大阪鎮台及ヒ諸学校・開成学校ヲ巡覽、学科ヲ試ム、七日、御船大阪ヲ發ス、十日、下ノ關ニ抵ル、十二日、日進艦ニ乗シ、六連島燈台ヲ巡覽、侍從番長高島鞆之助ヲ勅使トシテ、櫻山招魂場ニ遣シ、戦死及命ヲ国事ニ殞セシ者ヲ弔祭ス、十四日、長崎ニ抵ル、十六日、長崎県庁及ヒ廣運館・医学校・修船製鉄場ヲ巡覽、外国工人ニ金ヲ賜フ、差アリ、十八日、熊本ニ抵ル、十九日、熊本鎮台及ヒ諸学校ヲ巡覽、廿二日、鹿兒島ニ抵リ、鎮台官所ヲ以テ行在所ト為ス、島津久光 天機ヲ候シ、且意見ヲ上言ス、廿三日神代ノ三陵、可愛陵・吾平陵・高屋陵ヲ遙拜シ、諸学校及ヒ練兵・擊劍諸場ヲ巡覽、侍從番長醍醐忠順ヲ鶴ヶ峰招魂社ニ遣シ、殉国士ヲ祭ラシム、廿六日、琉球国使臣行在所ニ謁シ、方物ヲ獻ス、七月二日、御艦鹿兒島ヲ發ス、四日、丸龜ニ抵ル、五日、白峰・三原ノ二陵ヲ遙拜、六日、兵

庫ニ抵ル、八日、勅使侍從番長堤正誼ヲ遣シ、湊川神社ヲ祭ラシム、十二日、東京ニ還幸ス、

四六ノ九
鹿兒島朝日新聞（大正十年四月九日・十日）

明治天皇

御巡幸日記

(一)

明治天皇陛下には、今より五十五年前の明治五年六月二十二日、鹿兒島へ行幸あらせられ、御駐蹕約十日間の後、即ち同年七月二日、御發蹕あらせられたのである、当時の供奉員二階堂智行（照国神社宮司）・松下助四郎（市立教育参考館長）両氏、及び故是枝幸左衛門氏の記録及び談話を基礎とし、明治天皇陛下が中国・西国筋御巡幸日記を作ったものがある、左に掲げて、明治天皇陛下が鹿兒島行幸当時の御事蹟を、追念し奉るの料とする、

記

来る二十三日、東京御發蹕、御軍艦にて大阪並中国・西国筋御巡幸被仰出候条、此旨相達候事、
但御道筋其他巨細の儀は、追て相達候事、

申五月五日

太政官

陸軍中将山縣有朋・陸軍少将西郷従道、御巡幸取調御用掛仰付けられ候事、

壬申五月九日

太政官

御巡幸供奉仰付けられ候条、此段相達候也、

壬申五月十五日

式部寮

追て刻限並参集所等は、追て相達すべく候、且つ勅任官従者一人召連れ、勝手たるべく候也、猶以て御省奏任官以下近衛兵供奉輩は、御省より御達し之れ有り度、尤も惣人数〇名御廻し之れ有り度候也、御巡幸御道筋心得の為め相達し候事、

壬申五月

太政官

大手御門より濱御殿へ御順道御乗艦、品海に於て御乗艦、志州鳥羽神宮御参拝御陸、行在所鳥羽、紀州大島・大阪御陸、行在所本願寺、伏見・西京御泊、孝明天皇山陵御参拝、伏見・大阪御陸、行在所本願寺、神戸御泊、行在所県庁、
多度津御泊、行在所見繕ひ、豊後姫島御滞泊、長州馬關御泊、行在所見繕ひ、長崎々々、熊本々々、鹿児島々々々、御帰路御乗艦伊州熱海へ、行在所見繕ひ、是

より品海御順路還幸の事、

口達

一 御休泊行在所見繕ひ設置すべきこと、

但別段修繕等は、鳳輦舎・御輿步等取設くるに及ば

ず、御馬二疋繫用まで設置すべく候事、

一 御行列拜見勝手たるべし、尤も往来人は差止むるに及

ばず、諸民営業〇事の道相見得べきこと、

一 御道筋新繕及び竹柵を始め、仏堂・寺門或は不浄所等

は撓め蔽ふに及ばず、且つ辻堅めの儀は、臨機相達し(違)

候儀も之れ有るべく候、

一 御駐輦の地方奏任官以上官員、天機伺ひとして、行在

所へ参上いたすべく候事、

一 諸献上物総て停止の事、

一 御上陸の節、御列先駆として、地方官員一兩人を限り

出仕致すべきこと、但勅・奏・判任官、便宜罷出候儀

苦しからず候事、

一 開港場地方官は、外国人へ予め其趣旨通し置き申すべ

き事、

一 供奉官員旅館取設けの事、

但人数別帳の通り、

一沿道手都合の儀は、大蔵省出張官員へ、沿海手都合の儀は、海軍省水路掛へ承合すべき事、但儀式に關し候儀は、式部寮出張官員へ承合すべく候事、

壬申五月

近衛一番大隊の内一小隊

一上等士官三名 一下等士官七名 内一名權曹長

一伍長八名 一銃卒七十二名 一喇叭卒四名

合計九十四名

(二)

既にして鹵簿の編制を終るや、明治天皇陛下は、明治五年五月廿三日、御召艦龍驤艦にて品川灣御発艦、同日相州浦賀鶴崎へ御仮泊、廿五日勢州鳥羽港へ御着艦、同日午後三時御上陸、伊勢内外両宮御参拜、廿七日鳥羽港御発艦、廿八日大阪川口へ御着艦、同日七時御上陸、本願寺へ行幸、三十日午前四時大阪御発艦、伏見を経て京都へ御着輦、六月二日孝明天皇山陵へ御参拜、三日西京府庁・中学校・英学校等へ行幸、四日午前四時京都御発艦、伏見を経て大阪へ御着輦、造幣寮の内へ御滞泊、五日午前八時御出門、大阪府庁へ行幸、六日午前八時御出門、鎮台砲騎兵の練兵天覽、右終つて

宮所に臨幸、七日午前六時大阪御発艦、四国・中国の各港へ御寄港、六月十四日午後五時長崎へ御着艦、同六時御上陸、十六日長崎県庁・長崎の船渠造船所へ臨幸、十七日午前八時長崎御発艦、同日夕刻肥後川尻へ御着艦、十九日午前医学校・洋学校・城内鎮台宮内天覽、午後水前寺へ行幸、二十日午後九時肥後川尻御発艦、廿二日午前七時鹿兒島御着艦、御上陸あらせられたり、鹿兒島御着艦後の行幸日記は、左の如し、

六月廿二日 土曜日(晴)

今朝夜明相凶発砲し、直に津畑に参集、御召艦より七時頃御上陸、行在所は昔の屋形、即ち熊本鎮台の分宮なり、夕五時頃川上左次郎殿入来、御巡幸の筋咄致し、後三官橋通りまで同道致し帰宅(下略)

六月廿三日 日曜日(晴)

本朝供奉は、午前五時六時の御出門、鎮台の整列を天覽、続いて学校・劍術・体術等天覽、十一時頃還御相成候、五時頃より馬寄の処を天覽に付、供奉申来り候処、其後供奉に及ばざる旨御達替に相成候(中略)、日は覺えず、久光公奉伺天機、其折十四ヶ条の建白をなされたりと聞く、

六月廿四日 月曜日(晴)

本朝五時の参集、六時の御出門、台場より砲打方・船練兵・水練の稽古杯天覧、夫より磯焼物所・紡績機器方杯も天覧、前ノ濱まで御船より五時還御、夜宇宿彦右衛門入來の処に、片岡隼太・清水休之丞殿相見へ、花火杯打ち揚りたるも、宿屋の二階より座ながら見たり、

六月二十五日 火曜日(雨)

本日は、磯山御狩あらせられ候やに聞及び居り候処、雨風にてお取止、併し乍御供人数の内、多数差越されたるやに聞及び候、午後分宮の下にて、鹿や豚を犬をして喰せ方これあり(下略)

六月廿六日 水曜日(雨風)

本日は、暴風雨にて外出も出来兼ね候へども、山之内君処へ一寸差越す、其時大山参事より豚三頭分態々持たせ来り、兵隊一同して頂戴したる次第なり、夕方より川上左七郎殿入來、四方山の咄杯致候、

六月廿七日 木曜日(雨)

本日は、雨のため何れへも行幸なし(下略)

六月廿八日 金曜日(雨)

本日も、雨降りて行幸もなく、大ひまといふ日なり(下略)

六月廿九日 土曜日(曇天)

本日も、行幸なし(下略)

七月朔日 日曜日(晴)

本日も、行幸なし、二階堂君と同道にて、県庁へ乗馬借用願に差越し候処、書付を貰ひ、其書付を牛馬方へ差出候処、乗馬借用出来、門前より乗馬にて大中公参拜(下略)

七月二日 月曜日(晴)

本朝午前四時の御発艦に付、供奉は三時の参集、直に御乗艦に相成候処、軍艦は素より台場等よりも、式砲相発し、実に盛なり、

七月三日 火曜日(晴)

本日は、丸亀へ向け行進中、終日骨休めのためか昼寝ばかりの事、

四二六ノ一〇

鹿児島朝日新聞掲載(大正十年四月九日)

明治天皇御記資料蒐集のため藤波子爵一行八日来麿
明治天皇御記編輯所御用掛子爵藤波言忠・編輯官浦上

野竹次郎両氏は、八日午後三時廿七分着列車にて来甕、山下町薩摩屋別荘に投宿した、藤波子爵一行は、三日間滞在上、明治天皇鹿兒島行幸当時の御事跡を調査する筈である、先帝陛下の鹿兒島行幸は、今より五十年前の明治五年六月二十一日である、即ち陛下の御召艦は、此日（六月二十一日）の夜十時頃鹿兒島湾へ御着艦、先帝陛下には、翌二十二日午前七時頃御上陸、旧鹿兒島城内の行在所へ入御あらせられたのである、旧鹿兒島城と称するは、今の七高造士館所在地にして、当時は熊本鎮台の分営に充て、あつたといふことである、

陛下には、鹿兒島御駐輦十日間の久しきに及び給ふたが、此間鎮台の整列を始め、学校・劍術・体育・馬寄・台場より大砲の打方、船練兵・水練稽古・磯の焼物方・紡績機械方等を天覧あらせられたそうである、尤も鹿兒島御駐輦十日間の内、五日間は大雨又は暴風雨にて、陛下にはいつもながら行在所の御居間に閉ち籠らせ給ふた、時の鹿兒島

権令大山綱良氏は、右の御有様を見奉りて恐懼に堪へず、直に令を發して、珍奇の鳥獸・果物其他の土産を

天覧に供し奉り、尚ほ薩摩特有の太鼓踊・棒踊、其他珍奇の催し物を天覧に供し奉る様にと達示した、そこで鹿兒島城下の士民は勿論、地方人民よりも思ひ思ひに珍奇な方物を献上し、或は太鼓踊・棒踊其他の余興隊を繰出して天覧に供し、聊か御旅情を慰め奉つたが、就中陛下の

御感賞に預かつたものは、牛の作りもの・豚喰はせ・燈籠飾り杯であつたといふことである、先帝陛下の鹿兒島行幸は、即ち景行天皇以来の御盛事であつて、如何に当時の朴訥な鹿兒島ツ児の頭に、尊王の精神を吹き込んだかは、真に現代人の想像も及ばぬ位である、當時有名の国学者是枝幸左衛門の如きは、陛下の鹵簿を拝観し、感極まつて泣いたが、其後行在所（今の七高造士館）の跡を拝観し、窃に
御便所に入つて、或る御遺物を拝戴し、之を我が家の一室に安置して、叢雲大明神と崇め奉つたといふ珍談は、当時の人口に膾炙して、今猶江湖の笑話となつて居る、

四二六ノ二

鹿兒島新聞掲載（大正十年四月十日）

御事蹟調査会、九州御行幸は南洲翁の建議、聖徳永へに薰し後人君恩を感す

八日午後來麿せる明治天皇御記編纂所御用係藤波言忠子・同編纂官池邊義象・同編纂官補上野竹次郎氏の三氏一行は、九日午前九時より本県庁に登庁し、明治天皇の明治五年六月二十二日より、同七月一日に至る十日間の

鹿兒島 御駐輦の御事蹟調査会を開かれたり、当日同会に參集せしは、橋本知事・鮫島理事官・岡山県属の地方官憲を始め、前記明治天皇の九州行幸に、旗手を承はりし近衛歩兵少尉松下助四郎、御警衛の近衛歩兵中尉二階堂智行、鹿兒島鎮台分官在勤の陸軍歩兵大尉吉村貞寛・同少尉渡邊勇九郎、当年鹿兒島本学校の生徒として、錦江湾頭に水泳を試みて天覧を仰ぎし玉利喜造、及び本県史蹟調査会の武藤長平・家村助太郎・有川群五郎・池田米男の諸氏出席し、先づ藤波子爵より、同調査に關し趣旨の陳述あり、其大要に曰く、私は明治六年に明治天皇の御学友に召出されて、明治五年の九州行幸には供奉せざりしなり、明治天皇の九州行幸は、西郷隆盛翁の建

議に基くものなり、而して隆盛翁は、岩倉具視公・吉井友實氏等と共に、九州行幸の御事に參與されしなり、其行幸の御趣旨は、天子親しく民草を憐はせらると云御思召になり、左れば御調度品の如きは、頗る

御質素なるものにて、天皇の御調度品は、トランク五個に過ぎりしと云へり、主上陛下の御服装も地味のものにて、今時に見るべからざる御洋服なりしと、侍従の洋服は、燕尾服の型の服に、胸はスルメ型のシャツを着けたり、供奉の參議西郷隆盛翁の服装と云へは、洋服の上に兵児帯をしめ、日本刀を佩用されたりと、帽子は船型のものなりと云へり、主上の

御召艦龍驤艦は、もと熊本細川家の軍艦にて、當時では帝國第一の大艦なりしと云へるが、其噸数は如何と云ふに、僅かに二千五百噸なりしと云へり、熊本より御発艦のとき故障ありて、西郷翁赫怒し、西瓜を打割つて、川村船將を叱咤されし事などあり、尚ほ熊本にては、御駐輦中に人造氷を献上せしと云へるが、其時代に人造氷とあるは、頗る珍らしき資料なり、又鹿兒島御駐輦の御時に、主上陛下には、外人夫婦に御陪食を仰付られたり、畏くも陛下が、外人夫婦に御陪食を

仰付けられたまひしは、実に鹿兒島行幸の御時を以て、はじまりの御事とすと云へり、当時鹿兒島市にて洋食の出来たるも不思議なり、何人の庖丁なりしや云々と、それより

当地の吉村貞寛・渡邊勇九郎・二階堂智行・玉利喜造諸氏の、行幸に関し興味ある当年の追懐談あり、吉村翁は、是枝幸左衛門翁の御糞神の事、佐志屋敷家に飼養ありし五年猪を、犬に喰はせて天覧を仰ぎし事等を述ふ、尚ほ文書其他に就き談話の交換ありて、同正午散会したり、

四六ノ二
〔圖四〕五月十九日

大阪・鎮西両鎮台

今般 御巡幸ニ付、近衛一小隊供奉被 仰付候得共、御滯泊場所之内左之箇所へハ、其台本・分宮ヨリモ兵隊差出、警衛可致候事、

但本文外ト雖モ、供奉西郷陸軍少将ヨリ臨時相達候

儀モ有之節ハ、出兵可致候事、

大阪 伏見 京都 神戸

右大阪鎮台本宮ヨリ出兵、

多度津

右大阪鎮台第二分宮ヨリ出兵、

熊本

右鎮西鎮台本宮ヨリ出兵、

鹿兒島

右鎮西鎮台第二分宮ヨリ出兵、

前文之箇所 御巡幸之節ハ、本・分宮共其長官御送迎可申上候事、

〔圖五〕五月十九日

軍務局 會計局 三兵本部

參謀局

近衛一番大隊之内一小隊

右御巡幸供奉申付候事、

五月

陸軍大輔

近衛局

前書之通候間、為心得相達候事、

四六ノ三
一今般中・西国等江

御巡幸被 仰出、当月廿三日東京

御乗艦、当県江

御巡幸被為 在筈候段申来候、就ては千古稀有之御事

候条、士民一同共

御盛意を奉戴し、各不失職掌、聊緩怠之儀有之間敷候、
此旨一同江可及布告候事、

壬申五月廿八日

鹿兒嶋県庁

四二六ノ一六

○中略

履歴

井上良馨直
弘化二年十月三日生

四二六ノ一四

吉井 三峰日記
友実

同月廿二日

濱町御住居之從三位様へ、御暇乞トシテ参上ス、今日

ヨリ追々荷物ヲ積込ム、天気モ晴レ上レリ、

同月廿三日

今日西国

御巡幸被遊、別ニ日誌アルヲ以テ止ム、

四二六ノ一五

鹿兒嶋県士族

高島鞆之助

昭光

○中略

同年明治五年五月

一西国御巡幸供奉被仰付候事、

○以下略ス

○中略

全年明治五年五月日不詳

西海御巡幸供奉被仰付、

○以下略ス

四二六ノ一七

(参考) 大久保利通傳

略上 五年八月十二日、西郷が在英の利通に贈りし書に

曰く、

尚々兵隊之破裂ハ恐しくも無之飛込候得共、副城之

着発弾ニハ何とも力不及、大よほりニテ御座候、御

遙察可被下候、

御一別以来不能御音信候処、弥以御壮健御廻歴之由珍

重奉存候、随て少弟無異義消光仕罷在候間、乍憚御放

慮可被成下候、扱

主上ニも五月廿三日御出艦ニて、

御巡幸被遊、御機嫌能七月十二日還幸相成、難有次第

ニ御座候、西国之人心余程帰向いたし、何も平穩之体
ニ罷成、大幸此事ニ御座候、西京并下之關・鹿兒嶋此
三ヶ所ハ、分て奉企望候様子ニ被見受申候、扱鹿兒嶋
ニて副城公御建白書被差出、尚御建言等有之、意外之
次第ニて、江戸江罷帰候て承候位之事ニ御座候処、貴兄
を初私共之事余程御申立相成、殊私義一番重罪之事ニ
て、是非此者共御退去被為在度、無左候てハ御上京ハ
不被遊との事之由、何分ニも御激論甚敷、徳大寺卿も
余程御論も被成候由御座候得共、中々御承知之向ニ無
之、御込之由ニ被相聞申候、是迄外江不相願様包置候
得共、世間江響高ク相成、如何ニも氣之毒千万之事ニ
御座候、然処海江田不平論余程出張いたし、県庁ニお
ひても心配之趣承居候処、副城公より被見込、此節上
京いたし候て、御建白之義十分尽力いたし候筋ニて、
最初大久保一翁先生江參候て悉相咄、同意可相成事と
存込候処、案外裏はら之論ニて大ニ驚候由、夫より勝・
山岡之両士より深切ニ説諭いたし呉られ候処、頓と水
解いたし候様子ニ御座候、此場合ニて海江田作九を掛
罷帰候てハ、逆も副城公之処御激發弥増候半と、頻ニ
周旋いたし呉られ、都合能官人ニ相成候処、周旋中ニ

御座候、もふハ県下江不罷帰、爰許江引留候場ニ相成
仕合之次第ニ御座候、御笑察可被下候、貴兄御留守ニ
て、海江田江説得人ハ無之、只三士江依頼して罷在候
処、誠大慶之事ニ御座候、将又兵部省中ニて、近衛局
少々物議沸騰いたし、山縣引込暫時及混雜候故、

御巡幸先江申来、私共兄弟早々罷帰候様との事ニ御
座候間、余程配慮仕候て罷帰候へハ、差たる事ニも無
之候得共、山縣氏逆も再勤之体無之、色々申述候得共、
聞入無之候付、私ニも御脇ニ立、共ニ難を引受可申、
実ハ鹿兒嶋隊之難物も、是迄打任せ置候次第不行届訳
ニて御座候間、此上ハ共尽力可仕候付、何卒再勤いた
し呉候処再往相願候処、漸ク合点被致候付、私ニハ元
帥ニて近衛都督拜命仕、当分破裂弾中ニ昼寝いたし居
申候、いまた出勤無之候得共此内よりもめ立居候事件
悉ク所置いたし候て、其上出勤之賦ニ相決し置候付御
懸念被下間敷候、此三県之兵ハ天下ニ大功有る訳ニて、
廃藩置県之一大難事も為是ニ難論を起し候処も無之、
誠ニ

王家之柱石ニて御座候、如此功蹟有之ものニ疵を付候
て、残念之至御座候間、来春迄ニハ悉ク解放し候賦ニ

御座候、当分ハ隊中も至て無事ニテ相治り候付、乍余
事御放念可被下候、此旨任幸便荒々奉得御意候、恐惶
謹言、

八月十二日認

西郷吉之助

大久保一蔵様

〔大久保利謙氏所蔵本にて校訂〕

〔頭註「海江田の人を為り」

海江田は感慨ある士なりしと雖も、学識に乏しく、往

々自己の意見を固執して、事に臨み、調和協力の態度
を欠き、利通・西郷等の煩累を為すこと尠からざりし
が、利通常に彼を説諭したり、然るに明治五年には利
通、会歐洲に在りしを以て、西郷は其処置に困み、窃
に勝等の力を借りたるものにして、乃ち其事情、前掲
の文意中に髣髴たるを覚ゆるなり、

〔頭註「久光の建言會歐洲新聞に訳載せらる」

当時、欧米各国の新聞紙は、往々我國の事情を掲げて

之を論評せしが、先きに久光が奉りし建言書もまた、
歐洲の新聞紙に訳載せられ、利通は未だ本国よりの報
告に接せざる前に、既に之を閲覽したり、利通以為く、
久光公の建言書は、正に宮内卿の手を経て、御前に奉
呈せられしものなり、然るに其書が、此の如く、欧米
諸国に露洩するが如きは、甚だ不可なり、邦家将来の

為めに、最も注意せざるべからずと、乃ち左の書を西
郷・吉井の両士に贈りて、注意する所ありき、

別啓

〔明治五年皇曆十月十五日、大久保が西郷・吉井両氏に贈りし書翰の別啓〕

御巡幸中之形行、時々欧米之新聞ニ発行イタシ候事ハ、
先便ニモ申上タルト覚ヘタリ、然カルニ二城公之御建
言ト申モノ、其俟新聞紙ニ出、先月中旬比ニモ候半、
廻歴中ニ聞キタリ、其趣旨必ラス設ケタルモノニアラ
ス、左モ有リツラント思ヘリ、只疑ラクハ、新聞紙連
中江如此事ノ漏洩スル筈ナシ、是等ハ等閑ニ差置ヘキ
コトニアラス、自ラ如此アルマシトハ遙察仕候得共、
内秘閣ノ事、宇内江発露イタシ候様ニテハ、誠ニ一大
事トハ申モ愚カナリ、発出シタル事件ハ無致方候得共、
将来ノ為屹ト御糺シ有之、嚴罰ヲ御当テ被成度、且又
因ニ申上候、御巡幸ノコトニ付、小子中戻中、宮内
省ト兵部省ト御内談ニテ出来タル、建白書ノ如一紙ヲ
内見イタシ候処、右書面海軍省ヨリノ建言トテ、新聞・
雜誌ノ内ニ有之候、是ハ事実ノ相違ハ勿論、大ニ
聖徳ノ隆否ニ関係可仕、折角之 盛典天下欣慕奉ル処
ニ、某々ノ建言トテ公然ト新聞紙ニ出候テハ、遺憾之
至ニ堪ス候、吉井君御職掌中之コトニ付、跡事ナカラ

愚衷申上候ナリ、

〔大久保利謙氏所蔵本にて校訂〕

前通、

四二六ノ一八

此節当県江

御巡幸、来ル廿日方

御着輦之御模様ニ付、諸御手当向左之通、

一分宮内江

御駐輦、御式略ス

一御艦相見得次第、遠見番より早々県庁江可届出候、

一御上陸之節、参事以下官員いつれも分宮本門下辺江拜

趨、

一御同断之節、諸差引之儀庶務課・租税課請持、

一御足次船御手当・御供船等、租税並船改方掛請持、

一諸所通路普請租税課受持、

一石燈爐通御渡戸江御布屋取仕建、租税課請持、

一御列先駈走人、

一御通輦筋市中辻堅メ取締向、警固方請持、

一御馬被為

召筈ニ付、御用心之為牛馬調掛・馬医津畑迄伺候、

一供奉人員宿手当之儀租税課、賄方等之儀出納課請持、

一御通筋石燈爐通より嶋津實屋敷表門通、楯形・本学校

御通輦分宮本門より

御座所江

入御、

但掃除方租税課受持、

一御座構・御床飾等有之、

一御滞輦中 召上り物並御器物一切、租税・出納兩課受

持、

一御通輦筋江罷出諸人奉拜不苦候、

一諸民營業平常之通ニテ、休業ニ不及、店先等分て清潔

ニ取拵置、決て不敬之儀有之間敷候、

一火之用心別て可入念候、

右之通候条、向々江不洩様早々可及布告候事、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

四二六ノ一九

来ル廿日・廿一日之間

御着艦之筈申来候付、諸手当等之儀猶又左之通、

一御艦御見得懸次第、大門口遠見番より相図之狼煙ニ発

可揚事、

右相図為知を以支度いたし、

御通輦筋江可罷出事、

一 御道案内、參事馬上、

一 県庁官員、戎服着用無刀、

但平日之儀は此例ニあらず、

一 士族奉拜之節、戎服・羽織袴之間着服之事、

一 於市中婦女女子之輩は、屋内より奉拜不苦候、

一 御通輦奉拜人数押卷相用候儀共不苦候、

但手傘之儀は遠慮、

右ヶ条之外過日布告之通、

右之通候条、聊心得違無之様、県内一同江早々可及布

告候事、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

戸長

四二六ノ二〇
一此節

御臨幸 御滞輦中、菓物・鳥獸類其外何品ニ限らず、

珍奇之物品致献上度者は、宮内所詰手伝役江相付可差

出候、

一 前書 御同断ニ付、分宮下江燈籠致献上度者は、勝手

ニ場所相設可相掛事、

但廻燈籠太鼓形其外異形之類、可為勝手候、

右之通早々可及布告候事、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

○中略

一 此節

御臨幸ニ付、御県内諸人

天機伺之儀は、毎区戸長より取束、県庁江可申上候、

此旨及布告候也、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

一 遠見番より相図狼煙、過日及布告候通、

一 辨天波戸砲台より相図二發、

一 相図砲次第、近在ハ両且ニテ可触知候、

右之通候条、此旨可致布告候事、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

一 御臨幸

御通輦筋、石燈爐通より嶋津實屋敷前通、樹形・本学

校前分宮本門より

御座所江

入御ニ付、官員之面々分宮下江罷出、其外奉拜之向は、仙波市左衛門辻辺より練兵場迄相掛可罷出事、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

賜フ、宣、

明治五壬申六月廿三日

今日

勅使正二位醍醐侍従番長ヲ以、別紙宣命並金幣ヲ靖献神社江下賜候条、及布告候事、

壬申六月廿三日

鹿兒嶋県庁

四_{天ノ三}一
明廿四日朝第六字

出御、砲台

天覽、畢て 御乗船、器械所

天覽被為 在候条、此段相達候、就ては 御船御手配可有之、且先駈官員第五字参集可有之候也、

供奉

壬申六月廿三日

式部寮

鹿兒嶋県庁

別紙之通被 仰渡候条、及布告候也、

六月

鹿兒嶋県庁

四_{天ノ三}一
明廿四日第五字御供揃、六字

出御、分宮下より本学校前・嶋津實屋敷前、石燈爐通御通輦、御渡戸より

御乗艦、旧船形台場より砲台打方

天覽、畢て磯機械所江

御臨幸之筈候条、此旨及布告候也、

壬申六月

鹿兒嶋県庁

四_{天ノ四}一
明後廿五日当地 御逗留、廿六日

御発途被為 在候旨被

仰出候条、此旨相達候也、

壬申六月廿三日

式部寮

四_{天ノ三}一
一汝等曩ニ乾綱ノ不振皇威ノ不宣ヲ憂へ、竭力尽忠国家ノ為ニ死ヲ致ス、朕今西巡追感殊ニ深シ、仍テ侍従番

長正二位醍醐忠順ヲ遣シ、汝等ノ墓ヲ弔シ、且金幣ヲ

追て

御発途御刻限は、追て可申入候也、

別紙之通被 仰出候条、此旨相達候也、

壬申六月廿三日

鹿兒嶋県庁

四二天ノ五
一御駐轡中、奉祝之詩歌・文章等献シ度者は、県庁江相

付差出候様、県内中江早々不洩様可及布告事、

壬申六月廿五日

鹿兒嶋県庁

四二天ノ六
一明廿六日当所

御出艦、烈風ニ付御延引、日限追て被

仰出候条、此旨相達候也、

壬申六月廿五日

供奉

式部寮

鹿兒嶋県庁

別紙之通及布告候条相達候也、

壬申六月廿五日

庶務課

四二天ノ七
○第百九十八号(七月十日)

近日 還幸被為在候条、

御着鞆翌日ヨリ三日ノ内、

諸省府県へ

奏任官以上ノ輩、宮内省並 皇太后宮へ恐悦可申上事、

但判任官ハ、其官省ニ於テ名刺相受ケ、宮内省へ可

差出事、

四二天ノ二八

壬申七月十二日

此日夕第八字三十分西州ヨリ 還幸被為在、

四二天ノ二九
第百三十五 七月十三日

昨十二日 還幸被為在候ニ付、判任官之輩其局々ニ於

テ、名刺一紙ニ相認、本日第十一字出頭、恐悦可申上

事、

四二天ノ三〇
一明二日

御発艦ニ付ては、家毎ニ万歳奉祝之開酒宴、管弦歌舞

等可為勝手次第候事、

但明二日ニ限り候事、

明治五年壬申七月朔日

鹿兒嶋県庁

四二天ノ三一
一明二日午前第三字、当所

出御被為在候条、此段申入候也、

壬申七月朔日

供奉

式部寮

鹿兒島県庁

御中

追て御臬官員之先駆之輩、第二字参集可有之候也、

四六ノ三
一明二日曉三字、当所

御出馬、四字

御乗艦、五字

御発艦被

仰出候、就ては早鐘之相凶次第、諸人

御通鞆筋江可罷出候、

一御道筋并御手当向、何篇

御着艦之節之通、

一御通鞆筋燈爐可相燈事、

一火用心猶以可入念事、

右之通早々及布告候也、

壬申七月一日

鹿兒嶋県庁

明二日より五日迄之間、朝五ツ時より七ツ時迄、貴賤

男女ニ不限、行在所拜見被仰付候間、旧矢来門より

外御庭口朱門罷通、玉座并御座廻り拜見可致候、左

候て拜見済之上、御庭口小門又は旧書院中門より五疋

建脇通抜、北門より通融可致候、就ては父兄・頭人等

心得も有之筈候得共、幼童・下賤之者は、決て猥ケ間

敷儀無之様堅く申聞置、手順之通り可罷通候事、

但案内標札立置候通、出入間違致間敷候、尤はき物

草履可相用、

右通可及布告候也、

申七月朔日

鹿兒嶋県庁

四二七 朝廷華・士族・平民ノ身代限規則ヲ定ム

六月廿三日

朝廷ニ於テハ、華・士族・平民ノ身代限規則ヲ定メ、之

ヲ八月朔日ヨリ実施セシム、

壬申六月廿三日

御布告書写

今般華・士族・平民共、身代限規則被相定候条、左之
通相達候事、

但壬申八月朔日ヨリ施行可致事、

華・士族・平民身代限規則

平民身代限抵償トシテ差押フ可ラサル品類

一時服着替共 男女共各 二一通宛

一夜具 男女共各 一通宛

一人ノ職業ヲ為スニ必要ナル諸物品、但学芸ヲ人ニ教

へ、又ハ農工商等職業ニ必要ナル書類・器械・品物等、

其金額五十兩ニ至ル迄、最モ本人ノ扱ム所ニ任ス可シ、

其直段ハ貸主・借主ヨリ監定ノ者^{道具屋}一人宛差出シ、

外入札人ト共ニ入札致サセ、^町役人ニ於テ総入札ヲ比

較シ、高札ヲ以テ其価ヲ定ム可キ事、

一食料

家族ノ人口ヲ量リ、一ヶ月間用フル飯米ヲ残シ置ク可

キ事、

但男丁ハ一日ニ五合、麦ハ一升、雑穀ハ一升五合、

婦女幼少ハ四合、麦ハ八合、雑穀ハ一升二合宛ノ

事、

一鍋釜及炊具 各 一通

華・士族身代限抵償トシテ差押フ可ラサル品類

一家祿

但人口ヲ量リ、年々飯米ヲ引残シ、其余分無キ状、

或ハ不足ノ者ハ、其半高ヲ返金済ミ迄、金主へ渡

サセ候事、

一大小類 男子一人ニ付各 一腰宛

一冠服 男子一人ニ付各 一通宛

一時服着替共 男女共各 二一通宛

一夜具 男女共各 一通宛

一人ノ職業ヲ為スニ必要ナル諸物品、

但学芸ヲ人ニ教へ、又ハ農工商等ノ職業ニ必要ナル

書類及諸器械・品物等、其金額五十兩ニ至ル迄、

最モ本人ノ扱ム所ニ任ス可シ、其直段ハ貸主・借

主ヨリ、監定ノ者^{道具屋}一人宛差出シ、外入札人ト

共ニ入札致サセ、^町役人ニ於テ総入札ヲ比較シ、

高札ヲ以テ其価ヲ定ム可キ事、

一鍋釜及炊具類 各 一通

右身代限リノ節ハ、三十日間裁判所門前・高札場並ニ

本人家宅へ揭示ヲ出シ、其次第伝承、日限中追願ノ者

ハ、取糺ノ上可処置事、

但新聞紙ヲ刊行スル地ニ於テハ、亦之ニ記載セシム

へシ、

一前条ニ記スル所ノ引残スヘキ必要物件ノ内、未タ代価ヲ払ハサル分ハ、売主ヨリ日限内訴出レハ、現品ヲ取戻スコトヲ得ヘシ、

但現在着用ノ衣服・夜具ハ此限ニアラス、

一身分限ノ物件ハ、入札払ニ出ス可シ、尤金銀器等ノ定価判然タル物品ハ、真価ヨリ低ク売払フヘカラス、且ツ売払金ノ総額ハ、其者ノ負債及ヒ右一件ノ諸費用ヲ償フニ過ク可ラス、

但入札払ノ日ヨリ三日前ニ、其品物及ヒ場所・時刻ヲ、裁判所門前並ニ其者ノ居宅、及ヒ各地士民群集ノ所ヘ揭示シ、及ヒ新聞紙ヲ刊行スル地ニ於テハ、亦之ニ記載セシムヘシ、且ツ貸主・借主ヨリ差出セシ監定ノ者モ、他人ト共ニ入札致サセ、町役人ニ於テ繰入札ヲ比較シ、高札ヲ以其価ヲ定メ、之ヲ現金ニテ取立、裁判所ヘ差出スヘシ、

四二八 旧藩紙幣製造機械等ノ焼捨ヲ令ス

六月廿三日

朝廷ニ於テハ、旧藩々從來紙幣製造ノ器械・残紙並引揚損札等ヲ、福岡外六県ヨリ進致シタル分ヲ、去五月廿四日ヨリ晦日迄（雨天ヲ除キ）焼棄シタルコトヲ一般ニ令ス、

壬申六月廿三日

御布告書寫

旧藩々ニ於テ、從來紙幣製造ノ器械・遺残紙並引揚損札發行不致分共、大藏省ヘ追々差出候分、壬申五月廿四日ヨリ晦日迄、雨天ヲ除キ、木挽町六丁目原地ニ於テ、紙幣寮・検査寮官員立会、左之表面之通焼捨候事、但銅版ノ類ハ、取纏候上追テ破却可相成事、

福岡県

一銀百目札ヨリ式分札迄、高式千七百八拾式貫九百四拾三匁六分

但損札並引揚札ノ分、

一銀三匁札ヨリ式分札迄、高五千五拾式貫五百三拾目

但發行不致分、

一銀百目ヨリ式分迄、版木式拾八組並小印四拾八顆

秋月県

一銀拾匁札ヨリ三分札迄、高千三百四拾九貫式拾目四分

但引揚ノ分、

松山県

一藩札地紙白小截八千枚

府内県

一銀拾匁ヨリ壹分迄、版木式拾壹面、小印六顆

森 県

一銀五匁ヨリ壹分迄、版木九面、入子版式ツ

綾部県

一銀拾匁ヨリ五分迄、版木四組、小印拾式顆

堀江県

一綿・塩切手金壹分ヨリ錢四拾八文迄、版木八面、小印

四顆

四二九 旧藩紙幣ノ内物産方或ハ管内へ貸付分ヲ

上納セシム

六月廿五日

旧藩紙幣ノ内、物産方或ハ管内へ貸付分ヲシテ、之ヲ上

納セシム、

○第七十九号(六月二十五日)

〔領註〕「第百二十三号參看」
旧藩々於テ製造紙幣ノ内、旧藩県中會計物産方、或ハ

管内へ貸付相成居候趣、調書ノ内記載有之候処、右戻
入返納ノ期限無之向多ク、不都合ニ有之、就テハ右ノ
類、新置府県於テ篤ト取調、此節迄取立有之分ハ、早
々上納可致、年賦貸付等相成居、一時取立難出来分ハ、
価格比較表ノ新貨価ヲ以、金高相定一旦上納、更ニ拝
借ノ上、夫々元年賦ノ内精々年賦ヲ縮、儘成引宛取之
貸渡、年々十一月限上納ノ積、往復日数ヲ除廿日ヲ限、
精細取調可伺出、尤上納拝借共、証書ヲ以取計不苦候、
此段相達候事、

〔領註〕「第九十六号、六年大藏省第百五十号參看」
但準備金ノ内米ニテ備置候分ハ、地払代ヲ以上納取

計、貸附等相成居候分ハ取立、上納ノ期限当三月
ヲ限可申出旨、同二月中相達置候処、此節ニ至候
テモ不申出向モ有之、不都合ノ事ニ有之、就テハ
右準備金ノ内、物産方等へ繰替置候類ハ、早々繰
戻上納可致、一時取立難出来年賦貸付等相成居候
分ハ、一旦上納、更ニ拝借ノ上貸渡取立、上納方
並繰替置候類ノ内戻入難出来分、金高共本文同様
精細取調可伺出候、尤右ノ外現高ノ分ハ、最前相
達候通、早々上納可致候事、

四三〇 始羅・菱刈・桑原及ヒ諸縣郡ノ中ニ於ケル
管轄移管方ヲ稟申ス

是月(六月)

大隅国内始羅・菱刈・桑原三郡中及ヒ日向国諸縣郡ノ中
ニ於ケル管轄移管方ヲ稟申ス、

鹿兒島県

都城県

美々津県

大隅始羅郡・菱刈郡・桑原郡之内、日向国諸縣郡之内
申立之通管轄替被 仰付候条、地所受取渡可致事、

但地所受取渡相濟候上は、高反別一村限至急取調、

大蔵省江可差出事、

壬申五月十九日

鹿兒島県

高三拾貳万石余

右之外

隅州始羅郡一円

高四万貳千八百八拾九石貳斗五升九合貳夕三才

隅州菱刈郡一円

高壹万七千百貳石九斗五升七合三夕

隅州桑原郡之内

栗野・横川両郷

高壹万貳千四百貳拾石四斗八升七合七夕貳才

右三行鹿兒島県江

合高三拾九万貳千四百石余

都城県

高四拾三万石余

内高七万貳千四百貳拾貳石七斗四合貳夕五才

但前件始羅・菱刈両郡并栗野・横川両郷惣高、

右鹿兒島県江被召付度、

外二

日州諸縣郡之内、須木・野尻両郷并小林之内東方

村

高六千百貳拾九石六升貳合八夕七才

右美々津県より都城県江被召付度、

差引

合高三拾六万三千七百石余

右は今般県治御治定ニ付、薩隅日分割各被置新県、絵

図并高割被相定、被 仰渡趣承知仕、篤と涉評議候処、

壬申六月

県庁

旧鹿兒島藩管内之儀は、數百年一國同前にて、國郡之境古來相定居候得共、專人民之聚合・土地之広狭・往来之遠近ニ依り、兩國・兩郡ニ跨り一郷一村を為し居候も有之、且高山・大川不少候得は、第一地形ニ依て

人馬運送いたし、旧來海陸之便利ニ随ひ、年貢収納等も運輸仕來候付ては、尔來も新置之県下江人馬之往来・海陸之遠近旁便利を主とし、次ニは高山等を以境界被

定置候は、永年ニ至り人民之苦情も有之間敷評議仕、鹿兒島・都城兩県増減之高并美々津県所轄地相減、右

之通相及境立、別紙繪図面色分ケいたし差上申候、就ては高割少々不同有之、平等は不仕候得共、何分民苦

難被捨置御座候間、旁御憐察被下、何卒右之通境被定置度奉存候、此旨宜御執奏被下候様奉冀候、以上、

壬申正月 都城縣参事桂 久武 鹿兒島縣参事大山綱良

史官 御中

別紙之通願立相成候処、願之通管轄替被 仰付候条、

布告ニ及候也、

四三二 椎原國幹ヲ鹿兒島縣權参事ニ、上村行徴ヲ都城縣權参事ト為ス

是月(六月)

椎原與右衛門國幹ヲ鹿兒島縣權参事ニ、上村行徴ヲ都城縣權参事ト為ス、

壬申六月分 任鹿兒島縣權参事 椎原與右衛門

任都城縣權参事 都城縣典事上 村 行 徴

【参照】 椎原國幹傳 椎原國幹、通称は與右衛門、文政四年鹿兒島平馬場町に

生る、世島津氏に仕へ其藩士たり、維新の初め鹿兒島藩の典事と為り、明治十年西南の役薩軍に應じて、五番大

隊の大小荷駄と為り、熊本に向ひ、後延岡に於て官軍に降り、事平らぎ懲役二年の刑に処せらる、出獄の後明治

十四年鹿兒島學校長と為り、後島津忠濟の家令と為り、尋て病没す、

國幹品性高潔剛直にして氣骨あり、十年の役後拘せられて法廷に出づるや、直言抗議其所信を吐露し、毫も忌憚する所なかりしかば、法官為に肅然として容を改めしと云ふ、國幹の妹〔純〕は西郷隆盛の母にして、國幹の女は川村純義に嫁す、故に國幹は隆盛の叔父にして、純義は其女婿たり、

〔西南記伝にて補正〕

〔稿本表紙〕

明治五年
七・八月
忠義公史料(初稿)七

〔稿本にて補正〕

四三二 寺島宗則龍動ニ抵リ女王ニ謁見ス

七月八日

先ニ寺島宗則ニ英国派遣ヲ命シ、交際ノ事務及ヒ在留民
ノ管轄ヲ委セラレタルヲ以テ、是日リパプールニ到着シ、
同夜龍動ニ抵リ、翌日ヴクトリア女王ニ謁見ス、

寺島宗則自傳

略○上

○七月八日洋曆八月十一日リパプールニ着シ、同夜龍

動ニ至リ、次日ポルスモーシ地方ニ至リ、外務大臣ガ

ランウイルニ從ヒ、アルホルン離宮ニ於テ、英皇帝ヴ

キクトリア女皇ニ謁見ス、尔後七日ヲ経テ、大使岩倉

等着セリ、○六十日間客舎ニ在リ、公使館ニ充ツヘキ

邸宅ヲ搜索シ、ベルガラーフ街第九号ヲ得テ転居ス、

○以下略ス

四三三 参議西郷隆盛ヲ以テ陸軍元帥・近衛都督

ヲ兼ネシム

七月十九日

参議西郷隆盛ヲ以テ、陸軍元帥・近衛都督ヲ兼シム、同
廿九日ニ至リ、参議兼陸軍元帥西郷隆盛ヲ以テ、陸軍元
帥兼参議ト為ス(近衛都督故ノ如シ)

鹿兒島県士族

西郷隆盛

吉之助

○文政十年十二月七日生

○中略

同明 五年壬申七月十九日

一兼任陸軍元帥、

同日

一近衛都督被仰付候事、

同月廿九日

一任陸軍元帥兼參議、

○以下略ス

壬申七月十九日分

兼任陸軍元帥

參議 西郷隆盛

近衛都督被 仰付

參議兼陸軍元帥西郷隆盛

壬申七月廿九日

任陸軍元帥兼參議

參議兼陸軍元帥西郷隆盛

○上 車駕巡幸して鹿兒島に駐輦あらせらるゝや、偶近

衛兵宮に紛議を生じたり、抑も当時の近衛兵は、隆盛

等が曩に廢藩置県を断行するに当り、朝廷に建言して

三藩より徵集したりしものにして、其将士甚だ精銳な

りと雖も、亦頗る制御に苦みたり、隆盛等の鳳輦に従

ひ、西国を巡視するや、山縣有朋近衛都督となりて之

を統御せしが、偶近衛局中一の紛議を生ぜしを以て、

即ち之を鹿兒島に報して、隆盛の帰京を請求せり、隆

盛之ヲ聞き、鳳輦に先ちて直に東京に帰りしが、七月

十五日に至り、隆盛陸軍元帥に任じ、近衛都督を兼ね、

山縣陸軍卿となるに及び、事初めて平定するを得たり、

○以下略ス

四三四 吉原重俊ニ使節隨行ノ心得ヲ以テ外政事

務取調ヲ命ス

七月十九日

吉原重俊弥次郎ノ三等書記官ヲ解キ、更ニ使節隨行ノ心得

ヲ以テ、外政事務取調ヲ命セラル、

鹿兒島県士族

吉原重俊

弥次郎

弘化二年乙巳四月生

○中略

同年明治五年七月十九日

一免本官、

特命全權大使

同日

一使節隨行ノ心得ヲ以テ、外政事務取調申付候事、

同上

○以下略ス

○本官ハ三等書記官

四三五 藩札ヲ買集メルコトヲ嚴禁ス

七月廿三日

朝廷ニ於テハ、奸商ノ旧藩紙幣ヲ賤買スルヲ嚴禁シ、其重幣(新紙幣五錢以上ニ当ルモノ)ハ新紙幣ヲ以兌換シ、輕幣(五錢以下ニ当ルモノ)ハ大藏省ノ比較価位ヲ印記シテ、之ヲ通用セシム、

壬申七月廿三日

御布告書写

四三六ノ一

旧藩々ニ於テ製造ノ紙幣、辛未七月十四日ノ相場ヲ以テ、追テ御引換可相成旨被 仰出置候上ハ、御引換濟迄ノ間無疑念通用可致筈ノ処、心得違ノ者有之、自然

不融通ヲ醸成、相場及下落候場合ニ乗シ、正金札ヲ以テ藩札買集メ候哉ノ趣、不埒ノ事ニ候、右旧藩札ハ不遠御引換相成候間、兼テ大藏省ヨリ相渡置候新貨ト、旧藩札価格比較表ノ通、聊無疑念通用可致、若心得違ノ者於有之ハ、吟味ノ上、至当ノ御処置可有之事、

四三五ノ二

旧藩々製造紙幣ノ種類数多ニシテ、殊ニ小札ハ数枚ニテ、其価位新貨一厘ニ足ラサル品種モ有之、新紙幣ハ十錢以上ニ付、総テ右引換候テハ、取引上不利モ可有之ニ付、差向キ五錢以上ニ当ル分ノミ致引換、其以下ハ追テ一錢・半錢・一厘ノ銅貨鑄造ノ上交換可致、就テハ右小札当分通用中、大藏省ヨリ価位比較ノ印可相渡候条、郡村ノ区画ト、右小札ノ多寡ニ從ヒ、便宜ノ方法ヲ以テ、紙幣ニ致押印通用可為致、尤右押印ニ取掛リ及取扱手續ノ儀ハ、追テ大藏省ヨリ可及差函、且其押印ニ關係ノ諸入費ハ、追テ同省ヨリ下渡可申事、

四三六 伊東祐磨ノ龍驤艦艦長ヲ解ク

七月廿四日

伊東祐磨二ノ龍驤艦艦長ヲ解ク(中艦隊指揮如故)

鹿兒島県士族

伊東祐磨

二郎

天保五年甲午八月生

○中略

同年明治五年 七月廿四日

一龍驥艦艦長被免候事、

但中艦隊指揮官如故、

○以下略ス

○明治四年三月
本官ヲ以テ龍驥艦艦長兼勤ヲ命セラル

○以下略ス

四三八 鮫島尚信ノ英国弁務使兼勤ヲ解ク

七月廿七日

鮫島尚信誠ノ英国弁務使兼勤ヲ解ク、

鹿兒島県士族

鮫島尚信

誠

七月廿七日

四三七 野崎貞澄ヲ以テ陸軍中佐ト為ス

野崎貞澄平左衛門

ヲ以テ陸軍中佐ト為ス、

従三位勲二等男爵野崎貞澄

天保十一年正月廿日生

○中略

同年明治五年 七月廿七日

一英国弁務使兼勤被免候事、

○以下略ス

○太政官日誌ニハ任命ノ日ヲ七月廿三日ト為ス

○中略

履歴

全年明治五年 七月二十七日

任陸軍中佐、

○太政官日誌ニモ同文ヲ載ス

全日

近衛分課被仰付、

全日

西郷陸軍少輔御巡行供奉被仰付候ニ付、随日被仰付、

是月(七月)

四三九 井上良馨ニ龍驥艦副長ヲ命セラル

井上良馨直ニ龍驥艦副長ヲ命セラル、

正四位勲三等男爵井上良馨

明治5年(1872)

○中略

履歴

○弘化二年十一月三日生

○中略

全年明治五年七月 日不詳

龍驤艦副長被申付、

四四〇 家村住義ニ開拓使九等出仕、北海道詰電

線建設掛ヲ命セラル

是月(七月)

家村住義十郎右衛門ヲ以テ、開拓使九等出仕ト為シ、北海道詰電線建設掛ヲ命セラル、

鹿兒島県士族

家村住義

十郎右衛門

○中略

同明 五年壬申七月

一九等出仕申付候事、

同月

開拓使

○以下略ス

一北海道詰電線建設掛申付候事、開拓使

四四一 海軍大佐伊東祐磨ヲ同少将ト為シ從五位

二叙ス

八月二日

海軍大佐伊東祐磨二郎ヲ同少将ト為シ、從五位ニ叙ス、尋テ四日ニ至リ、慰勞トシテ扇子五本・羅紗二着下賜セラ

鹿兒島県士族

伊東祐磨

二郎

天保五年甲午八月生

○中略

同年明治五年八月二日

一任海軍少将、

○太政官日誌ニモ同文ヲ載ス

○以下略ス

○明治五年二月三日
任海軍大佐

從三位勲一等子爵伊東祐磨

〔マカ〕
○天保三年八月廿五日生

○中略

履歴

○中略

全年明治五年八月二日

任海軍少将、叙従五位、

全年八月四日

為慰勞御扇子五本、羅紗二着下賜、

○以下略ス

四四二 海軍大尉伊東祐亨ヲ同少佐ト為ス

八月二日

海軍大尉伊東祐亨ヲ同少佐ト為ス、

伊東祐亨

○中略

權の掣 明治元年十一月富士山艦乗組を仰付られ、全年全月一等士官に任し、全二年二月御履を以て、武蔵艦乗組を、全年四月同艦修覆掛を、全年十月一等士官を以て乾行艦副長を、同年十一月同艦艦長代を、全四

年二月副長を以て春日艦へ転乗を仰付られ、全月海軍大尉に任し、全年十一月春日艦長代を、全年第一丁卯艦艦長を、全五年二月春日艦長を仰付られ、全年八月二日海軍少佐に任し、○以下略ス

○海軍少佐任命ノ日附ハ太政官日誌ニヨル

壬申八月二日

御布告書写

任海軍少佐

海軍大尉伊東祐亨

四四三 学制ヲ頒布シ全国ヲ八大学区ニ分ツ

八月二日

朝廷ニ於テハ、学制ヲ頒布シ、全国ヲ分テ八大学区トナシ、每区大学校各一箇所ヲ置キ、大区ヲ分テ中小学区ト為シ、各中小学ヲ置ク、因テ各地方ノ学校ヲ鎖ザサシメ、更ニ学制ニ循フテ之ヲ建設セシム、

○第二百十四号(八月二日)

〔附註〕二十三年第四十号布告ヲ以テ廢止

人々自ラ其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業ヲ昌ニシテ、以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ、身ヲ修メ智ヲ開

キ、才芸ヲ長スルニヨルナリ、而テ其身ヲ修メ智ヲ開キ、才芸ヲ長スルハ、学ニアラサレハ能ハス、是レ学校ノ設アル所以ニシテ、日用常行言語書算ヲ初メ、士官農商百工技芸及ヒ法律・政治・天文・医療等ニ至ル迄、凡人ノ営ムトコロノ事学アラサルハナシ、人能ク其才ノアル所ニ応シ、勉勵シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ、業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ、サレハ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ、夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ、家ヲ破リ身ヲ喪ノ徒ノ如キハ、畢竟不学ヨリシテカ、ル過チヲ生スルナリ、從來学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖トモ、或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ、学問ハ士人以上ノ事トシ、農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニヲキ、学問ノ何物タルヲ弁セス、又士人以上ノ稀ニ学フ者モ、動モスレハ国家ノ為ニスト唱へ、身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ、或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ、空理虚談ノ途ニ陥リ、其論高尚ニ似タリト雖トモ、之ヲ身ニ行ヒ、事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス、是即チ沿襲ノ習弊ニシテ、文明普ネカラス、才芸ノ長セスシテ、貧乏破産喪家ノ徒

多キ所以ナリ、是故ニ人タルモノハ学ハスンハ有ヘカラス、之ヲ学フニハ、宜シク其旨ヲ誤ルヘカラス、之ニ依テ今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ、追々教則ヲモ改正シ、布告ニ及フヘキニツキ、自今以後一般ノ人民華頭及婦女子註「文部省第二十二号ヲ以テ分注華土族ノ下卒ノ字ヲ加フ」必ス邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス、人ノ父兄タルモノ、宜シク此意ヲ体認シ、其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ、必ス学ニ従事セシメサルヘカラサルモノナリ高上ノ学ニ至テハ其人ノ材能ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサ
ルモノハ、其父兄ノ程度タルヘキ事

但從來沿襲ノ弊、学問ハ士人以上ノ事トシ、国家ノ為ニスト唱フルヲ以テ、学费及其衣食ノ用ニ至ル迄多ク官ニ依頼シ、之ヲ給スルニ非サレハ学ハサル事ト思ヒ、一生ヲ自棄スルモノ少カラス、是皆惑ヘルノ甚シキモノナリ、自今以後此等ノ弊ヲ改メ、一般ノ人民他事ヲ抛チ、自ラ奮テ必ス学ニ従事セシムヘキ様心得ヘキ事、

右之通被 仰出候条、地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄、不洩様便宜解訳ヲ加ヘ精細申諭、文部省規則ニ随ヒ、学問普及致候様方法ヲ設可施行事、

今般被 仰出候旨モ有之、教育ノ儀ハ、自今尚又厚ク御手入可有之候処、從來府県ニ於テ取設候学校一途ナラス、加之其内不都合ノ儀モ不少、依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル学制ニ循ヒ、其主意ヲ汲ミ、更ニ学校設立可致候事、

但外国教師雇入有之場所ハ、当省ヨリ官員ヲ派出シ、

地方官協議ノ上可及処分候条、夫迄ノ処、生徒・

教授向等不都合無之様可取計、尤当省出張ヲ不待、

学制ノ目的ニ依リ、成丈相運候様可致事、

壬申七月

文部省

学制

大中小学校区之事

第一章 全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ、

第二章 全国ヲ大分シテ八大区トス、之ヲ大学区ト称シ、

毎区大学校一所ヲ置ク、

第三章 大学区ノ分別左ノ如シ、

〔頭註〕「六年文部省第四十二号ヲ以テ区圖改正」

第一大区

東京府 神奈川縣 埼玉縣 入間縣 木更津縣
足柄縣 印旛縣 新治縣 茨城縣 群馬縣

栃木縣 宇都宮縣 山梨縣 静岡縣

計一府十三縣、東京府ヲ以テ大学本部トス、

第二大区

〔頭註〕「文部省第四十二号ヲ以テ大上原ヲ削リ計六縣トス」
愛知縣 額田縣 濱松縣 犬上縣 岐阜縣

三重縣 度會縣

計七縣、愛知縣ヲ以テ大学本部トス、

第三大区

〔頭註〕「同上」
石川縣 七尾縣 新川縣 足羽縣 敦賀縣

筑摩縣

計六縣、石川縣ヲ以テ大学本部トス、

第四大区

大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 堺縣

和歌山縣 飾磨縣 豐岡縣 高知縣 名東縣

香川縣 岡山縣 滋賀縣

計二府十一縣、大阪府ヲ以テ大学本部トス、

第五大区

廣島縣 鳥取縣 島根縣 北條縣 小田縣

石鐵縣 神山縣 山口縣 濱田縣

計九縣、廣島縣ヲ以テ大学本部トス、

第六大区

八月二日

四四四 陸軍大尉黒木爲楨ヲ同少佐ト為ス

○以下略ス

第四章 北海道ハ、当分第八大区ヨリ之ヲ管ス、他日
別ニ区分スヘシ、

(願註「同上、三府七十一縣ノヲ削ル」)
計八區、青森県ヲ以テ大学本部トス、
總計三府七十二區

青森県 福島県 磐前県 水澤県 岩手県
秋田県 山形県 宮城県

第八大区

計七區、新潟県ヲ以テ大学本部トス、
長野県 相川県
新潟県 柏崎県 置賜県 酒田県 若松県

第七大区

計十一區、長崎県ヲ以テ大学本部トス、
三瀨県
都城縣 鹿兒島縣 小倉縣 大分縣 福岡縣
長崎縣 佐賀縣 八代縣 白川縣 美々津縣

陸軍大尉黒木爲楨ヲ同少佐ト為ス、

黒木爲楨

○中略

權の零 明治二年二月、藩兵一番大隊小隊長を仰付られ、同四年七月陸軍大尉に任じ、全月御親兵第一大隊(マウ)長二番小隊長を、全年十二月御親兵三番大隊副官を仰付られ、同五年八月陸軍少佐に任し、近衛歩兵第一大隊長を○以下略ス

壬申八月二日

御布告書写

任陸軍少佐

陸軍大尉黒木爲楨

四四五 司法大丞樺山資綱ニ司法大検事ヲ兼シム

八月五日

司法大丞樺山資綱休兵ニ司法大検事ヲ兼シム、

壬申八月五日

兼任司法大検事

司法大丞樺山資綱

樺山資綱傳

樺山資綱、通稱は休兵衛、樺山休兵衛の子、天保五年鹿兒島横馬場に生る、世島津氏に仕へ其藩士たり、戊辰の役薩藩隊に屬し、大小荷駄長と為り、奥羽に出征し、凱旋の後賞典禄八石を賜はる、明治四年出て、司法省三等出仕に任じ、六年征韓論を主張して職を辞し、七年鹿兒島に帰り、西郷隆盛等に面して復東上し、九年再び鹿兒島に帰る、十年の役起るに及び、薩軍に應じて二番大隊の大小荷駄長と為り、熊本に向ひて兵站一切の事務を監す、已にして彈藥輸送の爲め淵邊群平と共に鹿兒島に赴かんとし、大口に於て熱病に罹り、護送せられて漸く鹿兒島に帰り、病院に入り洋医ウキルスの治療を受く、四月官軍鹿兒島に突入するに及び、病院を脱して横川・小林を経都城に転じ、坂本容齋の治療を受けしが、其後飢肥田野村ニ逃れ、八月十四日鹿兒島に帰り、十六日縛ニ就キ、役後懲役二年の刑に処せられ、長崎の獄舎に没す、年四十四、

四四六 司法權中判事岸良兼養ヲ司法少丞ト為シ

併セテ司法權大檢事ヲ兼シム

八月五日

司法權中判事岸良兼養ヲ司法少丞ト為シ、併セテ司法權大檢事ヲ兼シム、

鹿兒島県士族

岸良兼養

○中略

七之丞

同年^{明治五年}八月五日

一任司法少丞兼司法權大檢事、

○以下略ス

壬申八月五日

任司法少丞兼司法權大檢事 司法權中判事岸良兼養

四四七 司法權少判事橋口兼三ヲ以テ、司法權中

檢事ト為ス

八月五日

司法權少判事橋口兼三ヲ以テ、司法權中檢事ト為ス、

正四位勲三等<sup>貴族院議員
錦旗間艦候</sup>橋口兼三

○文政十一年七月十四日生

明治5年(1872)

○中略

履歴

○上

同年明治五年八月五日

任司法権中檢事、

○以下略ス

壬申八月五日

任司法権中檢事 司法権少判事橋口兼三

四四八 池上四郎外二人ヲ清国牛莊へ差遣サル

八月八日

池上四郎外二人ヲ清国牛莊へ差遣サル、

壬申八月八日分

外務中録彭城中平

御用有之清国牛莊へ差遣候事、

同

池上四郎

同

武市正幹

【参照】

池上四郎傳

池上四郎は薩摩の人、池上貞齋の第一子、天保十三年鹿兒島樋之口町に生る、世島津氏に仕へ其藩士たり、戊辰の役薩藩隊に属し、伏見鳥羽の戦を経て、奥羽の野に転戦し、凱旋の後功を以賞典祿若干を賜はる、明治二年鹿兒島常備隊の教佐と為る、四年朝廷四大隊を薩藩より徴するや、四郎其一隊を率て上京し、市谷旧尾張藩邸に屯し、近衛陸軍少佐に任ぜらる、五年征韓問題の起るに方り、外務省十等出仕に補し、満州地方を視察して帰り復命する所あり、六年職を辞して鹿兒島に帰り、七年力を私学校の創立に尽す、十年の役薩軍の五番大隊長と為り、肥後に入り、熊本城攻囲軍を指揮せしが、尋て薩軍濱町に退き、其編制を改正するや、大隊長を罷め、専ら本營に在りて軍議に参し、人吉敗戦の後、日隅各地に転戦して利あらず、八月十七日、西郷隆盛に従て可愛岳を突出し、九月一日鹿兒島に入り、廿四日城山陥るに及び奮戦して之に死す、年三十六、

四郎の父貞齋は、薩藩の侍医たり、故を以て四郎幼より教を家庭に受く、而も軒岐の術を喜ばず、常に西郷

隆盛・伊地知正治等に就て啓導を受く、諸先輩皆其器の凡ならざるを称せりと云ふ、

四郎の笈を負て江戸に遊ぶや、天下の士争て尊攘論を唱へ、時勢將に一変せんとす、四郎藩主の命を衞み、其情勢を探り、時々之を報せりと云ふ、

貞齋初め四郎の為に、河野某の女を娶んとし幣を納る、四郎之を聞き、親迎の前一日蚤起して河野某を訪ひ、之に謂て曰く、「家父足下と約し、將に僕の為に足下の令嬢を娶んと欲すと、然るに僕年少、未だ四方の志を遂げず、今、妻を娶るは僕の志に非ざるなり、請ふ、其約を解かれんことを」と、某怒りて曰く、「事已に成る、足下乳臭、今復何をか言はん、宜しく乃父の来るを待て之を議すべし」と、因て之を貞齋に告ぐ、貞齋亦怒りて四郎を責む、四郎曰く、「大人の命敢て奉せざるにあらず、然れども婚姻は人生の大倫なり、若し伉儷の情誼はざるあれば、俱に其一身を誤らん、且つ児学業未だ成らず、將に天下に周遊し、有道者に就て教を乞はんとす、是れ児の命を奉ずること能はざる所以なり」と、貞齋強ゆること能はず、之を某に告げ其約を解くに至れり、

明治三年長藩の奇兵隊、兵制改革を憚はず、兵を挙げ援兵を西郷隆盛に請ふや、許否の論紛々として決せず、時に四郎隆盛に謂て曰く、「師を出して奇兵隊を援くる、宜しく名義無かる可からず、然るに若し我藩にして兵を出して長州無名の師を援くるあらば、後患或は測るべからざるものあらん、吾人は断じて之に与すること能はず」と、議終ニ援兵を出さざるに決せりと云ふ、

五年、四郎外務省十等出仕に任じ、西郷隆盛の旨を受け、満洲を視察せんとするや、八月十八日武市熊吉・彭城中平と共に東京を發し、九月一日上海に着し、二十八日營口に達し、滞在数日、満洲内地を巡り、其地形・政治・兵備・財政及風俗人情等を視察し、熊吉は六年四月、中平は六年七月を以て帰朝せしも、四郎は猶深く内地に入り、八月帰朝し復命する所あり、而も其復命は隆盛の征韓計画に資する所少からざりしと云ふ、四郎の満洲に赴くや、姓名を變じて池清劉和と稱し、商估の態を装ふ、其奉天に至るの日、清国正黄旗驍騎校胡得倫來りて四郎に面し、其来意・姓名・国籍等を問ふ、四郎答へて曰く、「余は日本人にして、姓

名を池清劉和と称し、營口より来るもの、商賈を機として春暖に任せ、大國の勝景を賞せんと欲し、何等の意無く、偶然此地に來りしのみ」と、胡得倫、營口道台の路照を携へ來りしや否やを問ふ、四郎曰く、「吾人は之を知らず、若し其路照の必要あらば、速に營口に歸り、之を携へて再び來らん」、胡得倫、重ねて商品又は武器を携へ居るや否やを問ふ、四郎曰く「吾人は無意に來りしが故に、商品を携へず、又武器を有せず」と、胡得倫曰く、「然らば吾人之を不問に付し、之を將軍に報ぜざるべし、唯内地の觀光のみに止らば、數日間滯留するも不可なし」と、然れども清人猶四郎の挙動を疑ふものゝ如く、清国官吏一名、四郎の客棧に附添ひ、外出する毎に之に従ふ、曰く、「万一の不虞に備ふるなり」と、

四郎歸朝の後、「滿洲視察復命書」を草して、之を西郷隆盛及副島種臣等に呈し、且つ清國の形勢を説て曰く、「今や回匪の乱、甘肅地方に蔓衍し、左宗棠大軍を率ゐて之を征すと雖ども、其勢未だ衰へざるが如し、又滿洲の兵備に至ては、盛京將軍頻に其改革を上奏するも、積弊の久しき、士氣腐敗・兵士怯懦、常備の名

ありて其実無し、加ふるに紀綱振はず、在官者流、賄賂公行、商民怨嗟せざるはなし、今日の如くにして數年を経過せば、支那の土崩瓦解せんこと、復疑を容れざるなり、我國が韓國問題を処分するは、今日を以て最好機会と爲す、此機会一たび失せば、復得べからざるなり」と、

十年の役、薩軍の熊本に入るや、諸將川尻の本營に會し、戦攻の方略を議す、議論紛出、容易に決する能はず、四郎策を進めて曰く、「今日の策他無し、宜しく若干の兵を駐めて城兵の尾撃に備へ、全軍力を挙て南關に出で、一面は馬關より、一面は長崎より京攝の間に進入すべし、苟も此の如くんば、四方風動、天下の勢自から我党に帰せんこと必せり」と、時に篠原國幹攻城の議を主張して聴かず、決を西郷隆盛に乞ふに及び、隆盛終に全軍攻城の策を中止し、分兵進取に決す、而も薩軍の分進は、其時機を逸し、官軍の遮ざる所と爲り、其目的を達すること能はざりしなり、

四郎天資聰敏にして才幹あり、又韜略に通ず、其軍中に在るや、兵士を馭する甚だ紀律あり、其事を処する、裁決流るゝが如し、故に其声望、或は桐野利秋に亞ぐ

に至る、

西郷隆盛、嘗て四郎を評して曰く、「四郎の智慮周密、張子房の流亜なり」と、

四郎平生酒を嗜む、明治五年四郎の満洲地方を遊歴し、客棧に宿するや、室内汚穢、臭氣鼻を衝く、是を以て四郎強度の焼酎を仰ぎ、酔に托して纔に之を凌ぐことを得たりと云ふ、

四四九 西郷従道ノ近衛副都督ヲ解ク

八月九日

西郷従道ノ近衛副都督ヲ解ク、

鹿兒島県士族

西郷平従道

慎吾

○天保十四年五月生

○中略

同年明治五年 八月九日

一近衛副都督被免候事、

○明治五年三月九日
近衛副都督ヲ命セラル

○以下略ス

四五〇 陸軍少佐野津道貫ヲ以テ同中佐ト為シ、
從六位ニ叙ス

八月九日

陸軍少佐野津道貫ヲ以テ同中佐ト為シ、從六位ニ叙ス、

鹿兒島県士族

野津道貫

七一

○天保十二年十一月生

○中略

同明 五壬申年八月九日

一任陸軍中佐、

同日

一叙從六位、

○以下略ス

壬申八月九日

任陸軍中佐

陸軍少佐野津道貫

四五一 陸軍中佐野崎貞澄ヲ東京鎮台大式ノ心得

ヲ以テ勤仕セシム

八月十三日

陸軍中佐野崎貞澄ヲ、東京鎮台大弐ノ心得ヲ以テ勤仕セシム、

從三位勲二等男野崎貞澄

○天保十一年正月廿日生

○中略

履歴

全年明治五年 八月十三日

東京鎮台大弐ノ心得ヲ以テ可相勳候事、

○以下略ス

○明治五年七月二十七日
任陸軍中佐

四五二 旧薩藩士ヘノ戦功賞典方法ニ付椎原國幹

ヨリノ稟申及ヒ大藏省ノ指令

八月十八日

旧薩藩士ノ奥羽北越ニ於ケル戦功者ノ賞典方ハ、從來旧藩ノ例ニヨラシメタルヲ以テ、今後尚其例ニヨツテ施行セラレンコトヲ、鹿兒島県権參事椎原國幹ヨリ之ヲ稟申ス、依テ同六年四月五日ニ至リ、大藏省ノ指令ニ接ス、

四五ノ一

米弐万七千五百九拾五石六斗

右戦功人数五千弐百弐拾六人

米四千九百五拾四石八斗

右戦死人数五百三拾人

廢人内九拾九人

右は、去ル戊辰之役、奥羽・北越諸所江致出軍、戦功且戦死・廢人と罷成候者共ニテ、旧藩管轄高内を以、夫々等級ニ応シ致賞与置候処、其后旧知事江為御賞典拾万石下賜候得共、内外御多端之折柄ニ付奉還仕度旨、及再度奉願候得共御採用無之、然処去年廢藩置県被仰出、事務改革之

御沙汰ニ付取調中、嶋津久光江御賞典高之内、五万石を以分家被

仰出候ニ付、右人数江賞典之儀は、従前之通被据置候様奉願候、尤戦功之者は拾五ヶ年、戦死三拾ヶ年、廢人と罷成候者共江は、一世限り遣置候訳ニ御座候間、旧藩中適宜之処分ニは御座候得共、為

王事戦死又は廢人と罷成候ニ付ては、今日ニ至り候ても致廢止候場合ニ至り兼、勿論大ニ人心ニも致關係、事務施行ニおひても、官員一同甚苦慮罷在候ニ付、右

等之事実御洞察被下候て、速ニ御許可被成下候様、偏ニ奉懇願候、以上、

鹿兒島県

権参事

椎原國幹

壬申

八月十八日

井上大蔵大輔殿

四五二ノ一

書面戦功有之者并廢人之内夫卒を除、賞典米ハ従前之通可据置、戦死之者四百六拾八人江は、祭資料として是迄之給米三ヶ年分、合算米壹万九百貳拾三石貳斗一時ニ被下候間、給与米ハ壬申年限り、渡方可相廢、因て右米為替を以相渡候条、壬申第七拾四号当省布達之通、切手差出請納可取計、且元兵部省ニ於て何濟之通、夫卒之内廢人四人江は、壹人ニ付金百円ツ、戦死之者六拾貳人江は、妻子江金百五十拾円ツ、下賜候間、従前給米は相廢候儀と心得、初年より渡方取計候分合算致し、壬申貢物相場を以代金ニ積り、右賜金之内ニて引去、殘金請取方更ニ可申出事、

明治六年四月五日 大蔵大輔井上 馨印

四五二ノ三

去ル戊辰之役、奥羽・北越出軍ニ付軍功祿之儀、藩制之適宜を以被成下置、此般

朝廷江別紙之通御願立相成候処、御指令ニ基キ、当西

九月より一同軍功賞典祿ニ応シ被成下候、

一御指令書之内戦死之者四百人余は、祭資料として給米

三ヶ年分被成下候旨相見得候付、此般又々三拾ヶ年被

成下度歎願相成候付、追て何分

朝廷より御沙汰可有之候間、其通銘々可相心得候事、

八月廿七日

出納課

四五三 伊集院兼寛ノ請ニヨリ検査権頭ヲ解キ、

東京滞在ヲ命ス

八月廿日

伊集院兼寛ノ請ニヨリ検査権頭ヲ解ク、同廿四日ニ至リ、

東京滞在ヲ命ゼラル、

鹿兒島県士族

伊集院兼寛

直右衛門
天保九年戊辰正月生

○中略

同明五年壬申八月廿日

一 依願免本官、

○明治四年八月十日
任検査權頭

但位記返上ノ事、

同月廿四日

一 御用有之、東京滞在被仰付候事、

○以下略ス

四五四 伊地知貞馨ヲ以テ外務省七等出仕ト為ス

八月廿二日

伊地知貞馨丞ヲ以テ、外務省七等出仕ト為ス、

壬申八月廿二日

外務省七等出仕

伊地知壯之丞眞

四五五 私ニ姓名及舖号ヲ改ムルヲ禁ス

八月廿四日

華族ヨリ庶民ニ至ル迄、私ニ姓名及ヒ舖号ヲ改ムルヲ禁
ス(事故アル者ハ稟請セシム)

壬申八月廿四日

御布告書写

華族ヨリ平民ニ至ル迄、自今苗字名並屋号共、改称不
相成候事、

但同苗同名ニテ、無余儀差支有之者ハ、管轄庁へ可
願出事、

府県へ

人民一般改称ノ儀、別紙之通御布告相成候ニ付テハ、
華族及委任官以上ハ可伺出、其余ハ各管轄庁ニ於テ、
事実取調ノ上聞届可申事、

四五六 得能良介ヲ以テ司法省五等出仕ト為ス

八月廿四日

得能良介ヲ以テ、司法省五等出仕ト為ス、

壬申八月廿四日

御布告書写

司法省五等出仕

得能良介

四五七 折田平内ヲ以テ開拓大主典ト為ス

八月廿五日

折田平内ヲ以テ開拓大主典ト為ス、

從四位勲三等貴族院議員
錦雞間候折田平内

○弘化三年十二月七日生

○中略

履歷

明治四年十二月十五日

開拓使八等出仕被申付、

全五年一月十四日

釧路州厚岸詰被申付、

全年八月廿五日

任開拓大主典、

○以下略ス

【参照】

二十四日開拓使官制ヲ更定ス、

長官	次官	大判官	中判官	少判官	幹事	權幹事	大主典
一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等

九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等
權大主典	中主典	權中主典	少主典	權少主典	史	生使掌

四五八 湯地定基ヲ以テ大主典ト為ス

八月廿五日

湯地定基ヲ以テ大主典ト為ス、

正四位勲三等貴族院議員湯地定基

天保十四年九月生

○中略

履歷

明治三年八月廿五日

米國留學被申付、

全五年正月七日

八等出仕被申付農業
担当

全年八月廿五日

任大主典、

○以下略ス

四五九 石川県参事内田政風ヲ同県権令ト為ス

八月廿七日

石川県参事内田政風ヲ同県権令ト為ス、

壬申八月廿七日

御布告書写

任石川県権令

石川県参事内田政風

四六〇 外務大丞花房義質ヲ朝鮮国へ差遣ニ付

別府景長ニ其同行ヲ命ス

八月廿七日

外務大丞花房義質岡山ヲ朝鮮国へ差遣ニ付、別府景長菅

ニ其同行ヲ命セラル、

壬申八月廿七日

御布告書写

今般花房外務大丞朝鮮国へ陸軍大尉別府景長
被差遣候ニ付同行申付候事

【参照一】

別府晋介傳

別府晋介、名は景長、薩摩の人、別府十郎の第二子、桐野利秋の従弟、世、島津氏に仕へ其藩士たり、弘化四年鹿兒島吉野村實方に生る、戊辰の役薩藩隊に属して分隊長と為り、奥羽に転戦して功あり、凱旋の後、賞典禄八石を賜はる、明治二年、鹿兒島常備隊の小隊長と為り、四年、出て、近衛陸軍大尉に任じ、尋て少佐に進む、五年征韓問題の起るや、陸軍中佐北村長兵衛と共に韓国に赴き、形勢を視察して帰朝し復命する所あり、六年職を辞し、西郷隆盛に従ひて鹿兒島に帰り、加治木郷外四箇郷の区長と為り、力を私学校の創立に竭す、十年の役加治木・國分・帖佐・重富・山田・溝邊郷の兵を募り、二箇大隊を組織して、其連合大隊長と為り、先発して川尻に至り、熊本鎮台兵と戦を交へ、熊本城を囲む、四月、邊見十郎太・淵邊群平と共に鹿兒島に帰り、壮丁を募り八代の官軍を攻撃し、重傷を負て人吉に退く、後再び鹿兒島に向ひ、振武・行進諸隊を指揮し、薩・隅・日の間に転戦して利あらず、八月十七日、西郷隆盛に従て可愛岳の重囲を突出し、九月一日、鹿兒島に入り官軍を拒ぎ、二十四日城山陥るに及び、岩崎谷に自尽す、年三十一、

晋介平生清廉にして、自ら奉ずる極めて薄く、士卒と其甘苦を同うす、其陸軍に在るや、士官以下軍曹・曹長と其官俸を平均に分配し、敢て之を私消せざりしと云ふ、

明治五年、西郷隆盛の征韓論を唱ふるや、晋介主として之に賛成し、尋て北村長兵衛と共に韓国に赴き、韓服を着け、釜山より上陸して、三南地方を視察す、其帰るや、直に従兄桐野利秋を訪ひ、門外より呼て曰く、「鶏林八道を蹂躪するは、我二三箇中隊にして足れり」と、蓋し喜極りて席に就くに違あらず、覚えず絶叫せしなり、

晋介の区長として加治木郷に在るや、郷内の土族某等願書を呈出して請ふ所ありしが、晋介聴かず、終に之を却下す、已にして晋介、自ら其処置の宜きを失せるを悟り、此日深更、直に提燈を点じて土族某を訪ひ、之に告て曰く、「余誤れり、故に自ら来りて其過を謝す」と、遠近之を聞き、晋介の虚心坦懐を称せざるなかりしと云ふ、

十年の役、晋介の兵を率ゐて熊本城を囲むや、来り告ぐるものあり、曰く「野津少将、二箇大隊を率ゐて来

る」と、晋介曰く、「野津の二箇大隊は、我四箇小隊を以て之に敵するに足る、諸隊宜しく速に城兵を攻撃して、其陥落を期すべし」と、是より高瀬・田原方面に向ひ、烈戦之久うせりと云ふ、

十年三月、晋介本営の議に依りて、鹿兒島に帰り、壯丁二千余人を募り、八代の官軍を襲ふや戦利あらず、重傷を負て人吉に退く、時に西郷隆盛人を遣はし、之を慰問せしめて曰く、「隆盛近日軍を指揮し、兵力乏しきを憂へず、足下以て意とすること勿れ、宜しく徐に療養して、其快復を待つべし」と、晋介之を聞き、欣然として曰く、「先生の一言、良医に勝る、覚えず、頓に我苦痛を忘る」と、

晋介の再び鹿兒島に入るや、塩浸温泉に在りて病を養ふ、時に春日・清輝の諸艦加治木沖に入り、民舎を砲撃す、故を以て土民驚惶、老を扶け幼を携え、皆難を山野に避く、晋介之を聞き、病を力めて加治木に至り、振武隊の将士に告て曰く、「官軍漫に民舎を砲撃し、無辜の良民を苦しむること此の如し、嗚呼姦兇權を弄し、虐政を事とす、天下の事復言ふに忍びざるなり、吾人國家の為に姦臣を掃清し、百政を改革し、斯民を

水火の中より救ひ、万世不拔の基礎を建設せんと欲す、而して我器械未だ整はず、官軍をして暴逆を逞うせしむること斯の如きに至る、宜しく更に武装を嚴にして之に備へざる可からず」と、乃ち其剛健戦闘に堪ゆるもの二十五名を撰び、集成館にある所の十二斤砲を取り来らしめ、之を加治木に運搬す、尋て又二十ドイン砲を鑄造し、官軍に備へしむ、其苦心勞力、壯健者も亦企て及ぶ所にあらざりしと云ふ、

晋介城山に在り、常に西郷隆盛の側を離れず、九月二十四日、官軍城山を総攻撃するや、諸將隆盛と共に岩崎谷に向ふ、時に晋介重傷を足部に負へるを以て、輿に乗じて之に従ひ、島津應吉邸前に至る、適ま乱弾来りて隆盛を傷つく、晋介乃ち隆盛の命を受け、輿を下りて其首を斫り、隆盛の従僕吉左衛門に命じて、之を折田正助附近の竹藪中に埋めしめ、又輿に乗じて岩崎谷に至り、槍林彈雨の間に奮戦し、大に叫びて曰く、「先生既に死す、先生と死を共にせんとするものは来れ」と、竟に奮戦して之に死す、

晋介の輿丁某等、晋介を護して岩崎谷に向ふや、晋介之に謂て曰く、「汝等速に去て病院に赴け」と、某等

之に従死せんことを請ふ、晋介肯んぜず、之を叱して曰く、「汝等尚未だ去らざる耶」と、是に於て某等涙を揮ひ、辞訣して病院に至り、其生命を全うすることを得たりと云ふ、

晋介天資俊爽、言語明晰、胆氣人に過ぐ、其陣に臨むや、強を挽き、駿を躍らせ、堅を摧き鋭を陥れ、輒ち身を以て衆に先ち、向ふ所前なかりしと云ふ、

晋介桐野利秋と従兄弟にして、少小より成人に至るまで、之と終始提携し、誼真兄弟に等しかりしと云ふ、晋介陣中の作あり、曰く、

植木險田原坂壘 崎嶇百戰草皆殷 義師東定中原後
踏破朝鮮山又山

【参照二】

〔西南記伝にて補正〕

略○上

是より先き、維新の風雲平定するや、政府は宗重正(馬場主)に命じて、使臣を朝鮮に派遣し、我國は維新の改革によりて、王政の古に復したるの趣旨を告げ、又旧交を温め、隣国の交誼を厚うせんことを通せしめたり、然るに朝鮮政府は、我國書に大日本天皇詔勅の文字あるを見て、其旧例に相違せるを論し、我使者を拒絶せ

り(所謂旧例とは徳川幕府の頃に將軍が、大君の名称を以てせしを云ふなり)、又国書を贈致せしが、彼れ猶ほ堅く拒むで敢て容れざりき、政府は更らに明治五年八月に、花房義實以下十余人を派遣し、修交の書を齎らし、又其漂流を送致せしめたり、然れども此頃より、征韓の議論は朝野の間に起り、特に士族の事變を窺ひ無事に苦しむの輩は、大いに之れを主張するに至れり、隆盛も達すべきを達し、尽すべきを盡し、彼れ猶ほ拒絶するあらは、已むを得ず断然たる処置を為さざるべからずと決し、乃ち副島・板垣等の諸士と計り、薩人別府新助(晋介)・土人北村長兵衛等を朝鮮に遣はし、又薩人池上四郎・土人武市熊吉等を牛荘に派遣し、支那・朝鮮の形勢及び其欧米各国との關係を視察せしめたり、

○以下略ス

【参照三】

壬申八月廿七日

御布告書写

今般花房外務大臣朝鮮國へ被差遣候二付同行被仰付候事

同

陸軍中佐北村重頼
陸軍少佐河村洋興

四六一 邏卒総長安藤則命及ヒ坂本純熙ヲ警保助ト為ス

八月廿七日

邏卒総長安藤則命及ヒ坂本純熙ノ兩人ヲ各警保助ト為ス、

鹿兒島県士族

安藤則命

十郎
文政十一年戊子三月生

○中略

同年明治五年八月廿七日

一 任警保助、

○以下略ス

壬申八月廿七日

御沙汰書写

任警保助

邏卒総長安藤則命

壬申八月廿七日

御沙汰書写

任警保助
選卒総長坂本純熙

○以下略ス

四六二 選卒総長國分友諒ヲ以テ大警視ト為ス

壬申八月廿七日

御沙汰書写

八月廿七日

任警保助兼大警視

選卒総長川路利良

選卒総長國分友諒ヲ以テ大警視ト為ス、

壬申八月廿七日

御沙汰書写

任大警視

選卒総長國分友諒

八月廿七日

四六四 海老原穆ヲ以テ愛知県七等出仕ト為ス

海老原穆ヲ以テ愛知県七等出仕ト為ス、

四六三 選卒総長川路利良ヲ警保助兼大警視トス

鹿兒島県士族

海老原 穆

八月廿七日

量平

選卒総長川路利良ヲ以テ警保助ト為シ、大警視ヲ兼シム、

鹿兒島県士族

川路利良

一愛知県七等出仕被仰付候事、

○以下略ス

○中略

同年明治五年

八月廿七日

正之進
天保五年甲午五月生

壬申八月廿七日

一任警保助兼大警視、

御布告書写

愛知県七等出仕

陸軍大尉海老原清穆

林源清康

謙三

天保十四年癸卯年正月生

四六五 陸軍大尉永山盛行ニ裁判大主理ヲ兼シム

○中略

全年明治五年 八月晦日

一御用有之婦京被申付候事、

陸軍省

○以下略ス

八月廿八日
陸軍大尉永山武四郎行盛ニ、裁判大主理ヲ兼シム、

鹿兒島県士族

永山武四郎

明治五年三月九日
大阪鎮台第二分營大士之心得ヲ以可相勳事

○中略

同明 五年壬申八月廿八日

盛行
○天保八年四月生

一兼任裁判大主理、

陸軍省

明治四年七月
任陸軍大尉

○以下略ス

四六六 陸軍中佐林清康ニ帰京ヲ命セラル

八月晦日

陸軍中佐林清康謙三ニ帰京ヲ命セラル、

大阪府士族元鹿兒島

四六七 大警視國分友諒ニ司法権中検事ヲ兼シム

八月晦日

大警視國分友諒ヲシテ、司法権中検事ヲ兼シム、

壬申八月晦日分

兼任司法権中検事

大警視國分友諒

四六八 朝廷御用船第二丁卯艦鹿兒島港ヲ測量

スルニ付県ヨリ布告

是月(八月)

朝廷御用船第二丁卯艦鹿兒島港内ヲ測量スルニ依リ、県

ヨリ一般ニ注意方ヲ促カス、

朝廷御用船第二丁卯艦、当湊江滞碇諸所測量いたし候付、猥ニ見物等ニ差越、差障相成候儀共無之様可相心得候、此旨一同江及布告候也、

壬申八月

鹿兒嶋県庁

四六九 都城・美々津両県へ所持ノ高査敷等ヲ

県ヨリ一般ニ令ス

是月(八月)

都城・美々津両県内管轄中ニ於ケル持高査敷等ヲ、県ヨリ一般ニ之ヲ令ス、

当県士族都之城県内江所持之高、此節出納課權大属喜入署名東京江御届向ニ付、書出候様被仰渡、銘々其通相成候得共、大蔵省御沙汰次第ニは、彼県江其段御問合相成候間、別紙案文之通式冊相認、掛張掛印いたし、所持無之向は、羽書を以其段申出候様、左候て戸長より取揃、来月十日限差出候様被仰渡、致吟味候也、

但御当地御蔵米より応高員数、三斗六合代を以所務米被成下筈候、

申七月廿三日

出納課

都城県并美々津県管轄郡左之通、

國府	日當山	曾於郡	清水
踊	馬關田	吉田	加久藤
飯野	須木	吉松	小林
野尻	高崎	高原	高岡
穆佐	綾	倉岡	山之口
勝岡	高城	財部	都城
庄内	末吉	松山	岩川
志布志	高山	串良	大崎
内之浦	田代	佐多	大根占
小根占	鹿屋	始良	大始良
新城	花岡	垂水	恒吉
百引	高隈	牛根	敷根
福山市	成		

右は、此節都城県并美々津県持高書出ニ付、管轄郡為見合相下候間、銘々写を以御布告江相添可被差廻事、

申七月

出納課

布告書之儀、至急之事件も不少候ニ付ては、無滞可及廻達は勿論之事候处、区内ニ依ては廻達不頓着召置候

者も有之、御用及遲滞候段相聞得、不都合之至ニ候、
以来右式之儀屹と無之様心を用、急速ニ可令順達候、
向後等閑ニ召置候者も有之候ハ、不依誰人見聞次第
可申出候、此旨一同江早々可及布告候事、

壬申八月

鹿兒嶋県庁

、其訳可相記、

内損高何程

休地何程

現高

但幾株有之候ても右ニ準シ、尤郡下見掛受代等

ハ可相除候、

一同何程

但損地等之有無右同シ、

右は、何野何某持高にて永代売取置候付、私持高

江書載申候、尤高直願出置候ても未御免不被仰付

候ハ、其訳可申出候、

合現高何程

外ニ高何程

何方何村何門

右は、何野何某江永代売渡候ニ付、外書にて相除

申候、

右は、都城県内江持高所持之者は、高員數・鄉村門

名は勿論、売買いたし未高直不相済高迄も同様無洩

目、右案文ニ基キ可申出旨被仰渡趣承知仕、右之通

相違無御座候、以上、

第何大区小何区

四七〇 都城県内へ持高所有者ノ調査并新紙幣發
行方ヲ県一般ニ伝達ス

是月(八月)

都城県内へ持高所有者ノ調査并新紙幣發行方ヲ命セラレ

タルヲ以テ、県吏ニ之ヲ一般ニ伝達ス、

四七〇ノ一 都城県内持高御届書

第三大区小四区

士族

何野何某

一高何石何斗何升何合何夕

何方何村

何門淨免は其款
可相記候

但損地・休地等有之候ハ、内書、損地等無之候ハ

年号月日

士族

何野何某

四七〇ノ一

新紙幣之内拾円・五円・式円三種製造出来、六月廿五

日より発行相成候条、三種見本相添此段相違候也、

壬申六月廿八日

正院

別紙之通被仰渡候条、此旨及布告候事、

壬申八月

鹿兒島県庁

四七一 県一般ニ令シテ給地高等ニ関シ查覈稟申

セシム

是月(八月)

県一般ニ令シテ、給地高等ニ関シ查覈方ヲ促カシ、之ヲ

稟申セシム、

一此節給地高当秋より御蔵入被仰渡、御当地諸郡士族所

務米渡方別て多端之手数ニ相及事ニ付、当申三月出来

総いたし、以後持高致売買候向は此涯早々取しらへ、

当月廿五日限高直し証文并名寄帳相添、出納課江差出

候様、左候て当月中迄ニ高直免許被仰付度、其以後致

売買候向は、来酉正月より高直願出候様、分て被仰渡
置度候、

一前件通高直願出御免相成候へは、所務米渡方ニ付ては

取扱出来候得共、於当県根帳取仕建等別て手数ニ涉、

差支候件々有之候付、別紙案文通惣高頭一紙帳面ニ相

認、銘々戸長取揃之上、都て当月廿五日限差出候様、

更ニ被仰渡候、

右吟味之通於被仰付は、御県内中江早々不洩様、御布

告有之度事、

申八月

出納課

一給地高之儀は、是迄銘々直収納いたし来候処、先般祿

高之儀、蔵入ニて可相渡旨大蔵省御布告ニ相成、其外

故障之廉も不少候間、当秋より都て御蔵入被仰付、尤

損高之儀は、差引正高を以所務米可被下儀も可有之候

得共、是迄出来等多年致来候訳も有之候付、田畠高現

損之無差別、高頭ニ応し三斗六合代を以被成下度候、

一自作地之儀其郷内江望人無之差上置候高株は、都て本

高主江被返下、取納帳ニ付ては、此株ニ不限持伝来候

自作地地も同様、高老石ニ付九升式合ッ、高頭ニ応し、

立直成代銀を以其村三等里正江取円メ上納被仰付度候、

一諸郷士族高所務米渡方之儀ハ、是迄通米申受来候手数之通、一郷ツ、取円メ出納課より現米払出之上、郡詰所役員相請取、銘々無混雜様相渡置、於郡詰所一緒ニ難受取時宜も有之候ハ、形行申出、両三度ニ受取候様被仰付度候、

一自今持高之内江居住之面々は、其村之三等里正方江相円メ相請取、代銀致上納候様被仰付度候、

右は、此節給地高御蔵入被仰付候ては、取納振之儀右通御布告相成度致吟味候也、

八月八日

租税課

一当秋より給地高御蔵入被仰付候ニ付、当地并諸郷士族持高之内大浮免高之儀、高主共致自作候付、九升貳合掛出米^迄上納被仰付度致吟味候也、

申八月

租税課

別紙三通吟味之通申付候条、及布告候也、

申八月

鹿兒嶋県庁

明治 5 年(1872)

〔稿本表紙〕

明治五年
九月 忠義公史料稿本(初稿)八

〔稿本にて補正〕

四七二 篠原國幹及野津鎮雄ヲ陸軍少將ト為ス

九月二日

陸軍大佐篠原國幹冬一及同野津鎮雄七佐衛門ヲ、各陸軍少將

ト為ス、
四七二ノ一

鹿兒島県士族

篠原國幹

〔冬一〕郎

○中略

同明治五年壬申九月二日

一任陸軍少將、

○以下略ス

四七二ノ二

鹿兒島県士族

野津鎮雄

〔七左衛門〕

○中略

同明治五年壬申九月二日

一任陸軍少將、

同日

一叙從五位、

同日

一築造局局長申渡候事、

陸軍省

○以下略ス

壬申九月二日

御布告書写

任陸軍少將

陸軍大佐野津鎮雄

全 陸軍大佐篠原國幹

四七三 堀基ヲ以テ開拓少判官ト為ス

鹿兒島県士族

永山武四郎

九月二日

堀基濱之丞ヲ以テ開拓少判官ト為ス、

從四位勲四等貴族院議員堀 基

○弘化元年六月十五日生

○中略

履歴

○中略

(異本に明治六年十二月十三日)
同治五年九月二日

任開拓少判官、

○明治四年十二月二日
任開拓權判官

○以下略ス

四七四 永山盛行ニ開拓使八等出仕、函館病院監

督等ヲ命ス

九月二日

永山武四郎盛行ヲ以テ開拓使八等出仕ト為シ、同日函館病

院監督ヲ命シ、同十五日ニ至リ函館詰ヲ解キ、札幌詰ヲ

命セラル、

鹿兒島県士族

永山武四郎

○天保八年四月生

○中略

同年明治五年 九月二日

一八等出仕申付候事、

同日

一函館病院監督申付候事、

開拓使

同月十五日

一函館詰差免、更ニ札幌詰申付候事、

但懸従前ノ通ニテ、函館其外途中病院検査ノ上、札

幌へ可相越候事、

開拓使

○以下略ス

四七五 上野景範ヲ以テ外務省三等出仕ト為ス

九月四日

上野景範敬ヲ以テ、外務省三等出仕ト為ス、

鹿兒島県士族

上野景範

敬介

弘化元年甲辰十二月生

○中略

同年明治五年九月四日

一外務省三等出仕被仰付候事、

○以下略ス

四七六 陸軍中佐林清康ヲ海軍中佐ト為ス

九月五日

陸軍中佐林清康三ヲ海軍中佐ト為ス、

大阪府士族元鹿兒島

林源清康

謙三

天保十四癸卯年正月生

○中略

同年明治五年九月五日

一任海軍中佐、

○以下略ス

四七七 家政改革ニ因リ膳所頭以下ノ任免及ヒ慰

勞金給与方ヲ達ス

〔采〕

「七日、家政改革ニ因リ、膳所頭・道具方佩刀掛・道具預手銃掛・御仕立物・兵器方・御貸付銀方・小細工・御茶湯所張物師等以下ニ至リ、任免及ヒ慰勞金給与ニ係ル史料ハ、各其日時ノ処ニ載スルハ、本史料ヲ支離滅裂スルノ恐アルヲ以テ、便宜上茲ニ併セ収ム」

道具方頭

仁禮雪庵

上村壽節

毛利為

萩原林藏

右同助

村田一二

膳所頭

須田傳吉

山之内助右衛門

右同助

石原佐左衛門

道具方頭

佩刀掛

野村助七

道具預

手銃掛

平山休四郎

右は

御家政御建替付、右之人数御道具方等江被掛置候付、是迄之通俸禄被成下、御返銀引結相成候様被仰付置度、此段申出候、以上、

九月七日

伊藤彦介

道具方頭

武龍藏

兒玉隸藏

藺田節右衛門

右同助

鎌田源藏

竹下精二

加納叶

道具預

川越彦八

田尻善八

重信勘輔

伊藤宗二郎

重信榮之丞

川元市助

黒江鐵之助

貴嶋四郎左衛門

上原七之助

平田矢之助

兒玉敬二郎

小笹助七

山口辰四郎

膳所頭

丸田仲藏

右同助

石原半右衛門

湯地新七郎

道具預

明治5年(1872)

佩刀掛

肝付孫兵衛

一同百兩宛

武龍藏

右同

手銃掛

兒玉嘉次右衛門

園田節右衛門

鎌田源藏

加納叶

伊地知平一

川越彦八

重信勘輔

膳所

道具掛

一代士族

一同七拾兩宛

兒玉隸藏

田尻善八

永田平藏

一同五拾兩

竹下精二

右は

御家政御立替付、右人数被差候付、是迄之通俸禄被下

置候儀共、具治一定御取扱通被仰付置度、此段申出候、

以上、

一同拾五兩宛

九月七日

伊藤彦介

伊藤宗二郎

九月八日

右式通庶務課江差出ス、

重信榮之丞

川元市助

九月八日

一錢札百五拾兩

一同拾兩宛

黒江鐵之助

貴嶋四郎左衛門

一錢札百五拾兩

一同拾兩宛

上原七之助

平田 矢之助
兒玉 敬二郎
小笹 助七
山口 辰四郎

右は
御家政御立替付被免候、左候て多年勤勞も有之候付、
右之通被下候旨銘々名代江申渡候事、

伊藤 彦介

九月八日

一錢札七拾兩

〔朱書あり〕

一同百兩

一同五拾兩

右は

御家政御立替付被免候、左候て多年勤勞も有之候付、
右之通被下候旨銘々江申渡候事、

伊藤 彦介

〔朱書あり〕
一錢札百兩

一同五拾兩

一同百兩

右は

御家政御立替付被免候、多年勤勞も有之候付、右之通被下
候旨、仲藏江外名代迄も申渡候事、

伊藤 彦介

九月八日

一錢百五拾貫文宛

膳所

道具掛

永田 平藏

御仕立物役

伊地知直左衛門

壹岐為散太
真川勢兵衛

一錢七拾五貫文

御貸付銀方

兵器方足輕

兒玉市兵衛

奥 新次郎

右は

御家政御立替付、兵器方江被差返候、左候て多年勤勞も有之候付、右之通被下候旨、銘々名代并附士長江申渡候事、

伊藤彦介

九月八日

一錢千六拾八貫文

但俸禄式ヶ年分代錢を以被成下候、

小細工方添役

谷山八十郎

一同千六百八拾式貫文

但賃米式ヶ年分同断、

小細工方大工

森田嘉太郎

一錢千百式拾壹貫四百文ツ、

御茶湯所

張物師

瀬戸口藤右衛門

川越彦左衛門

一同百貫文

道具方
右同

小嶋伊兵衛

右は

御家政御立替付被免、又は宮膳方江被差返候付、右之通被成下候旨、道具方頭手銃掛江申渡候事、

伊藤彦介

九月八日

一

鎌田源藏
重信勘輔

右は当務被差免候得共、

勝姫様御茶事御相手之儀は、是迄之通被仰付候旨、銘々名代江申渡、

勝姫様江申上候様玉里裏役頭江申渡候事、

伊藤彦介

迄之割を以被相渡、御返銀引結相成候様御取計可給候旨、出納調役江致問合候事、

伊藤彦介

九月九日

小細工方添役

御茶弁当持

大工勤

谷山八十郎

仁八

けさ次郎

金次郎

助太郎

右は

御家政御立替付被差免候間、俸禄帳面消除相成候様御取計可給候旨、出納課江申出候事、

右一世公役御免被仰付置度候、

伊藤彦介

本御茶弁当持

阿久根之

三吉

九月十日

膳所頭

右同断被仰付置候、以来其通被仰付度候、

丸田仲藏

右は

右同助

御家政御立替付被差免候付、右之通被仰付、御切米并

石原半右衛門

御養米帳面消除被仰渡、此段申出候、以上、

湯地新七郎

九月十三日

伊藤彦介

右は

御家政御立替付被差免候処、年末被下来候季禄、当月

右庶務課江差出ス、

〔采書あり〕
一此表書之通被仰付、俸禄差引如例可申渡也、

申九月十八日

出納課印

大迫新藏

租税課

九月十三日

一錢百五拾貫文宛

附士

伊藤彦介

九月十三日

一錢三千七百三拾八貫文

但老入付九百三拾四貫五百文ツ、

御茶弁当持

仁 八

けさ次郎

金次郎

助太郎

一錢五拾貫文

大内田新助

卒

石塚軍六

一錢四百八拾貫六百文

本御茶弁当持

阿久根之

三 マコ 太

一同六拾貫文ツ、

内山三藏

熊谷次郎八

竹迫四郎次

右は

御家政御立替付被差免候付、右之通被下、一世公役御

一同五拾貫文

免被仰付候旨、道具方頭江申渡候事、

内山芳次郎

右は

御家政御立替付、道具方附士并卒之儀、惣て兵器方江被差返候、左候て右人数多年勤勞も有之候付被下候旨、道具方頭江申渡候事、

一錢百貫文

御茶湯所

小仕之

次郎

一同七拾五貫文

助四郎

一同五拾貫文

六右衛門

一同三拾貫文

同所水汲夫
市右衛門

一同式拾貫文

けさ太郎

一同五拾貫文ツ、
道具方人足

十助
矢五

一同三拾貫文ツ、

市

正太郎

万四郎

一同式拾貫文ツ、

五郎

清右衛門

仁次郎

正助

次郎

次郎助

右は前条同断付被差免候付、右之通被下候旨、道具方頭江申渡候事、

頭江申渡候事、

伊藤彦介

〔卷〕
九月十四日

膳所働主取

倉内太郎左衛門

〔朱以下同じ〕
膳所働主取
万助

谷口金助

〔岩次郎〕

林 市太郎

但耆人付、九百六拾壹貫貳百文ツ、

膳所働主取

〔甚五〕

永吉四郎

倉内太郎左衛門

谷口金助

〔伊之助〕

〔右同働〕

林 市太郎

袈裟吉

〔右同働〕

永吉四郎

〔袈裟太郎〕

〔二八〕

〔右同働〕

長次郎

〔保〕
九月十四日

一錢七拾五貫文
一同六拾貫文ツ、

直吉

右之通申付候旨、膳所頭江申渡候事、

伊藤彦介

右同人足

吉次郎

右

一同五拾貫文

小太郎

御家政御立替付被差免候間、帳面消除被仰渡度出納課

一同三拾貫文ツ、

長次郎

江申出候事、

伊藤彦介

傳太郎

九月十四日

右は

けさ助

一錢五千七百六拾七貫貳百文

御家政御立替付被差免候、多年相働候付、右之通被下

候旨膳所頭江申渡候事、

伊藤彦介

九月十六日

一 錢百五拾貫文

附士土方人足

新左衛門

一同百貫文宛

小細工方右同

林太郎

附士土方右同

小次郎

一同八拾貫文ツ、

右同

傳次郎

右同

熊助

佩刀方右同

市右衛門

小細工方右同

孫助

右は差免候付右之通被下候旨、佩刀掛江申渡候事、

伊藤彦介

九月十五日

一 膳所働主取

万助

岩次郎

甚五

伊之助

右同働

袈裟吉

袈裟太郎

二八

右之通申付候付、給分是迄之通被成下、御返銀引結相成候様御取計可給旨、出納課江申出候事、

但伊之助・二八儀は、此節より同役同前被成下度旨

致問合候事、

伊藤彦介

九月十六日

一錢三千六百貳拾壹貫九百八拾五文

内

五百貫文

右先々より古出入を以次渡相成来候株

百三拾五貫文

鎌田源藏

百貫文

兒玉隸藏

百五拾貫文

竹下精二

八拾三貫八百四拾六文

田尻善八

差引

現在錢貳千六百五拾三貫百三拾九文

右は道具方藏役人取扱之錢にて、内書之通古出入を以次渡相成来、其外拜借致居上納方ニ付、内情申出趣有之、別段之吟味を以、古出入之儀は払捨にて、拜借之儀は銘々被下切被仰付候旨、道具方頭江申渡、現錢之儀は相受取、内監方江本意申渡候事、

伊藤彦介

九月十六日

一道具方藏役人被廢候付、取扱之品々惣て当局江相請取候間、御勘定方御法之通被申渡度、勘定方江致問合候事、

伊藤彦介

一右付諸品々当局江相受取候旨、請取一冊取仕立、道具方頭江相渡候事、

伊藤彦介

但請取留一冊外ニ格護、

九月二十三日

一錢千六拾八貫文

國分士族

平山源五右衛門

右は榮之尾御茶屋番被仰付置候得共被差免候、是迄相勤候付、右之通被下候旨申渡候事、

伊藤彦介

九月廿三日

下町人

一 安藤 仲兵衛

右榮之尾御茶屋見締申付候間、兼て氣を付、損所等有
之候ハ、早届申出候様、名代江申渡候、左候て都城
具江致問合候事、

伊 藤 彦 介

一家内養米八石

家徒

中村八郎左衛門

右之通於東京被仰付候旨、申来候付、御返銀引結を以
〔采書あり〕
養米被相渡候様被仰渡度、此段申出候、以上、

伊 藤 彦 介

九月廿四日

一家内養米九石宛

〔采〕
〔此表書之通被仰付候

御医師

条、如例可申渡也、

清 水 補

出納課印

櫻 井 淨 介

申九月廿四日 大迫新蔵

新 納 龍 蔵

家令

敷 根 源 輔

山 本 健 次 郎

右之通於東京改て被

仰付候旨申来候付、是迄之通御返銀引結を以、養米重

被相渡候様被仰渡度、此段申出候、以上、

伊 藤 彦 介

九月廿四日

右式通庶務課江差出候事、

〔采〕
〔本文前条一鈔ニシテ裏書相成候付、為見合記置候事〕

九月廿四日

一扶持米三石六斗

家丁

山 元 嘉 吉

右之通於東京被仰付候旨申来候付、御返銀引結を以被
相渡候様被仰渡度、此段申出候、以上、

伊 藤 彦 介

右庶務課江差出ス、

一 錢式百貫文

小仕之

清右衛門

右六ヶ処御番所下番申付候処、多年相勤候付、右之通被下候事、

伊藤彦介

四七八 江藤新平 欧州各国差遣ニ付、川路利良ニ

其ノ随行ヲ命ス

九月八日

江藤司法卿佐賀眞士ヲ理事官トシテ、欧州各国ニ差遣ニ付、其随行ヲ川路利良新平ニ命ス、
鹿兒島県士族

川路利良

正之進

天保五年甲午五月生

○中略

同年明治五年 九月八日

一江藤司法卿為理事官 欧州各国へ被差遣候ニ付、随行被

仰付候事、

○太政官日誌ニモ同文ヲ載ス

○以下略ス

四七九 警保助安藤則命ヲ司法中検事ト為シ、同

坂本純熙ニ大警視ヲ兼ネサシム

九月十日

警保助安藤則命十郎ヲ以テ、司法中検事ト為シ、並ニ同坂

本純熙ヲ以テ大警視ヲ兼シム、
四七九ノ一

鹿兒島県士族

安藤則命

○中略

同年明治五年 九月十日

文政十一年戊子三月生

十郎

一任司法中検事、

○以下略ス

四七九ノ二

壬申九月十日

御布告書写

兼任大警視

任司法中検事

警保助坂本純熙

警保助安藤則命

四八〇 車駕停車場ニ臨御シ 鉄道開業式ヲ行フ

九月十二日

車駕停車場新橋及横濱ニ臨御シ、鉄道開業式ヲ行フ、各庁奏任官及ヒ各国公使・領事等皆参会ス、是日民庶ニ縱觀ヲ許ス、

岩倉公實記

四八〇ノ一

新橋・横濱間鉄道開行式執行ノ事

九月十二日、車駕新橋及横濱鉄道館ニ臨幸シ、鉄道開行式ヲ挙行シ給フ、横濱鉄道館ニ於テ中外衆庶ヘ勅語ヲ賜フ、百官ヘノ勅語ニ曰ク、

今般我国鉄道ノ首線工竣ルヲ告ク、朕親ラ開行シ其便利ヲ欣フ、嗚呼汝百官此盛業ヲ百事維新ノ初ニ起シ、此鴻利ヲ万民永享ノ後ニ惠マントス、其励精勉力実ニ嘉尚スヘシ、朕我国ノ富盛ヲ期シ、百官万民ノ為メニ之ヲ祝ス、朕更ニ此業ヲ拡張シ、此線ヲシテ全国ニ蔓布セシメントテ庶幾ス、

人民ヘノ勅語ニ曰ク、

東京・横濱間ノ鉄道、朕親ク開行ス、自今此便利ニヨリ、貿易愈繁昌、庶民益富盛ニ至ランコトヲ望ム、同所ニ於テ、外国公使上ツル所ノ祝詞訳文ニ曰ク、
闕下ニ拝奏ス、今日ノ大典ニ列セシメントタメ、恭シ

ク陛下ノ寵呼ヲ蒙リ、公使一列齊ク其誉ヲ受ル限りナシ、今此鉄道ノ首線ヲ開クノ祝典ハ、美政ノ光輝茲ニ発見セル所以ニシテ、而カモ貴国ノ此レヨリ駿々歩ヲ進メ、照然タル文明ノ域ニ伍例スルノ徵驗ナリ、予輩モ近年親ク見聞ヲ経、且欧米兩州ニ於テモ、深ク心意ヲ注キタル此ノ如キノ大業ヲ、陛下及諸政官ノ阻勉止ムコトナキノ偉力ヲ以テ、忽チ成功ニ至ラシメタリ、仍テ庶希クハ、衆庶之ヨリ尚ホ幸ニ物足り性修マリ、福祿益々増進シ、全国ノ威力モ其榮誉モ、共ニ盛隆ノ地ニ至ランコトヲ、是レ各国公使一列ノ均ク陛下ニ切実欣希シ奉リ、併セテ敬意ト賀悃ヲ呈奏スル所ナリ、

外国公使ヘノ勅語ニ曰ク、

我国鉄道ノ首線ヲ竣リ、朕親ラ開行スル日ニ方リテ、列国公使等齊シク来リテ祝意ヲ表セラル、朕欣喜ノ至リニ堪ヘサルナリ、朕更ニ庶幾クハ、自今中外人民共ニ鴻利ヲ享ケ、永ク幸福ヲ保チ、公使等ノ祝詞ニ負カサランコトヲ祈ル、

新橋鉄道館ニ於テ、太政大臣百官ニ代リ上ツル所ノ祝詞ニ曰ク、

東京・横濱ノ間鉄道ノ工成リ、爰ニ我天皇陛下群臣ヲ率テ親臨其開業ヲ落ス、臣等此盛典ニ於テ、謹テ一辞ヲ表シ之ヲ祝ス、抑国益ヲ興シ民利ヲ与ルハ、經世ノ要治国ノ務トス、陛下大政維新ノ始ヨリ、夙夜励精百度皇張、大ニ更始スル所アリテ、全国ノ景象漸ク昌盛ノ運ニ進マントス、乃チ此工業ノ如キ、国ニ益アリ民ニ利ナル、固ヨリ言ヲ俟タス、是偏ニ陛下励精ト、群臣ノ協力トニ由レリ、臣等更ニ望ラクハ、此挙ヲ首歩トシ、其大益厚利ヲ全国ニ洽カラシメ、人民ヲシテ永世感戴シテ不朽ニ伝ヘシメンコトヲ、

又工部省上ツル所ノ祝詞ニ曰ク、

誠恐謹言ス、今般東京・横濱間ノ鉄道成功ニ因リ、天皇陛下臨幸、大ニ開行ノ典ヲ挙ケサセラレ、百官万民ニ勅宣ノ後、当承ノ官員奨勞ノ綸諭ヲ蒙ル、臣等幸ニ聖時ニ遭逢シ、盛儀ニ拝列シ、又此恩諭ヲ蒙リ歛忻悚懼並至リ、感激ニ堪ヘス候、臣等恭ク思惟仕候ニ、抑此大業ノ竣功ヲ得ルハ、其始メ二三ノ重臣、衆口ヲ顧ミス苦慮建議ヲ致セシト、陛下ノ睿智明断トニ因リ、大政維新、国事多端ノ際ニ於テ、此

大工作ヲ創起セラレ、大蔵又能ク広費ヲ度支シテ、

竟ニ此首線ヲ成就シ、始メテ鉄道ノ至便ヲ衆庶ニ明示スルニ由リ、朝野挙テ此鴻業ノ興隆ヲ企望スルニ至ル、是全ク陛下ノ大仁ニシテ、即チ万民ノ幸福ナリ、臣等叨ニ微勞ヲ有シテ、敢テ恩賞ニ当ランヤ、更ニ今又其盛典ヲ举行セラル、ニ当リ、陛下皇国ノ富盛ヲ期シ、此線ヲ全国ニ蔓布センコトヲ、庶幾シ給フノ旨勅諭アラセラレ、臣等愈感勵ニ堪ヘス、更ニ夙夜努力シテ此鴻業皇張ノ時ニ迨ヒテ、聖恩ノ万一ニ報センコトヲ期スヘク候、仰キ願クハ皇国ノ工事、日月ニ盛大ヲ為シテ、聖旨速カニ貫徹シ、愈国益ヲ興シ、愈国民ヲ利シテ、陛下ノ大功大徳ヲ、万々歳ニ垂示シ玉ハンコトヲ、臣等誠恐々々謹言、吾カ皇国ニ鉄道ヲ布設セシハ、此ヲ以テ始メトス、

〔附注〕 鉄道開行式執行ノ時ニ方リ、具視倫教府ニ

在リ、正院書ヲ以テ通報ス、其略ニ曰ク、

以寸楮啓上致候、先以聖上益御機嫌克被為渡、国内平寧候条、此段御安心可被成候、陳ハ本月四日第三十二号ニ粗申進置候通、江藤司法卿疾ニ発航可相成御都合ニ候処、何分同省事務多端ニ有之、

即今手放シ兼候勢ニテ、追々延日相成候(略)中、

神奈川横濱・東京新橋之間鉄道落成ニ付、昨九日

臨幸開業式被為行、汽車ニテ横濱迄臨幸、内外人

民縦觀之儀被仰出候処、頃日来連日之秋霖ニテ當

日快晴可相成模様モ無之、殊ニ市街之泥濘甚敷、

拜見之衆庶困難ヲ極メ可申、旁以延引被仰出、明

後十二日ト御治定相成候、誠ニ古来未曾有之御盛

挙御同慶之事ニ候、委細之儀ハ、別冊幸臨鉄道開

行式ヲ以テ、御承知可有之候、右及御報告候也、

壬申九月十日

正院

特命全權大副使
御中

四八〇ノ一

壬申八月廿四日

御沙汰書写

工部省

東京・横濱ノ間、鉄道建築竣功ニ付、伺之通来九月九

日開業被 仰付、本日 臨幸被 仰出候条、此旨相達

候事、

四八〇ノ三

陸軍省

来九月九日、鉄道開業式被為行、 臨幸被 仰出候ニ

付、供奉兵隊并路次護兵・鉄道館警衛兵及前後祝砲等

ノ事、工部省并式部寮へ打合セ可取計事、

海軍省

来九月九日、鉄道開業式被為行、 臨幸被 仰出候ニ

付、前後祝砲式執行可致事、

但工部省へ打合セ可取計事、

外務省

来九月九日、鉄道開業式被為行、 臨幸被 仰出候ニ

付、各国公使へ本日出頭ノ儀、其省ヨリ通達可致事、

四八〇ノ四

壬申八月二十七日

御沙汰書写

司法省

各通

神奈川県

来九月九日、鉄道開業式被為行、衆庶縦觀被差許候条、

邏卒差出取締方可致事、

但工部省へ打合セ可取計事、

東京府知事 大久保一翁

来九月九日、鉄道開業式被為行候ニ付、臨幸供奉被
仰付候条、新橋鐵道館マテ騎馬前駈可相勤事、

四八〇ノ五
○第二百三十三号(八月二十四日)(布)

〔頭註〕第百五十五号、第百五十六号參看
今般東京・横濱ノ間、鐵道建築竣功ニ付、来九月九日開
業式被為行、本日 臨幸被 仰出候条、此旨相達候事、

四八〇ノ六
○第二百三十七号(八月二十五日)(布)

来九月九日、鐵道開業式被為行候ニ付、本日品川ヨリ
横濱ノ間、汽車運轉休業、翌十日ヨリ新橋・横濱ノ間、
汽車運轉始業候条、此段相達候事、

四八〇ノ七
○第二百三十八号(八月二十五日)(布)

〔頭註〕第百五十五号參看
来九月九日、鐵道開業式被為行候ニ付、当日新橋・横
濱鐵道館及濱離宮・延遠館等、諸官員・宮・華族ヨリ
平民ニ至ル迄、勝手ニ拜見被差許候条、此段相達候事、

四八〇ノ八
○第二百三十九号(八月二十五日)(布)

〔頭註〕第百四十五号參看
来九月九日、鐵道開業式被為行、 臨幸被 仰出候ニ
付、本日奏任官以上、朝第八字新橋鐵道館へ參集可致

事(府県へ在京參任官以上ニ作ル)
但着服直垂ノ事、

四八〇ノ九
○第二百四十五号(九月二日)(布) 正院諸省府県開拓使
左院式部

〔頭註〕第百五十六号、第百五十八号參看
来ル九日、鐵道開業式被為行候ニ付、本日第八字奏任
官以上、新橋鐵道館へ參集可致旨、過日相達置候処、
横濱・神奈川居合ノ向ハ、同日第九字横濱鐵道館へ參
集可致候、此段更ニ相達候事、

四八〇ノ一〇
○第二百四十七号(九月三日)(布)

〔頭註〕第百五十六号、第百五十八号參看
来ル九日、鐵道開業式被為行候ニ付、奏任官以上、本
日第八字新橋鐵道館へ直垂着用參集可致、横濱・神奈
川居合ノ向ハ、同様本日第九字横濱鐵道館へ參集可致
旨相達置候処、陸軍・海軍両省官員着服ノ儀ハ、従前
ノ通可相心得候、此段更ニ相達候事、

四八〇ノ一一
○第二百四十八号(九月四日)(布) 諸省東京府
宮縣香間

〔頭註〕第百五十六号參看
来ル九日、鐵道開業式被為行候ニ付、勅任官及ヒ宮・
麁香間詰等ハ、供奉被 仰付候ニ付不及參賀、非役華
族ハ參賀可為勝手事、

四八〇/二二
○第二百五十号（九月五日）（布）

〔頭註〕第二百五十六号・第二百五十九号參看

來ル九日、鐵道開業式被為行候ニ付、延遠館並濱殿縦
觀被差許候得共、御儀式有之ニ付、右關係ノ官員ノ外
ハ、總テ昇殿不相成候事、

四八〇/二三
○第二百五十五号（九月八日）

雨天ニ付、明九日鐵道開業式御延引被 仰出候事、

四八〇/二四
○第二百五十六号（九月九日）（布）

〔頭註〕第二百五十八号參看

今九日、鐵道開業式御延引ノ処、來ル十二日開業式被
為行、本日 臨幸被 仰出候条、此旨相達候事、

四八〇/二五
○第二百五十七号（九月九日）

來ル十二日、鐵道開業式被為行候ニ付、本日品川ヨリ

横濱ノ間、汽車運轉休業、翌十三日ヨリ新橋・横濱ノ
間、汽車運轉始業候条、此旨相達候事、

四八〇/二六
○第二百五十八号（九月九日） 諸省府県局開拓使

來ル十二日、鐵道開業式被為行、 臨幸被 仰出候ニ

付、本日奏任官以上礼服着用、朝第八字新橋鐵道館へ
參集可致事、

但横濱・神奈川居合ノ向ハ、同日第九字横濱鐵道館
へ參集可致事、

四八〇/二七
○第二百五十九号（九月九日）

來ル十二日、鐵道開業式被為行候ニ付、当日新橋・横
濱鐵道館及濱離宮・延遠館等、諸官員・宮・華族ヨリ平
民ニ至ルマテ、勝手ニ拜見被差許候条、此旨相達候事、
但御儀式有之ニ付、右關係ノ官員ノ外ハ、總テ昇殿
不相成候事、

四八〇/二八
○第二百六十号（九月十日）

來ル十二日、鐵道開業式被為行候ニ付、休暇ノ事、

四八〇/二九
〔頭註〕第二百五十四号參看
〔頭註〕第二百五十四号參看
近衛局

來ル九日、鐵道開行ニ付 行幸被 仰出候間、新橋ス
ターシユン並横濱スターシユンへ、近衛歩兵各一大隊
宛出張、別紙之通可相動候事、

但横濱出張之一大隊ハ、明八日汽車ヨリ差送、來ル

十日同断帰京可致候事、

追テ横濱出張中宿陣等之儀ハ、前以其局官員出張可及手配事、

(別紙)

- 一 新橋スターシユン並ニ横濱スターシユンニ、各近衛歩兵一大隊ヲ置キ、天皇臨御ノ節横隊ニ布列シ、捧銃式ヲ行ヒ、喇叭ハヲーシヤンノ曲ヲ吹カシム、
- 一 皇城ヨリ新橋スターシユン迄ハ、近衛騎兵ヲ以テ警衛セシム、還幸ノ節同断、

- 一 御上車ノ刻、近衛砲隊日比谷操練場ニ於テ、祝砲百一発ス、横濱 御着車之刻ハ、東京鎮台砲隊横濱ニ於テ祝砲同断、

- 一 延遠館 入御之節、新橋スターシユンニ相詰候一大隊ヨリ二小隊ヲ分遣、警衛ヲナサシム、

- 一 同日、天皇新橋鐵道館へ臨幸ノ節、御道筋へ大手ヨリ幸橋迄近衛歩兵三大隊、幸橋ヨリ新橋鐵道館迄ノ間、東京鎮台歩兵三大隊、各布列警衛ヲナサシム、
- 一 御道筋、皇居ヨリ櫻田御門、夫ヨリ練兵所脇左へ、幸橋外左へ、新橋鐵道館、

午後新橋鐵道館ヨリ鹽留メ橋ヲ渡リ右へ、延遠館 入

御、夫ヨリ御帰路同断、

四八〇ノ二〇
〔頭註〕第百八十四參照參看一

東京鎮台

來ル九日、鐵道開業ニ付 臨幸被為在候間、御道筋為警衛、幸橋ヨリ新橋鐵道館ニ至ルノ間、其台歩兵三大隊出張可致事、

一同日、横濱 御着車ノ節、同所出張ノ砲隊祝發可執行事、

右之通申付候条、別紙ニ照準可相勤事(別紙ハ前条近衛局ヘノ違書ニ同シ)

四八〇ノ二二
〔頭註〕第百八十四

近衛局

來ル九日鐵道開業ニ付、新橋鐵道館及延遠館へ 臨御

之節、騎兵二小隊供奉可致事、

一同御道筋警衛トシテ、歩兵三大隊大手御門ヨリ幸橋之間出張可致事、

右之通可相達候事、

【參照】〇九月九日(正院)

陸軍省

來ル十二日、鐵道開業式被為行、臨幸被 仰出候ニ付、供奉兵隊並ニ路次護兵・鐵道館警衛兵及前後祝砲等之事、工部省並ニ式部寮へ打合せ可取計事、

四八〇ノ二三
〇無号(九月三日)

表金賃		上		中		下	
等	等	等	等	等	等	等	等
十八錢七五	五十六錢二五	七十五錢	九十三錢七五	一四十二錢五	六十二錢	五十七錢五	三十一錢二五
十二錢	五十三錢七五	五十五錢	六十三錢	五十七錢五	六十二錢	五十七錢五	三十一錢二五
六錢二五	二十八錢七五	二十五錢	三十一錢二五	三十七錢五	六十二錢	五十七錢五	三十一錢二五

小兒四才迄ハ無賃十二才迄ハ半賃金小包胴乱ノ類ハ無
 質其方三十斤迄ハ二十五錢三十斤以上六十斤迄ハ
 五十錢其中間ノステーションハ何レモ其半賃錢尤一人
 六十斤迄ニ限ル

六年二月二十二日同四月二十二日同七月十九日同九月二十二日同七年四月十五日八年六月十二日發車増減改正等アリ

ルヲ許サス犬箱或ハ車長ノ車ニテ運送スヘシ
 尤首輪首綱口網ヲ備ヘテ相渡スヘシ
 發車時限ヲ惰タラサル為時限ノ三分前ニ(ステーション)
 ノ戸ヲ扉サスヘシ
 吸烟車ノ外ハ烟草ヲ許サス

九十三錢七五	等
三十三錢七五	等
三米	等
一円	等

四八〇ノ二三
 ○乙第一百十一号(九月八日)

明九日、濱離宮並ニ延遠館共、庶民拜見被差免候ニ付

テハ、往來雑沓可致、依テ明一日限省内南北門内通抜
 差許相成度旨、外務省ヨリ掛合越候ニ付、不苦旨及回
 答候条、此段為心得及布達候事、

四八〇ノ二四
 ○乙第一百十三号(九月十日)

明後十二日、濱離宮並延遠館庶民縦覧被差許候ニ付、
 省内南北門内朝五字ヨリ夕七字迄通行不苦旨、外務省
 へ答及ヒ置候間、為心得此段及布達候事、

四八〇ノ二五
 三條實美公年譜

略○上

開業式左ノ如シ、

本今朝九字御出門、馬車ニ 御シテ新橋鐵道館ニ

臨幸 途上兩傍近衛歩兵三大隊、鎮台歩兵三大隊布列警衛ス、着御ノ節、
 鐵道館内ノ近衛兵機隊ニ布列シ、機銃式ヲ行ヒ、喇叭ヲ吹ケシヤンノ由
 フ吹カシム、工部省長官、鐵道頭其工部本省、奏任官ヲ率中、
 横濱モ亦同シ。

欄廊ニ奉迎シ、直チニ長官・頭先驅シテ館内ニ入
 御、此ニ於テ勅任官并ニ各国公使拜迎ス、各国公使

へ御会釈アリ、外務卿之ヲ伝フ、鐵道頭鐵道図一卷

ヲ奉獻ス、畢テ長官・頭等又前驅シテ進御アラセラ

ル、奏任官南廊ノ側ラニテ拜礼ス、此ヨリ勅任官及

ヒ工部省ノ奏任官・外国公使等、供奉列ニ加ハリ、列

ヲ正シテ乗車場ニ御進行、列車ニ 入御 此際近衛砲隊、
 日比谷練兵場ニ

於テ、祝砲ヲ發スルコト百一發、且品海砲泊ノ軍、一同乗車、第十
艦ヨリ二十一發、且新橋ニアルノ奏隊ヲ奏ス

字十輛ノ列車ニテ御發行「鐵道寮へ、着御ヨリ此時ニ

至ルノ際、国旗ヲ擧ケ、国歌万歳ヲ奏ス、御發車ノ時、第

十一時横濱鐵道館へ、着御此際東京鎮台砲隊、横浜ニ於テ祝砲ヲ發ス、百一發、且同港砲泊軍艦ヨリ二發、御出車「此時又国旗ヲ擧ケ、国歌ヲ奏ス奏隊ヲ奏ス、

工部省長官・鐵道頭先驅、乗車場ヨリ進御、神奈川

県令及ヒ同所居台奏任官、同所鐵道掛奏任官、御雇

外國人職長等、館外ノ兩傍ニテ拜迎ス、館内ヲ御通

行ノ間、同所居台奏任官並ニ各國領事、兩傍ニテ拜

礼ス、便殿ノ御椅子ニ、着御、供奉列ヲ始メ、県令・

各國領事等立列ス、此時中外衆庶へ、勅語、

(勅語文面ハ略ス)

右百官へ、

(略ス)

右人民へ、

次各國公使等祝詞ヲ奉ル、左ノ如シ、

(祝詞ハ略ス)

各國公使へ、勅語、

(勅語文面ハ略ス)

畢テ館内樓上ノ一室ニ御休憩、第十二字同所ヨリ

御發車、諸式前ニ同シ奏隊、第一字新橋鐵道館へ

還御奏隊ヲ奏ス「御着車ノ時国旗・音楽環城式前ニ同シ」直ニ

同所便殿ノ御椅子ニ、着御、供奉ノ列尽ク立列ス、

奏任官亦之ニ列ス、勅語アリ「横濱ニ於テ、百官へ

ノ文ト同シ」、太政大臣官ノ總代トシテ祝詞ヲ奉ル、

(祝詞ハ略ス)

畢テ衆庶へ、勅語アリ此間工部省及ヒ東京商人、祝詞並ニ御答辭アリ

東京府知事、御答辭ヲ宣伝ス「横濱商人へノ文ト同

シ」、後工部省長官・次官・大少丞並局長・鐵道頭及

同僚ノ奏任官・御雇外國人ノ職長等へ、御賞詞アリ、

汝等殊ニ勉力事ニ從ヒ、遂ニ此功ヲ奏ス、朕満足ノ

至ニ堪ヘス、且是レ外國ノ職長等熟練ノ力ニ依ル、

朕之ヲ嘉賞ス、

工部省長官、同省官員總代トシテ祝詞ヲ上ル、

(祝詞ノ文面ハ之ヲ略ス)

次各國公使へ御会釈アリ、了リテ、還御、

工部少輔山尾庸三書ヲ公等ニ上テ曰、

昨日鐵道へ、幸臨、開行式無滯相濟、億兆衆庶ニ至

ル迄、万歳ノ声山ヲ撼シ、実ニ、聖代ノ盛典・百世

ノ懿範、私共ニ於テモ冥加之至奉賀候、抑鐵道ノ儀

ノ懿範、私共ニ於テモ冥加之至奉賀候、抑鐵道ノ儀

ノ懿範、私共ニ於テモ冥加之至奉賀候、抑鐵道ノ儀

ハ、皇国千古未曾有ノ義ニテ、嚮ニ人心未タ開化ニ至ラス、頑習未タ除カサル以前ヨリ、実ニ大隈参議・伊藤工部大輔ノ御英断ヲ助ケ奉リ、心力ヲ勞セシヨリ、全ク今日ノ盛事ニ相運候義ニ候得ハ、何卒右兩人御賞賜之御沙汰有之度、左候ハ、一ト際勸奨ノ道ニモ相成可申、尤右等之儀ハ申上候迄モ無之、御洞察ニテ御詮議有之儀トハ被存候得共、工部ノ重任ヲ担当シ、心付ナカラ黙止致シ候テハ、却テ恐入候儀ト被存候間、僭越ノ罪ヲ願ス此段申上候也、

九月十三日

山尾工部少輔

三條太政大臣殿

西郷参議殿

板垣参議殿

公之ヲ納レ、尋テ重信・博文ニ劍一口ヲ賜ヒ、鉄道頭井上勝以下督役ノ勞ヲ賞シ、金ヲ賜フ差アリ、

四八一 宮内省八等出仕八田知紀ヲ以テ、同七等

出仕ニ補ス

十月十三日

宮内省八等出仕八田知紀舊左衛門ヲ以テ、同七等出仕ニ補ス、
一 八等出仕八田知紀

補七等出仕

明治五年十月十三日

宮内省

右之通、東京より申来候事、

四八二 琉球国朝賀ノ礼ヲ修メ、国王尚泰ヲ琉球

藩王ニ封シ華族ニ列ス

九月十四日

琉球国使臣尚健伊江王子・副使向有恒宜野灣親方等入朝シ、国王尚

泰ノ賀表登極及ヒ一新ヲ賀スヲ上リ、方物ヲ獻ス皇太后宮モ亦同シ、詔シテ尚泰

ヲ冊封シテ、琉球藩王ト為シ、華族ニ列ス待遇ハ二等官ヲ以テス、藩

王夫人及ヒ使臣ニ物ヲ賜フ、差アリ、尋テ第宅ヲ府下飯

田町ニ賜フ、

壬申九月十四日

琉球国使臣三員、午後第一字参 朝ス、外務丞之ヲ御

車寄ニ迎へ、引テ桜ノ間ニ憩ハシム、外務卿・式部助

出テ之ニ接ス、而シテ式部助ヨリ事具スル旨ヲ奏ス、

此時伶人樂ヲ奏ス、上出テ、玉座ニ御ス、太政大臣・

外務卿侍立シ、諸省長官・次官モ亦列立ス、是ニ於テ

明治五年壬申七月十九日

琉球尚泰謹奏

式部助、正使ヲ誘テ 御前ニ進ム、副使・贊議官モ亦
之ニ随フ、式部助三使臣ノ名ヲ披露ス、三使警折謹拝
ス、正使 上及ヒ 皇后へ、尚泰ヨリノ上表並ニ献貢
目録等ヲ式部助へ呈ス、助之ヲ読上ケテ後、上進ス、
其書左之通、

貢献目録

主上へ

一唐筆

三箱

一唐墨

一箱

一唐硯

二方

一唐画手卷二

十端

一紺地島細上布

十端

一紺島細上布

十端

一白大綸子

五本

一縮緬

十卷紅白

一金入龍紋純子

一本

一金入龍紋紗

一本

一青貝料紙硯箱

一通

一焼酎

十壺

右 中山王ヨリ

恭惟 皇后位ヲ中宮ニ正シ、徳 至尊ニ配シ、天下
ノ 母儀トナリ、四海日ニ文明ノ域ニ進ミ、黎庶生
ヲ楽ミ、業ニ安ス、尚泰海陬ニ在テ、伏シテ盛事ヲ
聞キ、權抔ノ至リニ勝ヘス、今正使尚健・副使向有
恒・贊議官向維新ヲ遣シ、謹ンテ慶賀ノ礼ヲ修メ、
且方物ヲ貢ス、伏シテ奏聞ヲ請フ、

皇后へ

明治五年壬申七月十九日

琉球尚泰謹奏

一紺地島細上布

五端

一紺島細上布

五端

一白大綸子

五本

一紗綾

十卷
白紅

一縮緬

十卷
白紅

一金入龍紋純子

一本

一金入龍紋紗

一本

一焼酎

五壺

右 中山王ヨリ

此時 勅語

琉球ノ薩摩ニ附庸タル年久シ、今維新ノ際ニ会シ、

上表且方物ヲ献ス、忠誠無二、朕之ヲ嘉納ス、

使臣等亦自己ノ献物目錄ヲ読ミ、式部助ニ呈ス、助取

テ献ス、

主上へ

一紺地島細上布

五端

一紺島細上布

五端

一島紬

五端

一円金

一本

一焼酎

五壺

右 正使伊江王子ヨリ

主上へ

一紺地島細上布

三端

一紺島細上布

三端

一島紬

三端

一片金

一本

一焼酎

三壺

右 副使宜野湾親方ヨリ

主上へ

一紺地島細上布

二端

一紺地細上布

二端

一島紬

二端

一焼酎

二壺

右 贊議官喜屋武親雲上ヨリ

勅語

汝等入朝シ、能ク汝ノ主ノ意ヲ奏シテ失フナシ、自

ラ方物ヲ献ス、深ク嘉納ス、

上冊封ノ 詔ヲ取テ、外務卿ニ授ケ給フ、卿宣読シ、

畢テ使臣ニ伝フ、
詔書

大日本
國 璽

朕上天ノ景命ニ膺リ、万世一系ノ帝祚ヲ紹キ、奄ニ四海ヲ有チ、八荒ニ君臨ス、今琉球近ク南服ニ在リ、氣類相同ク、言文殊ナル無ク、世々薩摩ノ附庸タリ、而シテ尔尚泰能ク勤誠ヲ致ス、宜ク顯爵ヲ予フヘシ、陞シテ琉球藩王ト為シ、叙シテ華族ニ列ス、咨尔尚泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ、衆庶ノ上ニ立チ、切ニ朕カ意ヲ体シテ、永ク皇室ニ輔タレ、欽ヨ哉、

明治五年壬申九月十四日

天皇
御 璽

使臣暨折謹拜シテ、尚泰ニ代リテ御請申上ル事左之通、
臣健等謹白ス、臣寡君ノ命ヲ奉シ 天朝ニ入貢ス、
今 聖恩寡君ヲ封シテ藩王トナシ、且華族ニ班セシム、
聖恩重渥恐感ノ至ニ勝ヘス、臣健等代テ
詔命ノ辱ヲ拜ス、

明治五年壬申九月十四日

次ニ式部助、藩王及妃へ賜物ノ目錄宣読シテ之ヲ授ク、

賜物目錄

正使 尚 健
副使 向有恒
贊議官向維新

琉球藩王へ

大和錦

五卷

遊獵銃

三挺

鞍轡

一具

琉球藩王夫人へ

大和錦

五卷

七宝焼大花瓶

一双

新製紙敷物

三枚

皇后ヨリ賜物目錄

琉球藩王へ

金地織天鷲絨

二卷

博多織

三卷

西洋敷物

三卷

使臣之ヲ拜ス、此時伶人又楽ヲ奏ス、式部助使臣等ヲ引テ桜ノ間ニ退ク、太政大臣・参議・諸省長官・次官出會、彼等ノ遠来ヲ勞シ、封冊ノ榮命ヲ祝ス、式部官員三使ヲ引テ伝達所ニ進マシム、式部助三使ヘ賜物ヲ達ス、

賜物目録

琉球藩王夫人へ

天鷲絨

五卷

白縮緬

一匹

西洋敷物

三卷

緋縮緬

二匹

使臣之ヲ拜ス、此時伶人又楽ヲ奏ス、式部助使臣等ヲ引テ桜ノ間ニ退ク、太政大臣・参議・諸省長官・次官出會、彼等ノ遠来ヲ勞シ、封冊ノ榮命ヲ祝ス、式部官員三使ヲ引テ伝達所ニ進マシム、式部助三使ヘ賜物ヲ達ス、

七宝焼皿

二枚

使臣之ヲ拜ス、此時伶人又楽ヲ奏ス、式部助使臣等ヲ引テ桜ノ間ニ退ク、太政大臣・参議・諸省長官・次官出會、彼等ノ遠来ヲ勞シ、封冊ノ榮命ヲ祝ス、式部官員三使ヲ引テ伝達所ニ進マシム、式部助三使ヘ賜物ヲ達ス、

蒔絵花台

一箇

使臣之ヲ拜ス、此時伶人又楽ヲ奏ス、式部助使臣等ヲ引テ桜ノ間ニ退ク、太政大臣・参議・諸省長官・次官出會、彼等ノ遠来ヲ勞シ、封冊ノ榮命ヲ祝ス、式部官員三使ヲ引テ伝達所ニ進マシム、式部助三使ヘ賜物ヲ達ス、

新貨幣

百五十円

使臣之ヲ拜ス、此時伶人又楽ヲ奏ス、式部助使臣等ヲ引テ桜ノ間ニ退ク、太政大臣・参議・諸省長官・次官出會、彼等ノ遠来ヲ勞シ、封冊ノ榮命ヲ祝ス、式部官員三使ヲ引テ伝達所ニ進マシム、式部助三使ヘ賜物ヲ達ス、

贊議官喜屋武へ

正使伊江王子へ

大和錦

二卷

大和錦

三卷

紅絹

五卷

天鷲絨

三卷

紅白縮緬

二卷

白縮緬

二匹

蒔絵料紙硯箱

一組

紫縮緬

一匹

七宝焼鉢

二枚

七宝焼小判形盆

二枚

松島蒔絵文台硯箱

一組

此他今般同行ノ者共ヘモ、恩賜各差アリ、畢ツテ使臣等退出ス、外務丞又之ヲ御車寄セニ送ル、此日三使御対面後、賢所参拝被、仰付、各神酒ヲ賜フ、

新貨幣

二百円

副使宜野湾へ

四八二二一 島津久光實紀

大和錦

三卷

九月十四日、琉球王尚泰、使者尚健、向有恒等ヲ遣シ、

入朝賀表ヲ上リ、方物ヲ献ス、上使臣ヲ延見シ、勅語ヲ賜フ、曰ク、

琉球ハ薩摩ニ附庸タル年久シ、今維新ノ際ニ会シ、上表且ツ方物ヲ献ス、忠誠無二、朕之ヲ嘉納スト、詔シテ尚泰ヲ冊シテ琉球藩王ト為シ、華族ニ列シ金三万円ヲ賜ヒ、藩臣ヲシテ東京ニ祇役セシム、外務省官吏ヲ遣シ、琉球ニ駐在シテ外交事務ヲ措置ス、元和以来琉球我カ藩ニ属シ、藩吏ヲ派駐シテ其内政ヲ經理セシメ、以テ廢藩ノ時ニ至ル、是ニ至テ新ニ冊封ス、

四八二ノ三

岩倉公實記

琉球藩王冊封ノ事

九月十四日、琉球国使臣尚健^{伊江王子}・副使向有恒^{宜野方}等入朝シ、国王尚泰ノ賀表ヲ上ツリ、方物ヲ献ス、勅シテ尚泰ヲ冊封シテ、琉球藩王ト為シ、華族ニ列シ給フ、藩王並夫人及使臣ニ物ヲ賜フ、差アリ、其賀表ニ曰ク、

(賀表ハ、太政官日誌ト同文〔同番号四八二ノ一〕ニ付、略ス)

皇后宮ニ上ツル所ノ賀表ニ曰ク、

(同上)

使臣等ヘノ勅語ニ曰ク、

(同上)

冊封ノ詔ニ曰ク、

(同上)

〔附注〕琉球藩王冊封ノ時ニ方リ、具視倫敦府ニ在リ、

正院書ヲ以テ通報ス、其略ニ曰ク、

皇上益御機嫌能御宇被為在、御国内安寧、一同奉仕罷在候条、御安慮可被成候、各位御精勵御奉務御座候段、抔喜之至ニ存候、(中略)琉球摂政・三司到着ニ付、外務省ニ於テ引合、談判之別紙ハ、第三十二号ヲ以テ申進置候通ニ有之、其後本月十四日、謁見被仰付、冊命下賜勅語有之、中山王ヨリモ上表並方物ヲ進献致シ、賜物等別紙之通ニ有之、且同島融通之為、真貨・紙幣共取交セ、金参万円下賜候、同島民客歳冬中冲合難船致シ、臺灣島ニ漂着候処、同島民之一部生蕃ト号スル蛮民、横雜醜酷之所業ニ及候一条、別紙聞書之通控訴ニ及候間、右事実為相糺候処、相違無之趣ニ相聞候、就テハ右御所置振、追々可申進候得共、此段一応御報知ニ及候、本月二十二日、如佳例天長節会被為設、本日ハ殊ニ天氣宜敷、

上下同歎遠近喜色拊欣此事二候、定テ万里外御遙頌、
闕下御想像之儀ト存候、琉球摂政・三司モ盛筵ニ陪
シ、感恩無限様子ニ御座候、三井組・小野組之者ヨ
リ、当日ヲ祝シ奉リ候為メ、酒千樽致献上候、右ヲ
以テ東京府民へ被下度願之趣御許容相成、東京府ニ
於テ市中一般へ下賜取計候、(中略)右御回報旁如
此候也、

壬申九月二十四日

副島外務卿

板垣参議

大隈参議

西郷参議

三條太政大臣

特命全權大副使

御中

四八ノ四
略〇上

琉球使之和歌

琉球藩副使宜野灣朝保は、かねて国学をしたひ、八田
知紀の門に入って、その淵源をうかゝひ、又歌をもよく

詠ることハ、諸史にもいて、人口にも膾炙して、みな
人の知る所なり、曩ニはしめて東京へ上りし時の詠歌
数多あるか中より、一ツ二ツを茲ニしるしつ、
めをさますものはかしてなかくに

夢のうちなるこゝ地こそすれ

東路の花のミヤこに舞ひいて、

ひなの手ふりの恥かしきかな

むさし野はみやことなりて月花の

影ふむ道もはてなかりけり

明治五年九月十八日、東京吹上瀧見の御茶屋にて、和
歌の御会ありしとき、朝保をも召せられ、其日の御題
巖谷契久といふことをつかふまつれる歌に、

動きなき御代を心の岩かねに

かけて絶せぬ滝の白糸

探題紅葉如酔といふことを

くみかはすまとるの外の紅葉まで

ゑひの盛と見ゆるけふ哉

四八二ノ五

壬申九月二十日

御布告書写

琉球藩王へ目録之通下賜フ、

目録

金貨

二十円 五十枚

十円 百枚

五円 三百枚

二円 千五百枚

一円 三千五百枚

銀貨

五十銭 七千五百枚

二十銭 一万八千七百五十枚

十銭 三万七千五百枚

五銭 七万五千枚

紙幣

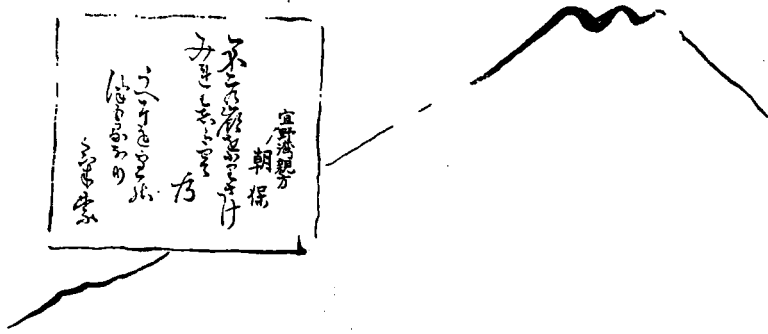
五円 二百五十枚

二円 六百二十五枚

一円 千二百五十枚

半円 二千五百枚

宣野藩親方
朝保
不
力
乃



長真
印

合計 三万円

四八二ノ六
壬申八月十九日分

御沙汰書写

外務省

今般琉球使人撰政・三司官三名、其他随従之者二十七人來 朝ニ付、於其省万事可取扱事、

但鹿兒島県附添官員、其省官員ニ申付、諸事取扱可

為致事、

四八二ノ七
○第二百九十四号(九月二十九日)(布)

頭懸 二士 年第四十号布告ヲ以テ琉球藩ヲ罷シ、沖縄県ヲ置ク
琉球藩王尚泰、自今一等官ノ取扱タルヘキ旨、被

仰出候条、此旨相達候事、

四八二ノ八
○九月二十日(沙) 琉球藩王尚泰

藩内融通ノ為メ、貨幣三万円下賜候事、

四八二ノ九
○九月二十七日(沙) 外務省

頭懸 一七年七月十二日大政官達ニ依リ消滅
其省官員、琉球藩在勤被 仰付候事、

但在勤官員ノ儀ハ、取調可届出事、

四八二ノ一〇
○九月二十七日(沙) 大蔵省

其省官員琉球藩へ出張被 仰付候事、

四八二ノ一一
○九月二十八日(沙) 琉球藩

先年來其藩ニ於テ、各国ト取結候条約並ニ今後交際ノ事務、外務省ニテ管轄候事、

四八二ノ一二
○九月二十九日(沙) 琉球藩王尚泰

東京府下飯田町橋木阪ニ於テ、邸宅一厩下賜候事、

四八二ノ一三
三條實美公年譜

九月十四日、琉球国使臣尚健・副使向有恒等入朝、国

王尚泰ノ賀書ヲ上リ、方物ヲ献ス、 勅シテ尚泰ヲ冊

封シ、琉球藩王ト為シ、華族ニ列ス、

尚泰書ヲ上リ、以テ登極及ヒ大政維新ヲ奉賀シ、方

物ヲ献ス、 勅シテ尚泰ヲ冊封シ、琉球藩王ト為シ、

華族ニ列ス、而シテ待遇一等官ノ礼ヲ以テス、王及

ヒ夫人・使臣等ニ物ヲ賜フ、各差アリ、尋テ又金銀

貨幣・紙幣ヲ合セ三万円ヲ賜フ、拜謁次第左ノ如シ、

(中略)

貢獻目録、之ヲ略ス、

此時 勅語

(勅語ハ略ス)

使臣等亦自己ノ獻物目録ヲ讀ミ、式部助ニ呈ス、助取テ獻ス、

勅語

(勅語ハ略ス)

天皇冊封ノ詔ヲ取テ外務卿ニ授ケ給フ、卿宣讀シ畢テ使臣ニ伝フ、

(中略)

次ニ式部助藩王及妃ヘ賜物ノ目録ヲ宣讀、之ヲ授ク、

賜物目録 之ヲ略ス、

使臣之ヲ拜ス、此時伶人又奏ヲ奏ス、式部助使臣等ヲ引テ桜ノ間ニ退ク、太政大臣・參議・諸省長官・次官出會、彼等ノ遠來ヲ勞シ、封冊ノ榮命ヲ祝ス、式部官員三使ヲ引テ伝達所ニ進マシム、式部助三使ヘ賜物ヲ達ス、

賜物目録、之ヲ略ス、

此他今般同行ノ者ヘモ恩賜各差アリ、畢テ使臣等退

出ス、外務丞又之ヲ御車寄セニ送ル、此日三使 御
對面後賢所參拜被仰付、各神酒ヲ賜フ^{以上次}
是ヨリ先、陸軍大輔山縣有朋書ヲ上リ、琉球ノ処分
ヲ建議ス、

伏惟レハ、方今四海万国犬牙相制シ、虎視狼顧シ
以テ疆域ヲ恢拓シ、利益ヲ漁奪セント謀ル、苟モ
政ヲ柄スル者深謀遠慮、預シメ將來ノ凶ヲナサ、
ル時ハ、或ハ遺利ヲ彼ニ抛ラレ見失フ我ニ招ク、
実ニ寸步モ讓ル可ラス、尺壤モ遺ス可ラサルノ秋
ニシテ、先スレハ制シ、後ルレハ制セラル、急片
時モ緩フス可ラサルノ時ナリ、從來琉球ノ群島我
南海ニ峙立ス、是頗叟ノ比ニ非スト雖モ、若シ他
國ノ啄ニ陥ル時ハ、我ニ在テ毫モ閃涉ナシト謂フ
可ラス、然ルニ從來東洋航海ノ道備ラス、稍遠隔
ノ地ハ措テ論セス、加フルニ旧幕府ノ初朝鮮ノ役
ニ懲テ、概シテ遠凶ヲ棄ルヨリ世々相受ケ、此叢
爾タル者ニ於テ率意ヲ加ヘス、拳テ之ヲ島津一家
ニ附托シ、以テ今日ニ至レリ、然リ而シテ其時万
國交際之道未タ闢ケサルニ際シ、獨立半主等ノ名
義、未タ明カナラサルヲ以テ、遂ニ此兩屬ノ國ア

ルヲ致シ、慶長中島津ノ兵、一挙之ヲ拔テ以来、
 歳時ヲ以テ朝貢ヲ我ニ修シ、又歳時ヲ以テ朝聘ヲ
 滿清ニ通シ、其正朔ヲ奉シ、其封冊ヲ受ク、是其
 地稊确、生活ノ需用ヲ他邦ニ仰カサルヲ得サルノ
 計ニ出テ、我モ亦甘ンシテ之ヲ許ス者ナリト雖モ、
 抑亦含糊不断、名義當ヲ失スルノ甚シキ者ナリ、
 夫此蕞尔ノ島嶼苟モ滿清ニ属セハ、一旦緩急アル
 モ我之ヲ顧サルモ可ナリ、然苟モ我ノ与国タレハ、
 一朝干戈饑孳ノ患アレハ、直チニ我ト相関係ス、
 乃チ視テ越人ノ肥瘠トナス可ラサルハ、理勢ノ必
 然ナリ、況ンヤ方今西洋万国ノ船艦往来梭ノ如シ
 間、侵奪抄略ノ冤アレハ、管スル所ノ国、之カ為
 メニ枉テ伸サルヲ得サルヲヤ、是方今万国ノ際、
 公法漸立チ、名分ニ拠テ義理ヲ制シ、寸地尺壤モ其
 主司領属ノ權ヲ詳ニセサルヲ得サルノ勢ニシテ、
 之ヲ度外ニ措ク可ラサルノ急ナリ、且夫天然ノ經
 界民俗ノ異同ハ、公法ノ取ラサル所ナリト雖トモ、
 概シテ之ヲ論スレハ、地ヲ界シ、疆ヲ定ムルニ於
 テ、全ク廢ス可ラサル者アリ、今其人種言語ノ我
 ニ同シキヨリ、以テ史乘伝フル所、彼我頗ル関涉

アルカ如キハ、其痛痒我得テ緘黙ス可ラサル者ア
 リ、況ヤ從來薩摩ニ在テ、官吏ヲ派駐シテ、其内
 政ヲ經理セシメタルニ於テテヤ、蓋シ其国滿清ノ
 正朔ヲ奉スル者ハ、僅カニ恩惠ノ賜ヲ貪リ、貿易
 ノ利ヲ重ンシ、卑辞以テ自ラ尊大ニスルノ愚ヲ欺
 クニ過キサル耳、去歲宮古島ノ人臺灣ニ漂着シ、
 近傍土人ノ為ニ抄掠ヲ受ケタリ、其中幸ニシテ生
 還スル者、宛ヲ我カ鎮西鎮台ニ訴ヘタル如キ、以
 テ民俗ノ異同遠近ヲ知ルヘク、而シテ其我ヲ依頼
 奉戴スル亦知ルヘキナリ、今ヤ幸ニシテ清国ト交
 際ノ道開ケ、鴻臚ノ官彼此往来スレハ、之ニ説ク
 ニ我カ意ヲ以テシ、時勢ノ兩属ス可ラサルヲ明ニ
 シ、經界所屬ノ正サ、ル可ラサルヲ論シ、我ノ曾
 テ其内政ヲ管スルヲ論シ、虚名ノ以テ益ナキヲ詰
 リ、公明ノ弁ニ拠テ正大ノ意ヲ示サハ、臣慮ルニ
 滿清必我カ意ヲ諒トシ、我カ請ヲ允シ、而シテ後
 一介ノ使ヲ馳セ、琉球ニ諭スルニ我ノ意ヲ以テセ
 ハ、則皇清兩國睚眦ノ患ナク、中山ノ地三寸ノ舌
 ニ因テ定ムヘシ、而シテ後其主ヲ朝セシメ、我ノ
 華族ニ列セシメ、我ノ政令ヲ奉セシメ、貢獻ノ礼

ヲ定メ、保護ノ法ヲ立テ、而後ニ万国ニ布告シ、
永ク我カ版図ニ属スルヲ明示セハ、亦 聖上覆育
ノ洪恩、遠ク彼ノ南方ニ光被シ、僻島ノ人類永ク
我雨露ノ沢ニ浴スルヲ得ン、果シテ然ラハ、豈
聖代維新ノ一端ナラスヤ、是方今時機ノ在ル所ニ
シテ、臣カ所謂先ンシテ、以テ制スヘキ者ナリ、
然トモ事皇清兩國ノ交際ニ関シ、又公法ノ条規ニ
係ハル事タル細小ナラサレハ、願クハ之ヲ衆議ニ
附シ、反覆論究方法ヲ至当ニ帰シ、速ニ之ヲ行事
ニ措カン、是臣区々微衷ノ存スル所ニシテ、且其
保護ノ方法ニ至テハ、部事ノ関スル所アルヲ以テ、
謹ンテ奏聞シ、以テ 天裁ヲ仰ク、臣有明昧死慎
奏ス、

壬申八月

陸軍大輔山縣有朋

【参照】

尚泰

浪の月 当家は鎮守府將軍源義家の子、六條判官為義
の八男、鎮西八郎為朝の後なり、為朝伊豆国大島に流
され、天子我に大島を賜ふと、大氣焰を吐きし事あり、
大島より琉球に渡り、大里按司の妹を娶り、尊教を生

む、時に国王天孫氏廿五世、德望薄くして政治昏らす、
遂に権臣利勇の為に弑せられ、利勇代て国王となる、
文治三年尊教逆臣利勇を誅し、遂に推れて国王となり、
舜天王と号す、政治を励み、文教を敷き、大に治績あ
り、其子舜馬順熙王立ち、其子義本王を経て、数代尚
徳に至りて嗣絶え、姻戚なる義本王八世の裔尚圓推さ
れて王となる、其裔尚寧に到りて、多年島津家へ方物
を貢するの例を絶ち、天正十七年豊臣秀吉に京都に朝
するに至れり、島津義久再三使を發して、入貢の杜絶
を責む、然れども頑として応せず、慶長十一年島津忠
恒、徳川家康の許を得、更に島津家久をして貢使を送
るべきことを勸告す、されども遂に肯せざるを以て、
同十四年三月百余艘の戦艦を向けて征討し、遂に首里
城を陥落し、国王尚寧擒となり、島津家に至りて叩頭
陳謝し、事平和に歸したり、翌年家久と共に、家康及
び將軍秀忠に謁して琉球に帰国す、それより国王の嗣
立及將軍の継統には、必ず使者を江戸に發して敬賀の
式をなせしと、それより一統継承して君に至る、当
家は為朝の裔なるを以て、性(性)を朝と呼びしが、後明帝よ
り今の性(性)を授けられ、遂に尚と改むるに至りしと、

○中略

胸の光 明治十二年六月從三位に、同二十年十二月正三位に、全廿五年七月從二位に、同卅年七月正二位に叙せらる、

行く水 天保十四年(清、道光廿三年) 七月八日琉球に生る、嘉永元年五月(清、道光廿八年) 琉球王位に即き、北米合衆国・佛蘭西共和国・荷蘭等互市を求め、条約を交換す、慶應二年八月(清、同治五年) 清国の冊封使來つて中山王に封す、明治四年廢藩置縣の令下り、版図鹿兒島の管轄に屬し、翌年九月、使臣尚健・副使臣宜野灣親方朝保をして、東京に朝せしめ、賀表を上り、方物を獻せしむ、天皇内廷に召見し、琉球を以て藩と爲し、尚泰を藩王に封し、華族に列せらる、曩に交換したる三国の条約は、外務省の管理に屬すべしとの命あり、全六年謝恩状を奉呈したり、全十二年四月侍從富小路敬直を沖繩県に遣され、君を東京に召さる、全年五月病氣を以て、長子典を代つて上京せしめ、全年六月參朝し、東京に住居を仰付られ、第宅を府下富士見街に賜ひ、且つ金禄公債証書二十万円を賜ひ、全十八年五月侯爵、

權の榮 嘉永元年五月琉球王位に即き、明治五年琉球藩王となり、全十二年六月麿香間祗候を仰付られ、全廿三年十月貴族院議員となる、

四八三 長崎県権參事森岡昌純ヲ以テ、飾磨県參事ト為ス

九月十五日

長崎県権參事森岡昌純清左衛門ヲ以テ、飾磨県參事ト為ス、
鹿兒島県士族

森岡昌純

○中略

清左衛門
天保五年甲午二月生

同治 五年壬申九月十五日

一任飾磨県參事、

○以下略ス

壬申九月十五日

御布告書写

任飾磨県參事

長崎県権參事森岡昌純

四八四 賞典米ハ華族・士族・平民共旧府県地ニ於テ交付セシム

九月十九日

賞典米ハ華族・士族・平民、其旧府県地ニ於テ之ヲ交付セシム、

四八四ノ一
○第百三十五号(九月十九日)

〔領註〕「第百四十五号及七太政官第三百七十五号參看」
賞典米渡方ノ儀、華・士族・平民共、其貫屬ノ地ニ於

テ可相渡答ニ候ヘ共、追テ一般ノ御処分相定候迄、何レモ旧府県地ニ於テ相渡候条、其年十二月並翌七月兩度ニ割合、旧府藩県所屬ノ新府県ヘ申出請取可申、其段賞典有之面々ヘ、当時貫屬ノ庁ヨリ可相達候也、

四八四ノ二
○番外(九月十九日)
〔領註〕「太政官第三百七十五号ヲ以テ渡方改ム」

- 東京府 京都府 青森県
- 山形県 秋田県 木更津県
- 茨城県 栃木県 宇都宮県
- 愛知県 岐阜県 筑摩県
- 長野県 額田県 石川縣
- 新川縣 柏崎縣 奈良縣
- 三重縣 犬上縣 足羽縣

- 鳥取縣 岡山縣 小田縣
- 廣島縣 神山縣 山口縣
- 高知縣 長崎縣 福岡縣
- 三瀨縣 小倉縣 佐賀縣
- 美々津縣 鹿兒島縣 開拓使

賞典米渡方ノ儀、華族・士族・平民共、其貫屬ノ地ニ於テ可相渡答ニ候ヘ共、追テ一般ノ御所分相定候迄、何レモ旧府県地ニ於テ相渡候条、当十月ヨリ来西九月迄、入用置米ノ内ヘ組入可伺出、猶本人ヘ渡方ノ儀ハ、十二月並翌年七月兩度ニ割渡候上、其年ノ御勘定帳ヘ組入可申候、尤旧知事ヨリ士・卒其外ヘ頒当有之、銘々ヘ渡方願出候ヘハ、伺ノ上処分可致候、既ニ分配渡方伺濟ノ県ハ不及其儀、此段相達候也、

四八五 川崎祐名ヲ以テ諸鎮台掛ト為ス

九月二十七日

川崎祐名ヲ以テ諸鎮台掛ト為ス、

從四位勲二等貴族院議員川崎祐名

○中略

○天保四年十一月十五日生

履歴

明治四年五月二日會計司出仕被仰付、○全年七月二十八日兵部省出仕被仰付、○全日會計三等監督分課被仰付、○全年八月十七日兵部省八等出仕被仰付、○全日會計三等監督鎮台へ派遣被仰付、○全年十二月十四日兵部省七等出仕被仰付、○全日會計二等監督分課被仰付、○全五年二月三十日陸軍七等出仕被仰付、○全年九月二十七日諸鎮台掛被仰付○以下略ス

略上

川崎氏、元伊東氏、曾テ日州飢肥ノ城主タリシカ、元龜・天正ノ交、故有テ島津家ニ仕ヘ、尔來世々鹿兒島ニ住ス、父ハ祐美、母ハ岡野氏、天保四年十一月十五日ヲ以テ鹿兒島ニ生ル、幼ニシテ父ヲ亡ヒ、賢母ノ為メニ鞠養セララル、性豪氣ニシテ卓見有リ、常ニ長者ト交リ、群童ノ為メニ敬セララル、長スルニ及デ、志ヲ理財ノ学ニ潜ソメ、安田某ニ就テ実用經濟ノ学ヲ修ム、藩人望ヲ囑スルモノ多シ、文久・慶應ノ交、薩藩京都ヲ守衛スルヤ、氏常ニ兵糧掛ヲ以テ在勤シ、能ク經濟ヲ整理ス、西郷隆盛亦タ大ニ氏ノ器ヲ賞セリ、戊辰ノ

役氏亦タ小荷駄奉行代理トシテ東下シ、白川・會津ニ転戦シ、常ニ其職ヲ全フセリ、明治二年抜テラレテ、藩ノ出納奉行ト為リ、全三年御親兵出張ノ際、亦タ出納奉行ヲ以テ小荷駄ヲ督ス○以下略ス

四八六 島津久光疾ニヨリ、家扶法元昌祥ヲ以テ

上京ノ期猶予ヲ請ヒ聽許セララル

九月廿七日

久光ノ建言ニヨリ、御下問ノ為メ公ヲ召スト雖モ、疾猶癒ヘサルヲ以テ、家扶法元昌祥ヲシテ、其上京ノ期ヲ緩フセンコトヲ請フ、尋テ十月十二日ニ至リ、批シテ之ヲ聽許セララル、

九月二十五日、公家扶法元昌祥ヲシテ、尚ホ疾ニ臥スルヲ以テ、上京ノ期ヲ緩クセンコトヲ上請セシム、十月十二日批シテ之ヲ聽ルシ、菓子及手炉ヲ賜フテ疾ヲ慰ス、上還幸ノ後チ公ノ建言ヲ覽シ、召シテ親ク下問スル所アラントシ、疾ヲカメテ上京スヘシトノ命アリ、公聖旨ヲ感戴スト雖、起ツコトヲ得ス、故ニ之ヲ上請ス、其伝命等ノ文左ノ如シ、

先般御巡幸之節、從三位殿建言被成候処、御前ニ被留置、還幸之上御熱覽被遊、右建言之儀ニ就テハ、御下問被遊度儀モ被為有候間、乍病中押テ上京可被成旨、御沙汰ニ候、

先般御巡幸之節、從三位島津久光以箇条書献白仕趣御座候処、還幸之上被遊御覽、建言之儀ニ就テ、御下問之義モ可被為有、乍病中押テ上京可仕旨、御沙汰拜承仕、則御請可申上之処、于今病痾臥床之容体、涯々上京難仕、何卒御猶予被成下候様、宜御執奏奉願候、以上、

從三位島津久光

家扶

壬申九月二十九日

法元昌祥

病氣ニ付上京御猶予之義、御聞届相成候、聊ニテモ快方ニ候ハ、早速上京可致事、

布達留

近在掛一等・二等・三等里正之事

一 近在戸長

俸祿從前之通三級ニ分ツ、

郡長之事

一 大区戸長

副長并里正・副正之事

一 大区副戸長

俸祿三級ニ分ツ、是迄副長・里正・副正祿制之通、

一 戸長是迄之通、

戸長副并助之事

一 副戸長

一 郡長・里正之称呼相廢止候様被仰渡候付、右之通致改称候事、

但俸祿は從前之通可相心得候、

九月

県庁

四八七 郡長・里正等改称シ俸祿ハ旧ニ依ラシム

是月(九月)

郡長・里正等改称シテ、其俸祿ハ旧ニ依ラシム、

四八八 本県糧餉方ヲ諸財蔵ト改称ス

是月(九月)

本県ニ於テハ、糧餉方ヲ諸財蔵ト改称ス、

糧餉方廢止ニテ、更ニ諸財蔵と唱相替候事、

九月

県庁

四八九 戊辰以来重創ノ者大蔵省へ廢人届ヲナシ

タル以外ハ取扱ハサルコトヲ令ス

是月(九月)

去月十八日、本県権参事椎原國幹与右衛門ヨリ、旧薩藩士ノ

奥羽・北越ニ於ケル戦死・傷病者等ノ人員ヲ、大蔵省ニ

稟申中ニ付、其定額外ニハ及ハサルコトヲ予期シテ、其

注意方ヲ一般ニ令シテ之ヲ知ラシム、

布達留

戊辰以来重創之面々切断等いたし、又は疵口等再発之

者は、療医診察之上廢人被仰付、一世限り別段之御取

扱も有之来候得共、今般大蔵省江人員御届相成、以来

於当県定額外之儀は、取扱不相成様、屹と御達相成候

間、此段為心得及布告候事、

九月

県庁

四九〇 本県給地高ヲ查覈セシメ、私有ノ土地・

家屋ノ売買及ヒ讓渡ノ自由ヲ許ス

是月(九月)

本県令シテ給地高ヲ查覈セシメ、並ニ県下各人所有ニ於ケル土地・家屋売買及ヒ讓渡等ヲ、自由ニ任セシム、

年号月日

持高書出帳

第何大区小何区

土族
何野某

帳面下ニ張紙有之、

案文之通取仕立、当月廿四日限り、

無間違差出可被成候、以上、

八月十三日

戸長

一高何石何斗

何方何村何門

浮免

内永損休地、当損有無之訳、幾株有之候ても同断、

何方何村何門

一高何石

右自作地并大浮免高之株、

一高何石

何方

右都城県内高ニテ、先日御届申上置候、

一高何石

何方何村何門

右は、此節何野何某方より永代讓受、高直之願申上置候、

本県令シテ、出水野間原及辺路番所ヲ撤去シ、其番人ヲモ解ク、

一高何石

何方何村何門

通達留

但高何石

浮免

右宍行何野何某方江永代売渡置申候、

一出水野間原其外辺路番所共、此涯取除申付、番人も廃止申付候事、

右は当秋より給地高惣御蔵入ニ付、被仰渡趣承知仕、

九月

県庁

右之通相違無御座候、以上、

第何大区小何区

士族

申月日

何野何某

諸人居屋敷・自作地町反定限も有之候処、今般

朝廷御布告ニ付更ニ令廃止、居屋敷并自作地等勝手売

買申付候条、追て地稅等之儀何分可申達候、此旨及布

告候也、

壬申九月

県庁

四九一 出水野間原及辺路番所ヲ撤去シ番人ヲ解

ク

是月(九月)